

平成19年 3月 9日から
平成19年 3月12日まで

標 茶 町 議 会
平成19年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町議会議場

標茶町議会平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

第 1 号 (3 月 9 日)

開会の宣告	3
委員長・副委員長の互選	3
付議事件	
議案第17号 平成19年度標茶町一般会計予算	5
議案第18号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第19号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第20号 平成19年度標茶町老人保健特別会計予算	5
議案第21号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	5
議案第22号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第23号 平成19年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第24号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算	5
散会の宣告	24

第 2 号 (3 月 1 2 日)

開議の宣告	27
付議事件	
議案第17号 平成19年度標茶町一般会計予算	27
議案第18号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	27
議案第19号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算	27
議案第20号 平成19年度標茶町老人保健特別会計予算	27
議案第21号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算	27
議案第22号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算	27
議案第23号 平成19年度標茶町病院事業会計予算	27
議案第24号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算	27
総括質疑	
新 田 重 雄 君	27
高 橋 紀久男 君	30
越 善 徹 君	36
平 川 昌 昭 君	43
深 見 迪 君	48
伊 藤 淳 一 君	64
鈴 木 裕 美 君	73
三 好 英 雄 君	81

大 島 益 美 君	100
閉会の宣告	102

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程(第1号)

平成19年3月9日(金曜日) 午後 3時01分開会

付議事件

- 議案第17号 平成19年度標茶町一般会計予算
- 議案第18号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第19号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成19年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第21号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第22号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第23号 平成19年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第24号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員(15名)

委員長	館田賢治君	副委員長	末柄薫君
委員	豊田實君	委員	越善徹君
"	鈴木裕美君	"	平川昌昭君
"	大島益美君	"	田中進君
"	川村多美男君	"	黒沼俊幸君
"	高橋紀久男君	"	伊藤淳一君
"	菊地誠道君	"	深見迪君
"	高野千鶴子君		

○欠席委員(2名)

委員 新田重雄君 委員 三好英雄君

○その他の出席者

議長 小野寺典男君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
助役	及川直彦君
総務課長	玉手美男君
企画財政課長	佐藤吉彦君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	森山豊君

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

農林課長兼	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君(農林課長兼務)

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾昌之君
議事係長	中島吾朗君

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

(議長 小野寺典男君委員長席に着く。)

開会の宣告

○議長(小野寺典男君) ただいまから平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午後 3時01分開会)

委員長の互選

○議長(小野寺典男君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。大島委員が年長委員でありますので、大島委員に委員長互選の職務をお願いいたします。

休憩いたします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時02分

(年長委員 大島益美君委員長席に着く)

○年長委員(大島益美君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員15名、欠席2名であります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(大島益美君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(大島益美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたしました。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 委員長には館田委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(大島益美君) ただいま川村委員から、委員長に館田委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(大島益美君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長には館田委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時04分

(委員長 館田賢治君委員長席に着く。)

副委員長の互選

○委員長(館田賢治君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、副委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長(館田賢治君) ただいま川村委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長の互選は、川村委員からの指名推選に決定いたします。

川村委員。

○委員(川村多美男君) 副委員長には末柄委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長(館田賢治君) ただいま川村委員から、副委員長に末柄委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) ご異議ないものと認めます。

よって、副委員長には末柄委員が当選されました。

休憩いたします。

休憩 午後 3時05分

再開 午後 3時07分

議案第17号ないし議案第24号

○委員長(館田賢治君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

本委員会に付託を受けました議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題8案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第17号から議案第22号までの歳入歳出予算は、歳入と歳出に分けて、議案第17号の歳出は款ごとに行います。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

はじめに、議案第17号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出から行います。

第1款議会費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第2款総務費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 先ほど総務費の1項1目一般管理費、45ページで説明受けたときに、15節の工事請負費の中で前年比かなり845万円ほどふえているということで、内容的にちょっと聞き漏らしたかなと思うのですけれども、工事の内容についてお聞きしたいと思います。

○委員長(館田賢治君) 管理課長・今君。

○管理課長(今 敏明君) お答えいたします。

財産管理費の工事請負費のご質問ということで承りたいと思います。それで、工事費の内訳でございますけれども、基本的には町有施設の整備基金事業でございます。整備基金事業につきましては、ご案内のとおりワンスパン5年間を一定程度の償還期間ということで、今第2次の町有施設整備基金の償還期間となっております。その5年間の19年度は4年目に当たるということで、それぞれ年度別に緊急あるいは危険性、そういったものを一定程度分けてございまして、その4年目の当初計画の中にのってきたものが今年度予算計上されているということで、具体的に言いますと、緊急労務を含めてありますけれども、一つ目には茶安別の農村環境改善センター、いわゆる公民館の部分でございますけれども、そのアリーナ、体育館部分でございますけれども、その床の全面改修ということでございます。金額については、約440万円程度と。それから、虹別プールの、これも4年から5年のスパンで水槽あるいは鉄骨等の塗装のメンテナンスを行っているわけですが、今年度は虹別プールの鉄骨ほか塗装でおおむね500万円程度と。それから、勤労者会館の屋根壁の漏水改修ということで、ここの部分については330万円程度と。それから、塘路の駅前農村公園の水洗化ということで、これにつきましては先ほど来から提案の中でもございましたけれども、塘路の下水道が19年度より供用開始になるということで、その部分の供用開始地区にこの農村公園が含まれているということで、この水洗化のための大あるいは小便器の取りかえ、あるいは切りかえ、そのような工事費で約200万円程度。それから、農業者トレーニングセンターの、これは西側の方になりますけれども、アリーナですけれども、鋼製サッシあるいは外壁等の防水改修を見込んでございます。これが350万円程度でございます。

○委員長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか、2款総務費について。

伊藤委員。

○委員(伊藤淳一君) 41ページの一般管理費の1節の報酬なのですが、先ほど数字だけじゃなくて説明を受けたのですが、ちょっと聞きづらかったので、再度お伺いしたいと思います。何か公民館の関係の人件費というふうに思って聞いておりましたので、10款の教育費の部分と関連があるかと思いますが、もう一度よろしくお願いたします。

○委員長(館田賢治君) 総務課長・玉手君。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○総務課長（玉手美男君） ご説明をいたします。

一般管理費、事務補助員の報酬でございますが、例年8人の人数でございます、報酬欄につきましては、今回、最終的に5人というふうになっています。3人の減になっておりますが、3人の内訳につきましては、4名の各公民館、虹別、磯分内、茶安別、阿歴内の事務補助員を教育費、10款の方に移行をしたと。かつ開発センターの方でございますが、農業費の開発センター費の中に事務補助員が1名ございます。合わせまして、塘路は臨時職員でございますから、この異動はないのでございますが、5名の者が10款の方に移行をするというふう今回になります。一般管理費でございますが、先ほど3名減ったということで、実はこの中で事務補助員については4名でございます。実は、1名増というのがあります。上御卒別簡易郵便局の部分でございますが、個人委託の状況にございました。その部分について、郵政民営化に伴いまして簡易郵便局の廃止の問題がございます。町側としましては、町の非常勤職員なり発令をすることによって存続ができるということになりましたので、非常勤化をさせていただきましたということでございます。その収入につきましては、使用料及び手数料の中で、後ほど収入の方にも出てくるのですが、252万円ほどの事務取扱手数料という形で公社の方から入ってくるというものでございます。その部分を個人の報酬に充てるというような状況でございます。また、併用住宅というふうになってございますので、その賃借料についても手数料の中に組み込まれておりますので、その部分についても報酬とあわせて同額程度のものが入ってきますので、その分を支出するという運びで今回なっておりますので、説明を終わりたいと思います。

○委員長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 毎年同じことを聞くかもわかりませんが、64ページ……済みません。民生費。

○委員長（館田賢治君） 民生費だよ。

○委員（伊藤淳一君） 済みません、いいです。

○委員長（館田賢治君） 民生費。

深見委員。

○委員（深見 迪君） ちょっと勘違いしたら申しわけないのですが、67ページの20扶助費の方の家族介護用品支給費、これ1.5倍ぐらいふえているのでないかと思うのですが、どういう形でふえたのか、ちょっと内容を教えていただきたい。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

家族介護用品支給費、特に紙おむつ等々になりますけども、これにつきましては、現在12名の支給実績がございますが、新規7名を見込みまして、計19名ということで、今回の予算計上をしているところでございます。

○委員長（館田賢治君） 3款民生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、4款衛生費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

末柄委員。

○委員(末柄 薫君) ページにすると84ページ、保健衛生総務費の中です。広域救急医療対策費負担金、これ昨年もちょうと聞いたとは思いますが、各市町村でのいろんな割り振りがあったと思うのですが、その辺お聞かせ願えますか。

○委員長(館田賢治君) 住民課長・森山君。

○住民課長(森山 豊君) お答えいたします。

保健衛生総務費の広域救急医療対策費負担金というものでありますが、これにつきましては、鉏路市内に五つの指定病院がありまして、鉏路圏域内で、2次救急の受け入れを順次行っているというのがあります。これにつきましては、従前は鉏路市が主体になって国から補助金をもらっていた部分なのですが、補助金が廃止になって、各自治体にそれぞれ交付税措置されているということでございまして、その交付税措置されている相当分を負担金として納めて、広域で2次救急の体制を整えるという内容でございます。

○委員長(館田賢治君) 末柄委員。

○委員(末柄 薫君) 事業の内容の方はそれでよくわかりましたが、それで均等割ですか、じゃないと思うのですが、その辺はいかがですか。

○委員長(館田賢治君) 住民課長・森山君。

○住民課長(森山 豊君) お答えいたします。

これにつきましては、総体額の10%は均等割、90%は人口割というふうになってございます。

○委員長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、5款労働費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 105ページですが、林業費に関してお聞きしたいと思いますが、林業費の中で詳細は167ページに出ておりますね。それで、大分林業費については減額になっておりますが、予算説明の中でも造林事業ということで、特に除間伐について載っております。今年度の予定としては、主にカラマツということで。お聞きしたかったのは、例えばさきの補正予算でもカラマツの多分間伐材ということで売り払いになっておりますから、この間伐材の、要するに、対象となるのは、年度に1回売り払いをしてということになっていくのか。その辺の予算は立てておりますが、そういう対象になる場合の、間伐した場合の、要するに措置ですね、そういった面はどういうふうにお考えになっているか、改め

てお聞きしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

間伐のタイミングの関係というふうに考えてよろしいでしょうか。19年度予算の中で間伐がどのようになっているかという質問だと思うのですが、標茶町の林業関係の予算につきましては、道の補助金の配分によるものというものが非常に多くて、毎年の変遷については補助金の枠の増減によって変動しておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） 私、町長の執行方針の中でしばらくぶりといいますか、林業の執行方針の中で非常に木材価格が上昇傾向にあるということで、林業経営ももっと見直ししていかなければならない。そして、間伐についても、特に予算説明では18年から35年とうたっていますが、どんどん、どんどんシフトして行って、さきのパイロットフォレストでももう45年から50年になって行って、成林、主伐になってくる時期だと。ですから、町有林の除間伐事業についても、そういった面についてどういうふうに考えていくかというのが大事になってくると思うのです。そこで、先ほどお聞きしたのですが、そういう点では今現在、今年度はこういうふうにするのですが、いわゆる蓄積量からすると、かなりそういった面では年数がたってきているのではないかと。そういった面で、町長も森林整備等についてうたっておりますので、そういった面の考え方の考え方をもう一度まとめていただければと思うのですが、農林課長のお答えいただける段階で結構です。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 町長の執行方針にもありましたとおり、林業経営というのは長い目で見て着実にやっていかなければならないのじゃないかというふうに思っております。ただ、そういう意味で現実問題として非常に財源が窮屈な中で効率的にやっていかなければならない。それから、材価が若干上がってきているという部分あるのですが、そういう意味で関係者の中では民有林の伐採が無秩序に進んでしまうんじゃないかという、そういう危惧の声も聞かれておりますが、伐採と、それから植林、造林、そういったものが総体的にバランスをとってやっていかなければならないというふうに考えております。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時24分

再開 午後 3時25分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

第6款農林水産業費について質疑を続行いたします。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 166ページです。農業振興費の中で牛乳消費拡大事業ということで予算化されました。説明では、1・5運動の事業を振り返ったということですが、賄い材

料費で72万2,000円ということで予算化されましたが、どのような事業がこの賄い材料として計画されている。例えばこの間行ったような試食会のような乳製品消費拡大運動で考える会のときに町民の皆さんにといった、そういう取り組みということを考えていらっしゃるのか。それから、事業補助の20万円というのは、1・5運動が発展的に解消して、昨年は食の集いというのが開催されていますから、そのことをここで補助しようとしているのか伺いたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

牛乳消費拡大事業92万1,000円の中のそれぞれの内訳についてのご質問だと思います。それで、賄い材料費に計上しております72万2,000円なのですが、これにつきましては町内の小中学校、それから幼稚園、老人福祉施設への牛乳、乳製品の提供のための予算でございます。それから、事業補助金のところにある20万円につきましては、これは食の集いの運営のための補助金でございます。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それから、林業振興費で説明の中で林退協の関係の事務手数料が廃止になったという説明だったのでしょうか。たしか5万何がしの予算化がずっとされていたかと思ひまして、もしそのことだとすれば、森林組合へ事務手数料取り扱いということ支出していたのではないかというふうに思いますが、ゼロになった背景は何でしょうか。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

予算の支出先については、委員ご指摘のとおり森林組合に対する補助金でございます。制度的には、昭和51年から林業労働者の退職金制度、加入促進に係る事務費の一部補助ということで、林業労働者の福祉向上等のためということで支払いを続けておりました。平成16年度に一連の補助金等の見直しの中で、直接林業労働者に対する補助ではなく、事務の取り扱いということで、これを削減することについて林業労働者の著しい不利益になるかどうか、そういうことも含めまして森林組合とも協議いたしまして、16年度から3分の1ずつ、3年間かけて削減するというので、平成18年度で終了したところです。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

豊田委員。

○委員（豊田 實君） 牧野管理費の部分でお伺いしたいと思いますけれども……

○委員長（館田賢治君） 何ページだ。

○委員（豊田 實君） 飼料費として載っております4,500万円という予算なのですが、これは農耕飼料として購入するものなのか、あるいは粗飼料と合わせてこの金額になるのか、ちょっとその辺聞かせてください。

○委員長（館田賢治君） 94ページ。

○委員（豊田 實君） ごめんなさい、94ページから95ページにかけてです。

○委員長（館田賢治君） 育成牧場長・表君。

○育成牧場長（表 武之君） お答えいたします。

この費用につきましては、全部化学肥料でございます。

(何事か言う声あり)

○育成牧場長(表 武之君) えさ、済みません。失礼しました。

まず、家畜用の配合飼料につきまして、全部で約2,800万円ほど見ております。その他鉱塩、あと牧草乾燥ロールの購入も見ておりますし、あと生草の購入としまして、2番草ですが、その購入も見ております。また、ロールサイレージの2番ロールサイレージについても購入を考えております。

以上であります。

○委員長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

豊田委員。

○委員(豊田 實君) 同じ需用費の中で、11節ですけれども、消耗品費の中でちょっと聞き取れなかった部分があるので、5,394万6,000円という予算はどのような消耗品なのか、大まかでいいので、聞かせてください。

○委員長(館田賢治君) 育成牧場長・表君。

○育成牧場長(表 武之君) 消耗品につきましては、事務用品の消耗品から一般管理消耗品、あと家畜管理の消耗品、それから綿羊関係の消耗品、車両維持管理の関係、あと作業機械維持管理の関係、草地維持管理の関係でございます。個別の金額で申しますと、事務用品につきましては15万2,000円程度になります。一般管理消耗品につきましては81万3,000円程度になります。家畜管理につきましては、敷料が890万、薬剤費につきましては209万円程度、綿羊関係につきましては14万円、車両維持関係につきましては400万円程度になります。あと作業機械につきましては、220万円程度になります。あと草地維持管理につきましては、先ほど言いました飼料と土改剤等で3,350万5,000円程度になります。おおむねそのとおりになります。

○委員長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、7款商工費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 商工振興費の観光費なのですが、釧路湿原国立公園20周年記念事業負担金、20周年記念ということで11万4,000円という予算ですが、釧路湿原国立公園と言えば標茶町でなくて、釧路市を含む鶴居村さんとか釧路町さんを含めての負担金の割合なのか。事業内容というのは、標茶町としてどういう考えなのかお聞きしますが、ついでにこの機会に、釧路湿原をつくる会補助金で100万幾ら、釧路湿原国立公園連絡協議会負担金639万1,000円、これは例年のごとくですが、あわせてこの際お聞きしておきたいと思えます。

○委員長(館田賢治君) 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長(佐藤啓一君) お答え申し上げます。

まず、釧路湿原国立公園連絡協議会の負担金でございますが、この部分につきましては釧路湿原の賢明な利用と湿原のPRというふうなことを目的といたしまして、委員ご指摘のとおり本町、鶴居村、釧路町、釧路市、それにオブザーバー的な参加ということで環境

省、それに北海道、釧路支庁というふうな形での協議会をつくってございまして、協議会負担金の多くの600万円の部分につきましては、塘路ビジターセンターに職員を2名配置してございますが、それは設置町村の負担によるものだという設置時期の環境省との約束事項がございまして、その分の2名の人件費、1名300万円分、2名で600万円分を本町で負担しているのが大部分でございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、釧路湿原を美しくする会の補助金、これも同じ構成で行ってございまして、道からの補助金の受け皿となるべく会を結成しているものでございまして、同じく標茶町が104万6,000円の負担金を出しまして、その大体1.2倍程度のものが道の方から交付されてくると。それを町村に還元してくるということになりまして、この主な使用の部分につきましては、ご存じかと思いますが、森と川の月間のときの湿原のクリーンデーであるとか、それからコッタ口、それから茅沼の草刈りの部分につきましては、久著呂の地域振興会の方をお願いをいたしまして、地域の方々が誠意を持って草刈りであるとか清掃していただいている、その費用に充てているということでございまして、この分についてはご理解いただきたいと思っております。

それから、釧路湿原の20周年記念事業の部分でございまして、これも委員ご指摘のとおり同じ構成で行うということでございまして、10周年の部分につきましては、本町におきましても60万円程度の負担金を出しまして、当時パネルディスカッションであるとか、それから講演会、それから記念誌等の発行をいたしました。それから10年たって今回、昨年からのいろいろ協議を進めてきたところなのですが、当時の状況と財政状況が大きく変貌したということもございまして、規模を縮小するという基本的な考え方で各関係町村が一致をいたしまして、釧路市が大部分の金銭を負担するわけでございますが、標茶町につきましては11万4,000円ということで進めるということで話が進んでおります。全体の部分につきましては、記念実施のフォーラムを若い人たちに釧路湿原を知っていただくということで、20歳のフォーラムという部分を釧路市を中心して行いたいと。まだ計画の段階でございまして、標茶高校の環境学習であるとか、それから標茶高校のいろいろな実践がありますので、そういう若い人たちにもそのパネルディスカッションの中とか、そういう発表の機会ができればいいということも含めまして、関係町村で今協議を、内容を含めて協議を進めているところでございまして、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） 平川委員。

○委員（平川昌昭君） その20周年記念事業の開催場所は、標茶町として考えていますかいないか、ここだけお聞きします。

○委員長（館田賢治君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） まことに残念でございまして、釧路市を中心にして今事業を進めるということで話は進んでいるということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

菊地委員。

○委員（菊地誠道君） 107ページ、商工団体の補助金、これは前年度よりふえていると思うのですが、もしできればこの内容と、ふえたところが極端にあれば、なぜふえたのか、その辺もちょっとお聞かせ願いたいと思っております。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（館田賢治君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

商工会の補助金1,665万6,000円の内訳でございますが、この部分につきましては今回事業費として特別対策事業ということで若干新たな部分がふえてございます。その部分につきましては、特別事業といたしましては、夏祭りの開催事業費として15万円、それから青色申告会の運営事業、これは従前税務課の方で青色申告会ということで整理をしていたのですが、商工会に事務局があるということをお考えまして、商工会の事務局の補助金の中に包括したということでございます。

それから、開運橋開通いたしました、夏祭り等に合わせまして町の補助金100万円、そして商工会関係で100万円、そして地域の方々の理解を得ながら、できれば夏祭りに合わせて開運橋の祝いということで花火大会等の実施をしたいという要請がございまして、これにこたえたということで100万円の特別事業費ということで計上してございます。

また、駅前商店街、ご存じのとおりシャッター等おっておりますので、にぎわいを取り戻そうということで、それから地域の明るさも取り戻すということで、今開運橋の開通に合わせて街路灯の設置等、今課題になっていることはご存じかと思いますが、その一部負担ということで87万6,000円、その残りの部分につきましては、従前の事務費の補助ということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、8款土木費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 116ページ、都市公園の整備費なのですが、先ほど助役の方の予算概要の中で、ここの部分でパークゴルフ場というようなことが話されておりましたので、15節の工事請負費319万円ほどなのですが、これは特別新たにやるのか。昨年も300万円ぐらいでしたので、通常の整備に係るお金なのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

都市公園整備費の15節でございますが、これは都市公園の一般の補修、プラス常盤パークゴルフ場につきましては、本年度ティーグラウンドの改修36基、それからのり面の一部補修につきまして約140万円ほどの内容でございます。

○委員長（館田賢治君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 私、パークやらないものですから、単純なことをお伺いいたします。

有料化になるときにつきましても、お金とるから、それに対価する、グレードアップということは特別今考えていないのだということありましたけれども、それはそれとして、とりあえず通常使われている部分でグレードアップと言えるのか、それとも通常の使っている中でどうしても補修をしていかなければならない部分というふうな、そのの違いにつ

いてどんなふうな内容でしょうか。

○委員長（館田賢治君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

ティーグラウンド及びのり面の常盤パークゴルフ場の部分につきましては、のり面の補修につきましては、昨年度も一部崩れている部分の補修をさせていただきました。まだのりがきついところがございますので、それは予定どおりといたしますが、計画を持っていたところがございますので、今年度通常の計画の中でやっていきたいということでございます。

それから、ティーグラウンドの改修の部分につきましては、現在まで使われている、いわゆるボールを打つ場所なのですが、以前から相当の年数使われてございまして、これにつきましても折しも有料化と重なっている時期なのでございますが、これについてもティーグラウンドを新たに改修といたしますか、そのあたりというのは考えていたところでございます。協会さんとも打ち合わせさせていただきながら、この中で対応したいということでございます。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、9款消防費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、10款教育費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員（深見 迪君） 124ページ、校務補助員の報酬が載っていますが、弥栄が3月で閉校になるわけですけれども、その校務補さんの減員が行われるのかどうか。もし減になるとすれば、その方はどういう身の振り方ができるのかということをお伺いしたいのです。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

弥栄小学校の校務補については、閉校ということで1名、校務補の数的には減になります。それで、教育委員会総体の中でどうにか雇用の場の継続性といたしますか、労働者の生活実態とかありますので、一定程度の内部の中で調整していきたいという方向になっております。

○委員長（館田賢治君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） きちっと生活を保障するという事なのでよかったのですが、127ページ、ここに要保護、準要保護児童就学援助費が出ていますが、この人数はふえてきているのですか、どうでしょう。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

19年度の要保護、準要保護は一応70名で見えております。実際に若干ふえておりますが、

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

極度の、数字的には18年度にしても、前年度に比べますと、そうふえていることではないです。

○委員長（館田賢治君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 社会教育の方で公民館の関係でちょっとお伺いしたいのですが、どこかで説明聞いたのかもしれませんが、公民館の職員数は昨年8人だったのがことし7人になっていますよね。この理由をちょっと知らせてください。なっていますか。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 予算上では減員はなっておりません。

○委員長（館田賢治君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 予算説明資料を見て質問したのですけれども、平成18年度の予算説明資料では8名と職員数が出ているのです。今年度の予算説明資料では7名になっているのです。てっきりこれは1名減になったのかなと。てっきりというか、引けば1名減なのです。と思ったのですが。これは、資料が間違っているのでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 先ほど社会教育課長が答えたとおりであるようですから。

ほかにご質疑ございませんか。

末柄委員。

○委員（末柄 薫君） 同じ公民館のところなのですが、公民館運営審議委員、去年増員が可能だと、できるというようなあれできたのですが、現在の時点でどのくらい増員になっているかお聞きしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

現在のところは、当初の20名という枠で委嘱しておりますので、現時点では増になっておりません。

○委員（末柄 薫君） 増員はなっていない。いいです。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） 127の、今回、今年度ちょっと大きい事業なのかという、財産管理費の小学校の部分なのですが、当然工事契約にまたいろいろと資料が出たり質疑があったりするのではないかと思います。大変単純なことをお伺いしますけれども、きょうかきのうの新聞なんかでも地産地消という部分で、材木の場合ですから、何と書いていましたか、ちょっと今言葉出てきませんが、そんな部分で木質が中とかに考えられているのか。とりあえず今思いつきでありますけれども、そのことについてお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

材料の中で、いわゆる木の使い方のことかと思えます。考え方といたしましては、まず町内での部分、それから道産材で使える部分、それから国の中でというような、かつては外国からの部分が安い、またはいいというような部分もございましたが、考え方としては道産材、国産材というような形で今考えてございます。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（館田賢治君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） それで、多分いいのかなと思うのですが、ちょっと私の聞き方がまずかったのかもしれませんが。過去の例で、久著呂の小中学校等なんかでは、装飾というか、内面に見える部分の建材として木質が使われたケースがありましたので、そんな意味で、そういう配慮というか、考え方があるのかという部分でお伺いしたのです。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時53分

再開 午後 4時05分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

第1条、歳入歳出予算、10款教育費について質疑を続行いたします。

建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） 木の使う状況でございますが、内部仕上げに、説明資料にも上げさせていただきましたが、壁、いわゆる内壁の部分が木になります。それから、床が木製のフローリングに使われることになります。

○委員長（館田賢治君） 伊藤委員。

○委員（伊藤淳一君） イメージパーツばかり気とられていまして、先にいただいた資料の方見落としていましたので、失礼いたしました。

同じ木の部分で、今の小学校の方じゃなくて、木に関連して聞くのですが、146ページの学校の整備基金の関係の工事請負費、そのそれぞれ工事内容、資料を出していただいているのですが、その中の阿歴内小学校、ここも多分外壁が木ということだと思ったのですが、もしも違えば失礼しますが、木部で外装するというふうに自分は思ったのですが、そのとおりだとすれば初めての塗装になるでしょうか、その点お伺いいたします。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

予定しております阿歴内小中の屋根、外壁であります。建って10年ちょっとたっていますけども、壁とか、久著呂の方でも一昨年、壁がちょっとぼろぼろになりまして、補修しています。補修というか、塗りかえています。そういった意味では、ちょっとつくりの状態がそれぞれ学校ごとに違いまして、それぞれ同じような形でないので、日陰あるいは風通しの悪いところは非常に劣化が早いという状況でありまして、早いうちに手を打った方が長もちするだろうということでもあります。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、12款公債費について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、13款諸支出金について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、14款職員費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、15款予備費について質疑を許します。
ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第1条、歳入歳出予算、歳入、1款町税から21款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君) 19ページの民生使用料の関係で軽費老人ホーム使用料が予算化されておりますが、部屋数に対して何室を見込んでいるのか伺います。

○委員長(館田賢治君) やすらぎ園長・臼井君。

○やすらぎ園長(臼井好和君) お答えいたします。

軽費老人ホームの使用料についてですけれども、部屋数ですが、夫婦室18戸分の9,000円の1年分、12カ月ですね、それから単身室14戸分、7,500円の12カ月分、このトータルでございます。

○委員長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

○委員(鈴木裕美君) 委託料の関係で43ページ、一般管理費の委託料です。

(何事が言う声あり)

○委員(鈴木裕美君) ごめんなさい。大変失礼いたしました。附せんのつけが間違っていました。よろしいです。

○委員長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

平川委員。

○委員(平川昌昭君) 16款の財産収入の31ページですけれども、1項1目で財産貸付収入の中では1節、2節ともトータルでは39万円の減額ですが、土地貸付収入の中ではこれが減額で、建物の中では増となっておりますね。例えば、じゃ建物について、この1,072万8,000円ですが、貸し家料につきましての算定的に基礎、どういうふうな貸し家料ということになっておると、土地貸付収入についても同じように貸し地料は前年比は減っておりますけれども、何筆でどの程度の貸し地料の、中身ですね、お聞きしたいと思います。

○委員長(館田賢治君) 管理課長・今君。

○管理課長(今 敏明君) お答えいたします。

まず、土地の関係ですけれども、土地につきましてはほぼ、ほぼといいますか、現在通常の貸し付けですと3年間のサイクルでお貸ししているわけですけれども、それが18年度で終

わると。それで、19年度については、今新たな希望調査していますけども、見込みになりますけども、ほぼ前年度までの借り受けの方がそのまま継続して使うということの前提で計算しています。なおかつ18年度で、ご承知のとおり土地の評価替えが行われて、本町におきましては税務の方の話になりますけども、土地総体の評価額下がっていますので、それに準じた感じの計算、算出方法でやりますと、おのずから前年度から割り込みをするということの積算でございます。なお、実数につきましては、当然借り受け希望を今とっている最中でございますので、この増減についてはなおかつ精査しないと正確なところはないということになってございます。

それから、建物の方、まず私どもの方ですけども、私どもの建物の貸し付けにつきましては、いわゆる職員住宅の部分、それから一般住宅と言われる部分、主にそういった部分がございます。職員住宅につきましては、ご案内のとおり職員住宅等の貸し付けの基準に基づいて計算されますので、何ら要因としては変わってございません。それから、一般住宅につきましても貸付規程がございまして、基本的には公営住宅に倣った形の中で算出しておりますので、大きな増減は私どもの方ではうたってございません。そんなような積算方法になっているということもご理解を賜りたいというふうに存じます。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

建物貸付収入、教職員住宅の関係であります。実際に65戸、18年度現在入居しております。昨年度の当初予算上でいきますと、ちょっとその部分の予算額が少なかったと。ですから、その比較でいきますと、その部分で約10万円、20万円近くふえている状況であります。397万円、これは実績に基づいて19年度の予算を計上しているところであります。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

川村委員。

○委員（川村多美男君） 15ページの入湯税の部分で126万3,000円が減額されておりますが、前年度比ですね。その要因について、具体的に教えていただきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） お答えいたします。

18年度の実入湯税の予算の中には、昨年3月で廃業した一施設も入っております。この部分がかかなり大きく影響しているという部分と、あと3カ所ほどの施設、それぞれやはり毎年なのですけれども、日帰り客、宿泊客ともに落ち込んできているということで100万円程度の、120万円ですか、予算減となったということでご理解いただきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） 36ページでちょっとお尋ねします。備荒資金組合支消金という欄ですけど、4億9,540万円、これの支消という意味がちょっと私理解できないので、私なりに考えたら、4億9,000万円は備荒資金だと思うのです。540万円というのは、病院の基金からの利息というか、そこから取り崩しているとか使っていると思うのです。これは、性質が私は違うのではないかなというふうに考えているので、その辺も2点ご説明をお願いします。

○委員長（館田賢治君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えします。

備荒資金の支消につきましては、まず財源対策として4億8,545万9,000円を支消しております。それから、今委員ご指摘のあった病院の借り入れに対する利息も、実は備荒資金組合に病院からお借りをしている部分については積み立てをしておりますので、その分を支消して、得た分を病院会計の方にさらに送り込むというような形で対応させていただきますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 黒沼委員。

○委員（黒沼俊幸君） そうすると、この項目は備荒資金というところに入っているから備荒資金の支消金というふうになると理解すればいいのですか。私が言うのは、備荒資金というのは備荒資金であって、基金を使うのだから、ちょっと備荒資金と違うかなと思ったので、お聞きしたので、そういうふうに経理していると言え、それで私はいいのですけど。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） 同じような意味の説明になるかもしれませんが、ご案内のように財政調整基金と、それからまた違った意味で備荒資金、これは災害等があった場合に備えるということで普通は積み立てをさせていただきます。今課長の方から説明しましたけども、これは当初予算での説明でもしておりますけども、財源対策として当初予算で財源に不足を生じるために、とりあえず備荒資金に積み立てしている部分を4億9,000万円支消すると、そして財源充当しておくという手だてとして書いています。言葉の支消というのは、書いておるとおりでありますけども、使っちゃうという意味でありますけども、ただこの支消というのは表向きそうでありますけども、ご案内のように本町といたしましては、この部分についてはできるだけ努力で、いわゆる年間の努力で何とかこの部分を、当初支消する予定でありますけども、支消しないで予算が終わる場合もあります。ただ、年度末までの間に4億9,000万円見ているのですけども、7月に交付税の算定で交付税の額が確定をしてくる等々含めて状況ありますから、それに応じて支消額が逆に減額になっていくということもありますし、一方では支消してしまった場合には、あえて財政の譲与金の状況を見ながら、歳出の方で今度積み立てをするという形で予算措置をする場合がございます。一応支消する部分については支消をできるだけ避けていくのと、支消した分は積み戻すという形ですけれども、これまでも備荒資金から支消した分については、一応償還方式をとっていきまして、どうしても例えば2億円とか3億円をその年度で支消しなければならぬ結果起きた場合には、その金額については10年間で償還をするという方式をとって積み立てを行ってきています。

それから、病院の部分は、今課長の方から説明ありましたように、病院会計に資金がそのまま保留されておっても、市中銀行に置いていても、ほとんど利息がつかないという形になっていきますので、これを一般会計でのご案内のように借り入れた形をとって、備荒資金の方に現在お預けをしています。その利息が一応500万何がしを見込むわけですから、これをもって病院の方に利息として払う。500万円ほど病院の方は稼いだことになりまますから、その分だけ町の一般会計からの繰り入れが、これまたその分が少なく済むという状況をつ

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

くり出すために、今そういった状態をつくり上げてやっているうちの内訳が4億9,540万という形になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第3条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第4条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第5条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、以上で議案第17号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第18号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、第1款総務費から10款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、歳入歳出予算、歳入、1款国民健康保険税から9款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、以上で議案第18号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第19号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から5款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第1条、歳入歳出予算、歳入、1款分担金及び負担金から8款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（館田賢治君） なければ、第2条、債務負担行為について質疑を許します。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第3条、地方債について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第4条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、以上で議案第19号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第20号、老人保健特別会計予算、歳入歳出予算、歳出、1款医療諸費から2款諸支出金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、歳入歳出予算、歳入、1款支払基金交付金から6款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、以上で議案第20号、老人保健特別会計予算を終わります。

次に、議案第21号、土地区画整理事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算、歳出、1款事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、歳入歳出予算、歳入、1款換地清算徴収金から5款町債まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、以上で議案第21号、土地区画整理事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第22号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算、歳出、1款総務費から8款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、保険事業勘定、歳入歳出予算、歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算、歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

伊藤委員。

○委員(伊藤淳一君) 24ページの通所介護の部分、デイサービスだというふうに思うのですが、多少報酬とか給与の部分で入れかわっておりますので、職員等の人数等もあわせてお伺いしたいというふうに思います。あわせて、当然人件費ですので、節の給料の部分とか、それから7節の賃金の部分も関連してきますので、あわせてお伺いします。

○委員長(館田賢治君) やすらぎ園長、臼井君。

○やすらぎ園長(臼井好和君) お答えいたします。

通所介護の給料の関係ですけれども、職員については4名の職員の一般職の給料です。それから、賃金については介護7名、看護2名、運転2名のトータル11名の賃金ということで計上させていただいています。

○委員長(館田賢治君) ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算、歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(館田賢治君) なければ、以上で議案第22号、介護保険事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第23号、病院事業会計予算、第1条、総則から第9条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

深見委員。

○委員(深見 迪君) 二つほど伺いたいののですが、一つは医標欠についてなのですが、今度の診療報酬の改定で60%、50%だったのが70%、50%になって、そのことによって病院経営に与えるダメージといいますか、問題点というのか、この中に出ていれば伺いたいし、どういう問題点があるのかということをお伺いしたいというふうに思います。

○委員長(館田賢治君) 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長(蛭田和雄君) お答えいたします。

医標欠の関係、これについては町立病院としても長年の懸案事項でございます、今委

員ご指摘の0.7、これにつきましては18年度までは標茶町の場合離島等所在医療機関の場合ということで、18年度までは6割掛けをして、それ以上の標準数であれば医標欠が解消されたという、いわゆる標準数を満たしているということになっておりますが、今年度の4月に入りましてから1割ふえまして、70%掛けをして、標茶町立病院の場合、正規の計算でいきますと7.375人、これは去年の数字ですが、これに0.7掛けをしますと5.163人になるわけでございます。それで、町立病院の現在の医師数で申しますと、小児科の医師等も含めまして常勤医師は4名、それらをプラスしまして4.461人ということで、0.7掛けをした計算の標準数、マイナス減員数ということで0.7人ほど足りないという計算になっております。その結果、医標欠状態でありますので、ペナルティーというものがございまして、入院基本料の本来100%請求できるわけですが、2%を削減した98%で医療費の請求をしてくださいますということで、2%ペナルティーの状況でございます。ちなみに、17年度の実績で申しますと、17年度の場合ペナルティーが3%でありましたが、510万円ほどのペナルティーということで、97%の、いわゆる収入ということで見させていただいておりますし、新年度におきましては98%の数値ということで予算計上をさせていただいているところでございます。

○委員長（館田賢治君） 深見委員。

○委員（深見 迪君） 次に、看護師の数なのですが、これも新しい診療報酬の改定で今世間を騒がせているわけですが、10対1が最もいいというのが7対1と。標茶の場合は15対1で点数も低いわけなのですが、全国でというか、全道でも看護師不足が大変な状況だという話を聞きます。標茶の場合は大丈夫なのかどうなのかということやちょっと、現在どうなっているのか、今後どういうふうになっているのか、ゆとりはあるのかということやちょっとお聞かせいただきたい。

○委員長（館田賢治君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

今委員の方からご指摘ございましたとおり、これまで新聞等でも報道されておりますとおり、診療報酬の改正が昨年4月1日から行われましたから、特に大きな病院、規模の大きい病院におきましては、診療報酬を、いわゆる稼ぐために、7対1、これ最高のランクなのですが、看護師数を確保しなければ、この入院基本料のランクである7対1にいけないということで、このランクを確保すべく看護師数の獲得をしております。釧路市内におきまして、市立病院、日赤、労災等、大きな病院でございますけど、そこでも実際何十人単位で単年度退職をされているという状況も聞いておりますし、標茶町立病院においての現状においても、公募した結果、正職員の募集については応募がございましてけれど、最近では産休代替の職員を公募したところ、一件も、お一人も応募がなかったという現状にあります。年度中途ということで、時期的にちょっと、皆さんそれぞれ職についておりますから、悪かったということもあると思いますが、全道的に見ましても、かなり看護師数については、さきの意見書の中身にもございましたとおり、不足している状態にあると思っております。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木委員。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員（鈴木裕美君） 22ページの委託料の関係ですが、自動火災報知設備点検委託料が前年度から比べると減額になっております。これらは、毎年同じような点検がされないのでしょうか、伺っておきたいと思います。

○委員長（舘田賢治君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

自動火災報知機の委託料90万円の関係ですが、委託の中身については変わっておりませんが、これまでの、いわゆる見積もり合わせの結果による契約額等々を勘案しまして、設計の見直しをした結果、90万円の予算にさせていただいたということでございます。

○委員長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（舘田賢治君） なければ、以上で議案第23号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第24号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（舘田賢治君） なければ、以上で議案第24号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題8案の逐条質疑は終了いたしました。

散会の宣告

○委員長（舘田賢治君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（舘田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、次回の委員会は3月12日午前10時から開きますので、議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 4時40分）

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 小野寺 典 男

年 長 委 員 大 島 益 美

委 員 長 館 田 賢 治

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成19年3月12日（月曜日） 午前10時00分開議

付議事件

- 議案第17号 平成19年度標茶町一般会計予算
- 議案第18号 平成19年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第19号 平成19年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第20号 平成19年度標茶町老人保健特別会計予算
- 議案第21号 平成19年度標茶町土地区画整理事業特別会計予算
- 議案第22号 平成19年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第23号 平成19年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第24号 平成19年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（17名）

委員長	館田賢治君	副委員長	末柄薫君
委員	新田重雄君	委員	三好英雄君
〃	豊田實君	〃	越善徹君
〃	鈴木裕美君	〃	平川昌昭君
〃	大島益美君	〃	田中進君
〃	川村多美男君	〃	黒沼俊幸君
〃	高橋紀久男君	〃	伊藤淳一君
〃	菊地誠道君	〃	深見迪君
〃	高野千鶴子君		

○欠席委員（0名）

なし

○その他の出席者

議長 小野寺典男君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
助役	及川直彦君
総務課長	玉手美男君

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

企画財政課長	佐藤吉彦君
税務課長	中居茂君
管理課長	今敏明君
住民課長	森山豊君
農林課長	牛崎康人君
商工観光課長	佐藤啓一君
建設課長	井上栄君
水道課長	山口登君
育成牧場長	表武之君
病院事務長	蛭田和雄君
やすらぎ園長	臼井好和君
教育長	吉原平君
教委管理課長	島田哲男君
社会教育課長	藤岡克己君
農委事務局長	牛崎康人君（農林課長兼務）

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	妹尾昌之君
議事係長	中島吾朗君

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

(委員長 館田賢治君委員長席に着く)

開会の宣告

○委員長(館田賢治君) 3月9日に引き続き平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員16名、欠席1名であります。

(午前10時00分開議)

議案第17号ないし議案第24号

○委員長(館田賢治君) 本委員会に付託を受けました議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題8案の逐条質疑は終了いたしましたので、議案8案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

新田委員。

○委員(新田重雄君)(発言席) せっかくの機会でございますので、農業問題1点だけ、私の考え、そして町長のお考えをお聞きしていきたいと、このように思いますので、よろしくご配慮をいただきたいと思います。

昨今の酪農情勢は、極めて厳しい状況下の中にあります。07年の加工原料乳の限度数量が前年対比5トン削減され、198万トン。この5トンの削減については、ご案内のとおり個々の所得がそれだけ減ることになるかと思えます。その中で、ちょっと期待と申しますか、評価をしてよろしいのでないのかということが一つございました。それは、配合飼料の高騰に伴っての、いわゆる補給金の上積み。果たしてこの補給金の上積みがどの程度になるかということについては、定かではございません。そういう意味で、多少は期待できるのではないのかなというふうに私は今承知をしているところでございます。他方、チーズ向けの支援対策ということもありました。これも08年には40万トン、いわゆる現在は160万トン、そういったことの拡大も考えられる。そして、北海道3大メーカー、大きな牛乳工場が工場を増設してチーズをつくるというようなことでございますけれども、このことも裏返せば、加工原料乳の1キロ当たりの単価の3分の2、非常に安い単価になるわけでございます。そうしますと、本当に支援対策のチーズ向けの牛乳を生産した方が間違いなくいいとは思いますが、例えば20円、25円、30円の価格であれば、今の行政からいうと非常にコストを下げなければ、到底生産者については間に合うという状況ではないというふうに私は思うわけでありまして。そうしたもろもろなことを私は認識しながらも、私なりに標茶の基幹産業として誇りを持ちながら、行政はじめ農協、農家が一体となって汗をかきがんばってきた、いわゆる農家動向を私なりに調査をさせていただきました。参考になるというよりも、少なくともここにおられる職員の皆さんは、ご案内かと思えますけれども、あえて私の方から説明をさせていただきたいと思えます。

私は、平成元年から平成18年度の見込みまで動向を調べさせていただきました。平成元年には、農家戸数634件、搾乳農家530件、そして脱退ということも、ここに調べた結果出てきたのですが、組合をみずからやめられた方もございます。私は、それよりも一番皆さんに知っていただきたい実態というのは、いわゆる休農、離農、これが平成元年には15件、標茶から離農されてございます。そして、そのときに生乳生産量、いわゆる13万2,941.1トン、そして1戸当たりの乳量は、平成元年では250トンになってございます。そして、2年、3年、4年というふうに調べてございますけれども、時間の関係もありますので、5年刻みで説明をさせていただきますが、平成5年、農家戸数581、搾乳農家481、脱退16、そして離農が6、そして生乳生産が15万5千何かがしてあります。そして、そのときは1戸平均322トンでございます。そして、平成10年になります。平成10年には、農家戸数554、搾乳戸数423、そして脱退もありますけれども、離農が12件、そして乳量につきましては16万5,591トンというふうになっておりますし、1戸平均のトン数は391トンでございます。そして、11、12、13、14とございますが、15年、農家戸数487戸、そして搾乳農家が368戸、そして離農が10件であります。そして、このときはどういう状況であったのかどうか、その辺の具体的なことは調査をしてございませんが、一挙に生乳生産量は17万3,122トン、1戸平均470トンになってございます。そして、16、17と、18の見込みでございますが、搾乳農家が最終的に337戸になりました。そして、そのうちもう既に9戸の離農が出てございます。しかし、今説明した中でのトータル的なものは、平成元年は250トン。しかし、18年度の見込みでいきますと1戸平均480トン、いわゆる倍の生産をしているということになってございます。私は、そこで、この状況を町長はどのように認識をまずされているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

今新田委員のご指摘になりました町内の酪農の経営規模等々の状況につきましては、私も平成11年から農林課長として担当をしております、その状況等については、そのとおりだという具合に理解しております。ただ、ご理解をいただきたいのは、私どもは決して一方向だけを向いて規模拡大を支援してまいったわけではなく、私は、現状維持を目指される農家の方も規模拡大される農家の方も、それから法人化等々、いろんな意味で多様な経営を展開される農家、それぞれが維持できるような施策というものが必要であろうという認識のもとに、例えばふん尿処理であるとか、いろんな施策については、町としては取り組んでまいったということもご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） 新田君。

○委員（新田重雄君） ただいまの町長のご答弁といたしますか、お考えをお聞きしまして、この今私が述べた流れがこのままのスピードでもし流れるとしたならば、ここ二、三年、337戸の、既に330と言っている状況の数字がさらに、ややもすれば300を割って200台になるのではないのかなという懸念をさせていただきます。特にことしの原料乳価の中にも当然言

われているように、日本とオーストラリアの交渉の問題等も大きな不安の一つでもあります。私は、行政だけが釧路川の流れをとめることはできないとしても、少なくとも、標茶の基幹産業である酪農戸数が、これ以上一戸なりとも減らすことについては、私は大変なことにつながっていくのではないのかな、このように思います。私も病院で、いろいろ町長の町政執行方針等も目を通させていただきました。その中には、新町長の池田さんの熱意、そういったものを感じられるようなことも書かれてございます。

私は、最後の質問になろうかと思いますが、いろいろな問題はございます。ただ、私が一番懸念しているのは、300という、少なくともこの数字を割ることなく、何とかこの標茶に定着をさせて、酪農経営が安定してできるような、町としての施策を打ちながら、標茶の酪農の発展のために力を尽くしていただきたいものだ、こんなことを常に思っていましたので、町長の思いと考え方と、その所懐を伺って、私の質問を終わりたいと思いますので、よろしく願い申し上げたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私は、標茶町の可能性ということはずっと皆さんに訴えかけてまいりました。たまたま縁がありまして、私、平成5年から標茶町にやってきたわけですがけれども、外から見たときに、この標茶の大地というのが非常に大きな可能性を秘めていると、私は今でも思っております。ただ、この間ずっと皆様方にも申し上げておりますけれども、私は、農業は生産だけでは成り立っていかないという具合に思っております。それは、やはり消費者に理解される生産でなければならないという具合に考えております。したがって、自分たちの生産したものをどうやって消費者にきちんと届けていくのか。それまで考えた生産でなければならないという具合に一方では考えております。そのことと、もう一つ現場で申しますと、やはりもう少し効率的な生産ができないのかな。それは、一つには大きな問題は、多分農地の問題があるかと思えます。農地がやはり、法律の縛りの中でなかなか使い勝手のいいものになっていないというのは、委員もよくご承知のことだと思います。そこら辺については、やはりこれは法律ですので、国に対して私どもの考え方を粘り強く訴えかけていくという方法しかありませんが、それとともに、やはりどうやって効率的に生産をできるのかということに関係団体を含めまして考えて、可能な手法というものをとっていかねばいけないという具合に考えています。

それと、委員のご指摘のありました、規模拡大一辺倒でいいのかというご質問につきましては、私も全くそのとおりだと思っております。ふん尿処理の施設の支援策を議会の皆様方のご理解をいただきまして、標茶町として進めるときにも申したと思っておりますけれども、私は、基本的には、1,000トンの生産を1戸の農家が生産するのではなく、3戸の農家で生産してほしいと。いわゆる多様な経営体が地域の中で農業を維持できるというのが私は本来の姿ではないのだろうかと思っております。先ほど申しましたけれども、規模拡大だけでなく、いわゆるある程度の生産を確保できる農家であれば、それに対する付加価値の問

題としているような可能性というのがあるのではないかと。そのためには、やはり商品化という問題もあろうかと思えますし、委員が先ほど触れられました、例えば乳製品、チーズとか等々の可能性もあるのではないのかなと思っております。

それと、もう一点、今日的な状況からいいますと、標茶がいわゆる都会の消費者に対して何を訴えかけていけるのかといったときに非常に大きいものは、多分環境であろうと思えます。標茶のこれだけ恵まれた大地であれば、環境をきちんと保全した中での資源循環型の畜産というのは、私は可能だと思います。その資源循環型の畜産農業というのは、今都会の消費者に訴えかけたときに、かなりの人たちが、私は理解していただけるのではないのかなと思っております。繰り返しになりますけれども、標茶の持っている可能性をどうやって消費者に理解していただけるのか、そういった取り組みをやはり具体的に着実に進めていくことが、これから先の標茶の農業、第1次産業を含めた可能性につながるのではないのかなと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員（新田重雄君） 終わります。ありがとうございました。

○委員長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

高橋君。

○委員（高橋紀久男君）（発言席） 2番手で総括質疑やらせていただきますけれども、今大先輩の新田さんの後ということで、私も農業問題やろうと思っていたのですが、新田さんの方が、ある程度のことやっていたので、そっちの方は省くというわけじゃないですが、町長さんが執行方針の中でも述べておりましたけれども、農業部分に関しましては、地産地消という部分でちょっと一つだけお聞きして、次の方に移りたいと思うのですが、地産地消ということで、前に私も一般質問の中で一度、16年の3月でしたか、総括の中でやらせていただいたのですが、そのとき町長さんも答弁しておりましたけれども、あのときたしか、牛乳の農家生産で地元販売ということでの農家さんが出てきたことがとてもうれしいというような答弁をなさっていたとは思いますが、たまたまその中で、さっき新田委員さんも言うておりましたけれども、そういうところも、たまたまこういう情勢の中で、営農を中止せざるを得ない状況になってきている。一生懸命周りは地産地消という部分でいろいろがんばっているふうには聞こえてくるのですが、現実現場で一生懸命やっている方々に、周りの応援が余りにもないのではないのかなというふうな部分が、私の感想としては、そういうふうにとめていただいているのですが、そこら辺町長さんはどうお考えなのか、ちょっと一言よろしく願います。

○委員長（舘田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

農業、酪農に対する基本的な考え方につきましては、先ほど新田委員の質問にお答えしておりますけれども、私は、販売をすることは非常に大事だということはずっと常々申し上げております。ただ、この問題につきましていいますと、行政がどの程度できるかとい

うのはかなり限られている部分でございまして、実際にはやはり生産者であり、経済団体が基本的な方向というのは決めるものだと思っております。ただ、私はこういった方法もあるのではないのかなということ、ずっと問いかけてきました。ようやく、とりあえず飲用乳といいますか、標茶で生産された牛乳を、やはり地元で飲んでいただくことが、スタートラインではないのかなというような共通認識が、私はこの間できたのではないのかなと思っております。一般質問の答弁のときにも申し上げましたけれども、商工会と農協さんと3者でつくりました地域連携会議の中で、学校給食に対する標茶産牛乳の可能性について、具体的に検討しようということで、早急にスタートすることになっておりまして、このことがやはり委員ご指摘になると、ちょっと遅過ぎるのかもしれませんが、私としては、このことからスタートラインに立ったというような認識でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） 高橋君。

○委員（高橋紀久男君） これからも、そういう形では推進をしていくということで、私は受けとめておきたいと思うのですけれども、地域性といいますか、生産者側から言わせますと、一般の消費者の方々が現場の苦勞、それから、やっぱりどれだけのコストがかかっているのかという部分を、なかなか理解してもらえないというのが、私の実感なのですけれども、結局牛乳にかかわらず、標茶の農業の中での生産物と言え、基本は牛ですから、牛の副産物という部分では肉に関しても、結局は輸入牛肉の値段をベースに考えられてしまう。国内の生産にかかわる生産費という部分の理解がなされず、結局市販にはこの値段で売っているのだから、何でそこまで下らないのだみたいな、そういう意見というのがやっぱり私も消費者の方々といろいろな交流をやっていく中では、向こうでこの値段で売っているのだから、そっちもその値段で出せというような考え方が一般的に見られる。私も個人的な部分でやっていると、ほとんどがそういう答えで返ってきます。その中には、やりたくてもやっていけないというのが現実じゃないのかな。また、あとは食品衛生法とか、いろんな縛りがあります。また、経営規模を大きくしていくという中では、金融法という縛りも出てきます。余り言いますと、自分の方にまで触れて言ってしまうので、この辺でやめますけれども、そういった部分では、今までと違った体制の支援の仕方というものを、今後進めていっていただきたいなということで、これは要望ということで終わらせていただきたいと思うのですけれども、そんな中で、いろんな行財政の枠が限られている中で行財政を進めていく、改革を進めていくという中で、私が議員になってこの4年、今回最後の質問ですけれども、その中で皆さん一生懸命努力されている。我々も我々なりに、やっぱりそれなりの考え方というのを述べさせていただいて、この4年間私もやってきましたけれども、その中で私が一般質問、総括質疑やらさせていただきました中で、これから先どうなっていくのかなということで、私が今までやってきた中の二つほど、今後どういう方向で考えていくのかなということで聞かせていただきたいと思っておりますけれども、前にやりました除雪対策ということで、去年も、12月もやったかどうか、ちょっと定

かではないのですけれども、結局毎年毎年同じ予算、同じというか、予算をかけていく中で、発注していく。その中では、一般の、去年も言いましたけれども、結局は雪もないのにといい、なぜ除雪車走るとか、あっちの業者は動いているのに、こっちの業者は動いていないとか、いろんな苦情が入ってくるのですけれどもということで質問させていただいて、答弁をいただきましたけれども、その中で私は、今後結局は路線見直し、それから業者見直しを含めて、発注の仕方としては料金というか、そういうことで事業量の部分に関して、路線打ち切り方式ということは考えられないのかということで質問をしましたが、そういう検討というのはこの1年間の中でされてきたのか、そこをお聞きしたいと思います。それから、今後そういう方向性というのは考えなきゃならないと思うのですけれども、そこら辺も含めてよろしくお願いします。

○委員長（館田賢治君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

除雪につきましては、これまでもいろいろなご意見いただいているところでございます。例えば打ち切り方式等につきましてもご質問いただいたところでございまして、いわゆる隣の町でそういう方式が財政上の懸念から採用されているということでございますが、本町におきましては、現状最も重要な部分と思われまます除雪の確実な執行について、これまでも努力したところでございまして、これからも、一定程度の住民サービスとして、除雪を行っていかねばならないものと考えているところでございます。その中で、一方で除雪費の経費の部分があるかと思えます。一つの方策として打ち切り方式があると思うのですが、やはり心配なのが、いわゆる住民サイドから見たときの部分と申しますか、打ち切りに伴います、その後の措置、会社さんとの関係。いわゆる除雪が、極端な話、荒っぽくなると思えますか、もしくはサービスが低下するというような懸念もございまして、将来的に考えていかないとならない課題だと十分認識しておりますが、現状におきましては、今もっとほかの部分で解決できる方法がないのか、さまざまに支援していきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） 高橋君。

○委員（高橋紀久男君） 本当にご努力されているということも重々承知しているところでございますけれども、業者間の競い合いというものもあるのだろうとは思いますが、どうも我々の、町中を歩いていると、毎年のようにいろんな、あそこは何でああなっているのだ、あそこの除雪の仕方はどうなのだとかが、逆を言って、町民の皆さんがそれだけ関心を持っているという部分で、逆にはいいのかなという部分もあるのですけれども、ただやっぱり公平なサービスをしていくという中では、やめてしまうというわけにはいかないという、そんなこともわかって、百も承知しているのですけれども、最終的には、やっぱり除雪をしなければならぬ路線の地域と業者という部分が、きちっと密着していくような体制というのをとっていく必要があるのかなというふうに、個人的に自分の周りに入ってきている業者さんと、どれだけ地域の人たちが意思疎通ができてい

実施されるのですけれども、基本的に間伐した材が、そういう形で補助事業でなっていく中で、出た間伐材がどういう形で流れて、捨てられているわけじゃないと思いますので、町有林の間伐材がその先どういう形で消化といいますか、販売するなら販売する、そういった形でどういう流れでいっているのか、ちょっとそこら辺どういう流れでいくのかを説明してもらいたいのですけど。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 間伐材の流れというか、その辺のご質問だと思います。町有林で間伐された材につきましては、入札により売り払いを行っております。ちなみに、平成18年度においては、先ほど入札を行ったのですけれども、カラマツ材で1,903立米、それから広葉樹で190立米ということで、それを入札により売り払っております。それから、除伐につきましては、製材の価値がない細い材ということで、それは基本的には現場に打ち捨てるという形で処分しております。

○委員長（館田賢治君） 高橋君。

○委員（高橋紀久男君） ということは、たしか今回のやつは18年生以上の間伐というふうに予算書に出ていたと思うのですけれども、おれの見間違いだったらちょっとあれなのですけれども、面積もかなりあるなというふうには見ていたのですけれども、結局それで入札によって出ていくという部分では、それであとは考えることはないと思うのですけれども、今の単価、それから今のただ売り払いだけでは、結局林業経営なんかになっていかないという部分では仕方のないことなのですけれども、ただ、そういうことで、前にも一般質問の中でも聞いていたのですけれども、今いろんな形で環境問題どうのこうのという部分では、いろいろ聞いていたのですけれども、結局町の林業政策といいますか、前にも環境林とか何か、きちっと区分けした方がいいんじゃないですかという部分で、作業中ですというご答弁、前にいただいたような気をしているのですけれども、ちょっと担当課長さん、かわったばかりで申しわけないなと思うのですけれども、その中で今回G T何かとちょっと忘れた、議員会の方で説明も受けましたけれども……

（「GIS」の声あり）

○委員（高橋紀久男君） GISですか。その中でいろんな図面の中に落としていきますといういろんな説明あったのですけれども、そういう施業計画等も、そういった中で環境林、水質保全林、それから経済林みたいな形での指定というのはどの程度進んでいるのか、ちょっとわかればご説明いただきたいと思うのですけど。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 町有林の性質的な分類状況がどうなっているかという、そういうご質問だと思います。標茶町におきましては、森林整備計画に基づいてさまざまな政策展開しているところなのですが、その中では水土保全林、そういう形で位置づけをしております。GISの話もあったのですけれども、今まで図面の整備につきましてはアナログな情報でしかなかったものですから、この先そういった環境が整いましたら順次整備し

ていくというような考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 高橋君。

○委員（高橋紀久男君） 今後整備していくという部分で、町有林に関しては、そういう形では水質というか、水辺保全林という位置づけで全部いるのか、そこら辺もちょっと今私の聞き違いなのかどうなのかわからないのですが、そういう形で位置づけしているのか、ちょっとお願いします。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午前10時44分

再開 午前10時46分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先ほど水土保全林と申し上げましたが、水土保全林と、それから資源循環利用林ということで二つの区分けでしております。それぞれの面積なのですが、今手元の資料で判明しないものですから、これについては後ほど答えさせてもらいたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 高橋君。

○委員（高橋紀久男君） ありがとうございます。できれば、後で詳しい資料というか、そういうのがわかりましたら後で教えていただきたいと思います。

町内に関しては、町有林というものもありますけれども、たまたま標茶というのは森林という部分では民有林というか、そういった方も、ほかの町村から比べればはるかに多い面積があるということで、私も、一応そういうことでは事業をやっている一人でもありますけれども、やっぱり町有林と、それから民有林にかかわらず、環境という部分では残さなきゃならない山というのはあるだろうというふうに思います。その中で、やっぱり町として住民の皆さんのご協力を得ながら、水質保全林なり環境保全林なりという部分の指定というのをきちっとしていく必要があるのではないのかなという部分で、前にもそういう思いで話はしたつもりだったのですが、なかなかそういった形にはならないのかなとは思いつつ、やっぱり草地更新の問題、それからいろんな形でこれだけ水の問題等々言われている中で、やっぱりそういった形できちり森林を守っていくということを、今後行政の中でも進めていく必要があるのではないのかなということでの質問なのですが、そんなところで、再度そういう考え方という部分で答弁をお願いします。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） お答えしたいと思いますけれども、先ほど町の考え方といいますか、森林整備計画におけるところの森林の位置づけについては、農林課長から説明したとおり

でありますけども、これは森林整備計画の中で現状、今委員からご指摘されましたように、100%の状態にはまだなっていません。そこに向けて、今後さらに努力しなければならないという経過地点の状態でございます。GISのご指摘もありましたけども、実は標茶の森林に施業部分を含めてでありますけども、技術を持った職員が間もなく卒業を迎える状況も含めて非常に難しい状況にありますけども、その辺の手だて含めて、ただいまご指摘にあったような森林整備を今後特に進めていかんきゃならないなというふうに思っています。

もう一点は、委員の議論の中にも含んでいることではないかなと思いますけど、ご案内のように海外の材が入ってこないことによって、非常にここにきて一挙に国内の材に注目をされておりまして、このところが民有林を中心に、特に材が出荷をされる傾向があって、今委員から言われたようなトータル的な森林をどのようにして守るかという点でいいますと、多少気を使っていかなければならない状況にあるなということを含めて、ただいま委員から言われたような形での森林整備を今後もしていかんきゃならんというふうに考えているところでございます。

○委員長（館田賢治君） 高橋君。

○委員（高橋紀久男君） あとかなりの人数が、きょう総括質疑いると思いますので、私一人ずっとやっていては申しわけないので、何点かあったのですけれども、私自身いろんなことをやりながら、きのう、おとといとも、いろいろ資料を見ていたのですけれども、なかなかまとめ切れなかったという部分で、自分で情けないなと思いながら、この4年間やってきた中で一番気になっていた部分二つやらせていただきました。あとの方は皆さんにお任せして、私はこれで終わりたいと思います。

○委員長（館田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

越善君。

○委員（越善 徹君）（発言席） 平成17年の第1回定例会におきまして、標茶町の人口の減少についてお尋ねをしたところでございますけれども、今回はそれに関連してご質問したいというふうに思います。

標茶町の人口につきましては、昭和38年の1万8,539人がピークでございました。昨年末が8,931人と半減しております。この平成14年から18年までの5年間を一応調査してみましたら、485人の人口の減少がある。地域別にどうかということで、それもちょっと見てみたのですけれども、統計書の地区別によって出した数字というのは、減少率の一番大きいのが沼幌地区、これが19.3%の減、それから阿歴内が13.3%、久著呂が13%というふうに各地域が減少しておりまして、人口数の減少でいきますと、標茶本町で100名、それから虹別が98名、磯分内が95人、以下阿歴内が58名、御卒別が33名というふうに軒並み減少しているわけですけれども、将来的にこれがどうかということになりますと、第3期標茶町高齢者福祉、それから介護保険事業計画では、平成26年には8,273人というふうに推定をしております。ただ、私先ほど言いましたように、平成14年から18年までの平均した減少率でいきますと約1.3%ということでございますから、単純に当てはめますと、平成27年には8,000

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

人を割り込むような状況になっております。こういうふうにだんだんと人口が減りますと、当然地域振興活動の低下、あるいは労働力の低下、購買力の低下、それから税収の減少というふうな問題が生じるわけですが、その中でまず税収の減収について、将来どのような手当てをしていくのか。

とりあえずその1点だけお願いいたします。

○委員長（館田賢治君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） お答えいたします。

一応町税全般でのお話ですので、直接人口に影響出てくるということになりますと、町民税の部分が多いと思うのですけれども、これは今委員指摘のとおり、やはり人口が減ってくれば、それだけ納税義務者が減ってくるということになりますので、かなり私どもとしても懸念はしているのですけれども、ただいわゆる景気の回復との絡みもございますので、そのあたりがやはりなかなか読み切れない部分なのかなと思っております。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 地域活動に関してお聞きいたしますけれども、最近になって協働のまちづくりというお話がしておられますけれども、こういうふうに地域でもって人口が減ることによって、そういう活動も鈍化していくのではないかなという気がいたすところでございますけれども、それについてはどのようにお考えでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

先ほど委員の方から、特に各地域の方の減少率が進行しているというお話がありました。私どもの方でも特にその部分については懸念をしております、特にその前段でお話がありました農業の酪農関係の離農が地域崩壊に非常にきっかけになってきているということも懸念をしております、執行方針の中でもその分についても特に懸念しているという課題として取り上げさせていただきました。ただ、どういう手だてがあるのか。例えば現在地域というのは学校を核にしながら、以前はやはり学校が地域のコミュニティーの中心となりながら動いてきたというのがあったのですが、ただ少子化によってその拠点となる学校がなくなってきているというのが、それをさらに加速をさせているのかなと思います。ただ、委員ご指摘のように、協働のまちづくりという形でいろんな手だてをこれから考えていかなければならないのかなとは思っておりますけれども、やはりこれまで主力であった方々が高齢化してきているということは紛れもない事実ですが、実はそういった方々にさらに再度登板をしていただいて、その地域でやれることを地域の中で何とか別の形で、今までできなかったこととか、特に不足となる部分についてそういった方々にさらにがんばっていただくような仕組み、あるいは場合によっては市街地から応援的にそういった地域の中にも例えば入っていくような新たな形とか、さまざまなことが、これから検討をしていかなければならないのかなというふうには考えております。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 先ほど新田委員の方から酪農家の減少というご質問がございました。この問題についても、やはり地域別に見ますと、地域によって減少率が、非常にばらつきもありますけれども、一番減少率の大きいのが阿歴内地域の26.3%、それから久著呂が20%、茶安別が17%ということで、戸数でいいますと阿歴内の10戸、それから同じく茶安別の10戸、続いて虹別と標茶町本町の周辺が7戸というような形になっております。これについては、先ほどお答えがありましたけれども、実質完全に離農した戸数と、それから人数というのがわかれば教えてください。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 離農の状況についてお答えいたしたいと思います。

私、今手元に平成14年から18年までの間の離脱状況調査と申しまして、釧路支庁の方に農家数の変動を報告する資料があるのですけれども、それをまとめたものを持っております。その中では、14年から18年の合計で63戸が離農したというふうに数字が出てきております。完全に離農した数というご質問だと思うのですけれども、この63戸のうち経営転換ですね、酪農以外の、例えば肉牛の経営ですとか、そういったほかの農業形態、経営形態に転じられた戸数については7戸というふうになっております。それから、他産業へ転じられた方、それについては19戸、それから無職については18戸、それから経営者が死亡したことによる離農というのも中にはございまして、それについては3戸というふうになっております。それから、特に阿歴内地区の数字、10戸ということで際立って多いというお話だったのですけれども、恐らくこれは阿歴内地区に集中するんじゃないかと思うのですが、協業法人、法人化に伴う個別経営から法人化ということでの農家数の減少ということで、法人構成員になったのが7戸、それから法人等の従業員になったところ、それが8戸というふうになっております。残り1戸は不明で、合計63戸というふうになっております。それから、人数なのですけれども、これについては詳細に個別の世帯員数を集計した資料ございませんので、仮に標茶町の平均的な1世帯当たりの人数を掛けると、それに近い数字になるのかなというふうに思うのですけれども、仮に2.幾らとかという数字だとすると百二、三十人というような人口になってくるんじゃないかというふうに推計しております。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 酪農については、町政執行方針の中でも述べておりますけれども、本町の基幹産業であります。また、先ほど新田委員の方からも、酪農について非常に今厳しい状態ということもお話ございました。需給関係の悪化、それから飼料用トウモロコシの輸入価格の高騰、それからそれに伴う経営環境の悪化と。それから、例の最近話題になっております日豪のEPAの問題、それから新年度から国の新たな施策としまして、農家経営安定対策で大規模な担い手農家だけを選別して支援するというような問題もあります。そんなことで、地域の農業関係ということで非常に今大きな問題になっているわけですから、そこでもう一つは、日豪の関係でいいますと、オーストラリアは過去の締結した中で砂糖を除いてはすべて関税撤廃については、例外措置としていないという問題が

あります。そのことで、果たして今政府が言っているように、撤廃ができるかどうかということの見通しについてはどのようにお考えなのか、再度お聞きしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） お答えしたいと思いますけども、行方については、今の段階で私どもの方から、このところに落下するだろうということは言いがたいといいますが、そういう状況になっていますけども、ただこれまでのいろんな面での一つの国際貿易の全体的な物の考え方からすれば、自由貿易という一つの大前提がございますから、ある特定のところについてだけ特別の形をつくり上げるといことは、かなり難しいのだろうなということの一つ推測をせざるを得ないだろうかなと。主張することは主張することとして、いろんな品目がある中で特定品目についてだけこれまでの自由貿易協定の概念とは違った概念をそこに存在させるということは、難しいのではないかなというふうな一つ推測をしております。そのままがいいのかという問題が一方でありますから、それではもしそれが、最悪条件闘争みたいな話で変な話なのですが、そうでないとすれば国内対策を逆に言うと期待するといえますか、そうせざるを得ないと。たまたまそういったことが、口ではまだ明らかにされていませんけども、そういうことを意識したようなやりとりといえますか、余り心配しない方がいいんじゃないかという言い方も多分そういうことを含めてでないか。私どもでは、多少何のことを言っているかわかりませんが、そういったことも過去の例からすると、いわゆる国内対策として措置されることも含めて考えられるかなというふうに思っていますけども、ただ町の立場からすると、いずれにしても、今の生産者の皆さんが必要以上に刺激の強い生産環境になることだけは絶対避けていきたいと、する主張はしていかなければならないというふうに考えています。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 今の時代、穀物からバイオエタノールを生産しているということでございますけれども、牛乳からはバイオ燃料というのはできないのですか。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

身近なところで根釧農試という試験場があるのですが、その辺の研究資料でも、今委員ご質問のような研究成果というものは、ちょっと私の記憶の中では見聞きしたことがない状況です。バイオエタノールの話があったのですが、標茶の資源の中でそういうものがないかなというふうには、ちょっと思いをはせたときはあったのですが、今のところこれといったものにはたどり着いておりません。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） もしそういうことができれば、需給関係で、そういう需給が減ったから牛乳を廃棄するとか生産調整するということがないかなという気もするのです。そういう人口減少はあるけれども、車関係はふえていくと。そういう燃料に使えるのであれば、幾らでも牛乳を生産してそういう燃料をつくるという方法も一つかなと

いうふうに考えるのですけれども、まだそういうあれがないとすればしようがないかなと思います。

次の問題に移りますけれども、昨年佐呂間町で竜巻が発生しております。死者が9名、重軽傷者が31名、竜巻被害としては国内最大の竜巻でございました。このときの竜巻の勢力というのは、最大風速が92メートルということで、建物の損害、被害ですけれども、全半壊が14戸、一部損壊が27戸ということでございましたけれども、それは被災者の大半が65歳以上の人間であると。こういう風水害とか地震とか、竜巻もそうですけれども、破壊された住宅の改修、さらには新築に要する資金調達というのはなかなか簡単なものではない。国は、従来個人の資産形成につきましては、そういうものについては税金を投入できないとっておりましたけれども、1998年の阪神・淡路大震災、これを教訓にして家を失った被災者に対して現金を給付するという被災者生活再建支援法というのが制定されております。ただ、それはどういうものに使えるかという、壊れた住宅等の解体費用に限られるわけです。住宅の補修、それから新築にはその資金というのは使用できませんし、また被災者の年齢制限もありまして、支援額というのは300万円が限度というふうになっております。佐呂間町の場合はどうしたかといいますと、当然お金が使えないわけですから、被災住民の要望に迅速に対応するにはどうしたらいいかということで考えたのが、先ほど言いました被災者生活再建支援法の対象外の一部損壊家屋の補修費、それから住宅の新築、生活用品の購入費などを中心にして独自に支援する体制をとっていったということであり、そんなことで、被害が発生して損壊した住宅等を改築あるいは新築する場合、そういう場合について標茶町では独自の対応策を考えているのかどうか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいと思います。

地域防災の関係で私の方からというふうになるかと思いますが、従前調査をした中にも風水害、地震等に関して、現在見舞い制度ですとか支援制度に関しましては、甲意金の支給条例が実はございます。その中でうたわれている部分でございますが、住宅火災等については3分の1以上の損害については350万円以内とするという部分もありますし、亡くなられた方については、生計主については500万円を限度とするという部分、これを持ってございます。もう一つ、見舞金制度につきましても町の方でセッティングしている部分が実はございますが、火災から自然災害までひっくるめた状態でございますが、30万円を限度としまして見舞金を支給する。亡くなられた方については10万円の支給制度がございませぬ。あと、税の条例の中にも減免の規定がございまして、それには所得制限ももちろん、1,000万円以内というふうな金額の想定もございませぬし、それについても3割以上の損害額が発生した場合、それぞれの税目がございませぬが、6割以上の減免率を持っていると。最高10割までというふうになってございます。あと、現在利子補給の関係については、現行で動いている部分については特段ございませぬが、15年度の十勝沖について今現行時限立

法でスタートしている部分がございますので、起きた部分についての対応については今後
の問題になるのかなというふうに思っています。町独自で委員ご質問の内容については、
現状このような状況になってございます。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 2000年に鳥取県で大地震がありまして、このときには住宅新築と
か補修費としては、上限で300万円を支給するという基金を独自に制定しているわけです。
北海道としても、地震の多発地帯ですから、そういう基金制度を創設するような形で道
の方に要請はできないものですか。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） 災害を被災した場合の、それに対する対応について、地震だけ
なくて、トータル的な考え方をどうするかという問題でお答えをしたいと思えますけども、
一つには、委員からもご指摘ありましたように、今の国内の状況では、被災家屋の再構築
のために資金を提供するといえますか、助成するという完璧な解釈がまだできていないで
す。それはなぜかという、国の解釈上、そういう解釈になっていないという。せいぜい
あっても、見舞金として措置をするという考え方になってございます。新たな千島の関係
含めて地震地帯の指定をされています。この中でも、国はそのところの部分に明確に再構
築のための資金手だてをするかということについては何ら出ていません。あくまでも自治
体が対処するという。指定は国がするけども、対策は地元がやりなさいという、そういう
解釈です。そのときに、国が本来、これは保険制度含めてなのですが、地震、風水害等
を含めて、これを保障するという、国内ではそういうものがないと。これは、あくまでも個
人責任で処理するというのが前提で、大変でしょうから見舞いだというのがシステムにな
っていますから、そういう中でそういう制度を構築するということについては、かなり多
くの町民の皆さんのご指示がなければ、なかなか難しいだろうなと。それも将来に向か
って、そのことが正しいのだとする皆さんの理解がなければ、なかなか難しいかなと。
というのは、ご案内のようにあるとき、ある一定の政策を求めたとしても、それに対して
その後何十年もすると、あれはおかしかったとか、あれが間違いだとかということで損害賠償
請求といえますか、いわゆる賠償請求が首長に対して行われることもしばしばあります
から、そういった面では大変恐縮ですけども、今言われているのは災害起きたときじゃな
くて、事前という話でもありますから、そういった面では釧路沖地震のときもそうであ
りましたけども、どのような町として独自のそういった手だてが必要かという部分に
ついては、よく町民の皆さんや議会の皆さんとも相談しながら、標茶のあるべき姿を構築
をしていかなければならないかな。単に行政の側からこうしたい、ああしたいというこ
での提案だけでいいですと、先ほど前段申し上げましたように、国内の常識と大幅なすれ
違いを起こしたときに、そのあり方について責任を問われるという問題が発生しますので、
そこのところはとにかく多くの皆さんのご意見、理解をいただきながらつくっていく形が
必要かなというふうに思います。とりあえず、千島の関係でも地震での地域指定を受けま

して、防災計画の見直し作業だけは先行して進めておりますけども、ここのところが落ちつけば、ただいま委員からご質疑受けた部分についてもそれぞれ検討を開始していく必要があるかなというふうには思っております。

○委員長（館田賢治君） 越善君。

○委員（越善 徹君） 去年は、大雨を想定して住民避難訓練と水防訓練、林野火災を想定した消火訓練を実施いたしました。また、ことですか、釧路川水防公開演習が本町で行われるということですが、本町の地域防災計画の防災訓練計画によりますと、その他災害に関する訓練の項目に地震というのがございます。今後は、地震とか竜巻を想定した倒壊家屋や損壊家屋からの救助訓練、避難訓練が必要でないかと考えるところですが、いかがでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） 水防訓練のほかに地震、竜巻等の訓練が必要ではないかというご質問でございます。去年の標茶の総合防災訓練につきましても、実は水防訓練、消火訓練のほかに避難訓練を行いまして、避難訓練そのものが地震による避難訓練を含めた形の想定も一時含んでいる部分が一部あります。その中において、個別の対応として救助対策ですとか避難訓練を別にすべきではないかというお話でございます。今後検討していく部分としては、考えていかなければならないというのはごもっともなお話でございます。昨年標茶の総合訓練のほかに、自主防災組織の五つ目が立ち上がりました虹別地区、市街地でございますが、そこで実は要望がございまして、図上訓練でございますが、夜会館の方で訓練を実施したいという会長さんのお話もございまして、それで、防災担当としまして、役場側から出向いたほかに、標茶消防の職員、警察、それから支庁の防災担当者を動員しまして、地域の方々を集まっていたいて、その中で各専門分野の方たちの意見をグループディスカッションの中で地震のときの、虹別については水防ということではなくて地震という部分で特にやったわけでございますが、避難ルートの確認、被災地への避難地域へのルートの確認を各町民それぞれが行うべきだと。どこに消火栓があり、小さい町ですから、小中学校及び酪農センターについては避難地として指定してございますが、そこに行くには、自分の家を図面上に落としまして、4班編成、30名の方々がグループ討議に入りまして、自分の家で倒れたときには隣近所の声かけ合い運動を初めとしまして、対応をそれぞれ個人の中に意識の植えつけをするという形をとったという経過がございます。こういう形を考えると、市街地全域でやる部分、総体でやる部分も大切だとは思いますが、例えば塘路地区なり磯分内地区なり虹別地区のような形で各地域においての個々の現状に合わせたルートの確保ですとか状況の自治訓練という形とまた別に図面上の訓練という想定をするということも大事なのかな。ましてや、その話の中で啓蒙を考える部分については、各個人が自宅の中でどういうふうな対応を地震対策、竜巻対策をしていかなければいけないのかと。避難用のものをきちっと玄関先に置いてあるのかと。確認をして、まず一番最初に外に出なきゃいけないということを念頭に置いた行動を日ごろからするべきだという

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

お話を各専門分野の方々からもありましたが、そういう部分で必要なのかなというふうには思っております。今後そういう部分で検討していかなくちゃいけないというふうには思いますが、今自主防災組織五つございますが、それぞれ活動をしているところでございまして、それらのお話がある部分についても率先して行っていきたいなというふうには思っております。

○委員（越善 徹君） 終わります。

○委員長（館田賢治君） ほかご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君）（発言席） 予算上では、内容的なことをお聞きしておりますので、3点ほどにつまましてまとめてお伺いをいたしたいと思えます。

まず、町長も執行方針で述べられておりましたが、今回19年度をもって土地区画整理事業は一定程度終了するというところで伺っておりましたし、予算上でも歳出の方では残された事業等ぐらいかなと。そしてまた、大変事務処理が続くと思えますが、土地区画整理事業は、標茶町は古くから全道に先駆けて大変評価も得ていますし、町並み景観がご存じのようにすばらしいものになっております。今後この区画整理事業につまましては、今後の展開といいましようか、まだまだ残された市街地等もございまして、そういった面の展開、今後どう計画なさっているのか。もとより区画整理事業というのは大変調査もかかり、膨大な調査と、そしてまた地権者の話し合い、保障の問題等々ございまして、何よりもまず景観上の問題含めて、地権者の話し合い等々ございまして、それについてまずお聞きをしたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 建設課長・井上君。

○建設課長（井上 栄君） お答えいたします。

区画整理につまましては、昭和28年の標茶市街の大火の火災復興以来、川東、それから鉄東が着手され、現在に至っている状況でございまして、この後の計画についての考え方のご質問とお受けいたしますので、現状鉄東が終了後の計画そのものについては持ってございません。ただし、都市計画区域内の事業としての土地区画整理事業でございまして、いわゆるそれぞれの方策として線の事業がありましたり、それから土地区画整理事業のように面の事業がございまして、それぞれの市街地の課題、今後もあるかと思えます。どういう方策がよろしいのか、どういう課題があるのか、各町内会さんとの何が課題になっているのかなということで、まずどの事業をやるにいたしましても、それぞれの皆様方の同意、思いが必要かと思えますので、それが一定程度の課題の整理が可能な方策として区画整理事業もあるのかなと。また、区画整理事業、今委員ご指摘のように、非常にエネルギーと時間がかかる仕事でございまして、果たして課題整理のために面の工事で、いわゆる面、区画整理事業等が適切な部分なのか、また線事業の方がいいのか、これからそれぞれの課題で考えなきゃならない部分だとは考えておりますが、現状におきましては、これに続く区画整理事業は計画しておりません。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（館田賢治君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 中でも都市計画審議会ということでやられたのを広報「しべちゃ」で私も見たのですが、東西ターミナル道路、これは多分保留になっている状況かなと思いつつながら、公共事業の再評価ということで一定程度けじめをつけていかなければならないということも出ておりましたが、区画整理事業に伴っての東西ターミナル道路の位置づけといたしまして、その辺のことは今年度どう示されて、どのように住民に周知していくのかも、この完了と同時に大事な課題ではないかと思ひますし、その辺につきましてもお伺いしておきたいと思ひます。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、委員も十分ご承知だとは思ひますけども、ターミナル道路につきましては、それぞれ反対、賛成含めて町民の皆さんから多くのご意見をいただき、最終的には今日の状況にきているということについて、状況でございます。ただ、この整理事業が終息するに当たりまして、じゃこの問題をどうするかという部分で言えば、ただ区画整理事業で進める状況にはない。しかし、必要だという住民の方もいるわけですから、行政としての課題として受けとめざるを得ないというのが今日の状況でありまして、区画整理事業の中でこれをどうするか、こうするかということの段階、状況ではないということでぜひご理解をいただきたいと思ひます。

○委員長（館田賢治君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 残された課題の中で、ぜひそういった面も早期に住民周知ということで一定程度お示しを願いたいと思ひます。

前後いたしますが、区画整理事業で今課長答弁いただきましたように、当座は計画性がないということですが、市街地の中では一部住宅地の中と、それから残された中から声聞きまして、もとよりリスクをしょう事業でございますから、そういう声をいま一度ひざを交えながらまちづくりの中でやっていただきたいと思ひしておりますので、重ねて要望しておきたいと思ひます。

それでは、次に先般も予算委員会の中で観光費に入るということで、釧路湿原の20周年記念に伴っての事業内容ということでお聞きいたしました、現在は計画、特別20周年記念についてのイベント的なものは計画的であるし、と同時にこれは釧路市の方であるということをお伺いしました。私は、なぜ標茶町ということにこだわるかということ、今さら申すわけがございませんが、本町に有する釧路湿原の位置づけというのは、大半は本町に属しておりますし、何かと標茶町が名前が出てくるのですが、いまいちそこで何をどうしているかということとはつかめていない。この機会に20周年という事業は単に湿原の20周年じゃなくて、そのことによって標茶町に足を運んでもらう、もっとPRはないかと、そういう観点からいきますと、まさに交流人口というのがこれから唱えられておりますが、そういう事業というのをぜひやっていくべきではないかなと思ひしております。先般町長も東京ふるさと会にお出かけになって、標茶のブランド品をお見せになったときに、磯分内

でつくられている、知らなかったというふるさとの会でのお話がありましたけれども、まさにそういう方々をお呼びしたりして、いろんな意見を聞く、それこそまちづくりの一環としてこういう機会にやっていくべきではないかなと。同時にまた、南の玄関口、塘路含めて、憩の家周辺は環境省の支援で新しくリニューアルしたキャンプ場、そしてミュージアムがございますし、そういった中でも中心にやるのが、まさしく標茶町のイメージアップ、そして交流につながるのではないかと。冬になると、ご存じのように湿原列車、夏にはノロッコ号と。そういうことによって、標茶のブランド品を飲んでいただくとか食べていただくとか、そういうことによって、まさにまちづくりの中に位置するのではないかな。ふと、内容審議でも私ちょっと言いかけたのですが、標茶高校生の方が中国黒竜江省との国際交流の中で環境教育ということで釧路湿原プロジェクトをつくって交流なさっていると。若い方々、もちろん標茶高校の同窓会、PTA会、行政の方も支援されての実現になったと思いますし、そういうことも巻き込んだ中で標茶町でやるのだぞという意味が、この機会に取り上げて、予算措置が11万4,000円ということで大変厳しいですが、ここは観光協会等々含めた中で実行していくべきでないかと思いますが、その思いというのがもしお持ちであればお伺いしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

今回の釧路湿原の20周年の記念事業につきましては、平成18年当時から、釧路湿原国立公園連絡協議会の中で、20周年記念事業のあり方について検討してまいりました。その結果、前回委員のご質問にお答えした経過がございますが、予算的な部分から申しますと、今現在最大限で想定しておりますのは、釧路市が250万円程度、釧路町が28万円、標茶町が11万4,000円、合計290万円程度の総体の予算を最大限として各関連町村が共同した中での記念事業を実施していこうという意思の確認のもとに、今回この負担金を予算化しているところでございます。

先ほど委員のお話にありました標茶高等学校の環境問題、特に標茶町の部分からいきますと、釧路湿原国立公園の上流町村でもあります。また、委員ご案内のとおり、44%、標茶町の行政面積であります。この機会をとらえての観光客の呼び込み、その他の部分もあるかと思いますが、この20周年記念の部分につきましては、標茶町の観光の部分につきましては、インターネット、その他新聞等、それとまた今後こちらの方から担当課としてお願いをすることになるのですが、森と川の月間の事業の中で20周年記念の冠をつけていただいて、管内、道内、その他に周知をしていくと。それと、あわせてこの連絡協議会の中で、釧路湿原国立公園が今年度20周年を迎えるのですよというPRも含めた中で、全関係町村がそれぞれの応分の負担をし合って、この部分をPRしていこうということで今協議を進めてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） まちづくり推進委員会の方々も任期満了に伴って標茶でメッセー

ジを町民の方々に送っておる中で、まさに標茶町交流人口としてどんどん、どんどん見ていただく、来ていただくということがこのミニ観光地における、私はまちづくりの一環だと思います。ぜひ各、例えば鶴居村さんにおいては20周年記念にちなんで森林セラピーの認証を受けたとか、また釧路市は展望台の木道の整備をしたとか、それぞれやっておりますけども、本町としてはぜひこの機会に、独自でもいいですから、町民挙げてのこの20周年記念にちなんで、まちづくりの一環として、先ほども申しましたけど、東京ふるさと会、札幌ふるさと会に発信いたしまして、向こうから来ていただくことによって、まさに標茶の外から見られた方々の提言というのが生きてくるのではないかと。そういうことを期待しておりますので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

最後に、3点目ですが、先ほど高橋委員からも林業について触れましたので、若干違う観点から林業についてお伺いしたいと思います。私もこの4年間、森林、林業、林産業ということで、議員の立場で各町村の方々、また道に対しても要望等を行ってまいった中で、どうも森林、林業というのは若干なじみが薄いといいますが、余りにも専門的になりますと、どうもちょっとなじみがないという懸念が私もしていたのですが、先般の林業予算の中でいろいろ間伐にかかわること、主伐にかかわること、林業政策にかかわること等々お答えいただきました。中でも、町民に見てもらう、ここがこういう場所ですよという場合は、私ずっと考えてきた中で、町からクリーンセンター行く道路、両サイドに非常に見本林となるべきものが十数年前に施業されております。これは、やっぱりカラマツの下に針葉樹を植栽されて、いわゆる樹下植栽、これは本当に恐らく最初に手がけたころの樹下植栽の方法、ああいうところを身近に見ますと非常にわかりやすい。身近に触れますと、これはカラマツが数十年たったものであり、同時にこうしてカラマツの下に針葉樹を育てながらやっていくのだなということは目に触れるところでございます。昨今ちょっと見ましたところ、大分風倒木が目立っております。そういった整備を兼ねて、町民の方々にもっと身近に見てもらう。そういったことがこれからの林業に対する、身近にわかっていただくことではないかと思うので、現課の方には前にも申し上げました。そういった整備についてもどの程度お考えになっているか、そこだけお聞きします。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

クリーンセンターに行く途中の町有林なのですけれども、議員ご指摘のとおり、樹下植栽を先行して行った場所ということで、特徴的な部分であり、言うとおりでございます。風倒木が多いということで、それらの整備につきまして検討しているところでございますが、予算審議の中でも申し上げたとおり、本町の林業予算、補助金頼りの部分が大変多うございまして、そういう部分では今こういった形でやっといこうかということを検討しているところでございます。現場的には、機械で効率よく行うのがちょっと難しい場所なんじゃないかということで、若干ほかの場所と違ってお金がかかるんじゃないかということ

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

で、すぐに実施できない状況でございますが、何とか見ばえのいいようには時間かかってでもしていきたいというふうに考えております。

○委員長（館田賢治君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 町長に、最後に林業についてお聞きいたしますが、執行方針でも林業につきまして、しばらくぶりで上昇傾向にあるということで、期待感もあろうかと思いますが、先ほども高橋委員の総括の中で助役が林業専門員をどう育てていくかということも課題かなと思います。そういった中では経済林としての財源措置もいよいよ視野に入ってきたのかなと、日の目を見てきたのかなという思いがあります。と同時にまた、本町には国有林が、林地面積が5万8,000の中で40数%。国有林が占めておる現状でございますし、また先般去年はパイロットフォレストの50周年記念で、これからまさしくそういう国有林との連携の中でどう事業を起こされていくかということも同時に本町にとっては大きな林業の課題かなと思います。あわせて、国有林所在地市町村の協議会というのも設けられているようでございますし、多分町長、当時の課長時代には参加されまして、意見、提言をされていると思います。本町にとってどういう意見をされ、また次の課長にどう伝受されていくか、今後の森林整備等を含めまして最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

まず、1点目の、いわゆる経済林としての価値が昨今高まっているのではないのかなというご指摘ですけれども、確かに多分中国の、いわゆる産業発展というのが一番大きな要素だと思います。つい何年か前までは、なかなか国内産材の価格が上昇しないということで、どうやって価値をつけようかということで、一つの考え方として、例えばカラマツであれば30年伐期のものを35年、40年ということで長伐期化し、大径木化することによって価値を高めようというような形の中で、町の森林整備計画等々も少しずつ見直しをしてきた経過にあります。委員ご指摘のように、そういった外的な要因の中で国内産材の見直しというのもされておりますし、それともう一点非常に大きいのは、やはり地球温暖化というどうしようもない現実には私どもは対処しなきゃいけない中で、森、木をどうやって育てていくのかという要請が世界的に見直されてきているということがあろうかと思っております。したがって、私どもとしてはそういった経済的な面も含めて、それともう一点、やっぱり再生産できるエネルギーの資源としての木材、バイオというのもある程度考えながら私どもやっていかなきゃいけない。ただ、ご案内のように、木を植えるということに関して言うと非常に経費のかかる問題でございまして、売った材によって再生産できれば一番いいのですけれども、なかなかそうはならない。そうすると、ある程度はやはり国の支援をいただきながら、着実に木を植えて育てていくというものをやっていくことしかないのかなという具合に考えております。そのことについて言うと、昨今の状況でいいますと、釧路湿原の上流という位置的な重要性もかんがみて、上流としてはやはり着実に森林整備を可能な範囲で実施してまいりたいというのが基本的な考え方でございます。

それから、後段の国有林の問題について言いますと、昨年11月だったと思いますけども、町長に就任してすぐ、国有林の所在市町村の会議、帯広でございまして、そのときにも出席させていただきましたけども、そのときに私は意見としては申し上げなかったんですけども、十勝管内の町村長さんから、やはり国有林をきちんと管理してもらわないと、その外側、下にある、周りがある民有林、町有林が荒廃をしてしまうという意見が随分多く出されておりました。当然風倒木等々の問題もありますし、材の切り出し等々の問題もあるし、もう一つ昨今非常に大きいのはシカの問題でございまして、ある十勝管内の町村長さんが国有林で飼っているシカは国有林で管理してほしいと、そういうご意見も出されておりました。シカの問題も非常に大きな問題で、私どもも管内のエゾシカの管理計画をつくる協議会の中でもやっぱり絶対数が大きいので、絶対数を減らさなきゃいけないということはずっと申し上げてきました。単にフェンスで森を囲むだけでは、山の木を食べるのではないですかということも申し上げてきましたけれども、なかなか国の方、道の方も理解していただけなかったというのが実態でございます。その問題もありますし、委員のご指摘になりました国有林、パイロットフォレストという非常に私どもとしては貴重な財産を抱えております。これをどうやって有効活用していくのか。ただ大きくなっていくのを待つのではなくて、やはりきちんとした管理をしながら、材として再生産していくということは非常に大事だと思いますので、私どもこれからも粘り強く、国の方にもそういった管理をやはり地元と一緒にやっていきたいと思いますというご提言はさせていただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひそういう方向で積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今回3点ほど、要望に近いことで申し上げましたが、また来るべきときにこういう機会を得られるよう努力いたしまして、終わりにさせていただきます。

○委員長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

深見君。

途中になるかもわからないけど、一、二やってください。

○委員（深見 迪君）（発言席） 私は、4点ほど質問したいのですが、それでは途中になるかもしれないということなので、短い方からいきたいと思います。

今回の予算の中にも反映しているわけですが、障がい児の子供たちの手厚い支援、これは共生社会を我々は標茶の方針としてうたっているわけで、当然のことだというふうに考えるわけなのですが、子供たちと一緒に登校や下校の状況をつき合ったりして観察しているわけなのですが、障がい児の子供たちの登下校、この問題について、法的な、あるいは自助、共助で言えば共助的な、そういう支援が本町では余りないように見受けられるのです。それで、そういう点では何かお考えはないのかということ、まず最初にお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

登下校の障がい児の方々の対応と申しますか、その部分についてお答えいたしますが、通常学校に通うときには、それぞれ登下校の部分も含めて、学校でのある程度の責任は存在するというふうに認識しております。新入学児童に教員がそれぞれ学校、通学路の安全確認を含めて、一緒に下校するという部分で行ってきているところであります。そういった意味で、障がい児の方々の登下校についても、それぞれいろんなケースがあると思いますが、集団下校等も学校で指導しているところがございます。最近安全対策で住民の方々の協力を用いまして、安全確保という形では大変地域と一体となった対応がされているということで、委員会としても大変うれしいところがございます。

それで、1人で登下校ができないとか、そういったときにはどうするかという部分では、これまで、それぞれ学校と保護者と実際には協議をしながら、こういった形が児童生徒の安全確保を図れるかという部分では、共同の中で話し合いながら進めてきているところでありますので、そういった今までのいろんな問題も抱えながら一緒になった問題解決に向けての協議をしてきたところがございます。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 共生社会をうたっている我が町が、障がい児の今言った部分について、どういう姿勢を持っているのかと、どうすることが望ましいのかという質問だったので。それをまた答えていただきたいというふうに思うのですが、例えば、春に入学した1年生は、いろんな親の協力や地域の協力や学校の指導を含めて、こういうふうに言うのです。できるだけ早く1人で学校に来て、1人で帰れるようにしましょうねと先生方は指導するし、学校の方針もそうなのです。今課長の方は学校に一定の責任があるとおっしゃいました。そして、その上に立って1人で登下校できない子の場合は、いろいろ親と相談しているのだというふうに言ったわけですが、僕は自助の部分か、共助の部分か、公助の部分か、どこに属する責任なのかということをお聞きしているわけではなくて、1人で登校できない子供がいた場合、社会としてどういう、やっぱりその子に対する支援や見方をしたらいいのだろうか。共生社会やノーマライゼーションというのは、そこまできちっと責任を持つのが、その考えるところの思想ではないのかというふうに思うわけなのですが、いかがでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 制度的な部分で先ほど申し上げましたが、制度部分ではなくて、どう対応するかということだと思いますけども、ただ委員もそれぞれ今まで教職の部分で携わってきて、学校現場でそこまで全部、登下校の各対応が可能かどうかというのは人的にも非常に難しいということがございます。そういった部分で、普通学級、普通学校に通える状態で実際にはいろんな制度がありますから、その中で、その子供にとって一番いいところはどこかという部分でいろんな協議をする中で決定しているわけですから、すべて保護者の希望どおりに全部するとなると、物すごいいろんな部分で対応策が必要と

なってくると。ただ、その中で保護者の役割あるいは学校の役割、教育委員会の役割、地域の役割、そういった部分の中でどうやってその子供がすべからく大人になっていく、自立というか、大人の基礎を学んでいくかということが一番大事であって、その部分で一定程度の協議をしながら、どういう形がいいのかというのが本来あるべきだというふうに考えてございます。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ちょっとどうもお答えが抽象的に聞こえるのです。障がいを持って1人で登下校できない子に対して、我が町の方針であるノーマライゼーションや共生社会の立場に立てば、その子に対して社会的な責任を持たなければいけないのではないのかという物の考え方、これをお持ちでしょうかということを私は聞いているのです。例えば通勤、通学というのはガイドヘルパーは当てはまらないというふうに言うのですけども、そういう障がい児、障がいを持っている人たちに対するさまざまな制度はありますよね。それは、もちろん固定化したものではなくて、状況に合わせてどんどん新しいものをつくっていかなくちゃなんないと思うのですが、別に民生の課長に振っているわけでもないのですけど、そういうガイドヘルパーというのはまさしくそういうような制度だったと思うのですけれども、そういう見地からいっても、それから先ほど言ったノーマライゼーションや共生社会、障がい児もほかの子と同じように一緒に、当然のようにこの地で生きて、同じような学校に通う、そういう権利を持っているのだという、その物の見方、考え方の問題でどうなのかということ、それが定まらないとどうすればいいのかというのが出てこないと思うのです。いかがですか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） 今地域福祉に関しての考え方といたしますが、そういうことでお尋ねありましたので、そういう観点でお答えしたいと思います。委員ご指摘のとおり、地域の中で社会福祉を築いていくためには、標茶町としては自助、共助、公助という部分での三つがそれぞれバランスをとれた形で進めていくのが一番望ましいというふうに考えているところであります。みずからできるものはみずから行う。それから、地域のかかわりの中で行えるものは地域のかかわりの中で行っていくということでございます。そして、公として支援すべきものは何なのかというようなことは、それぞれが持っている札といたしますか、力といたしますか、そういうものを出し合うということだというふうに思います。それぞれのケースによって違うと思いますが、家庭の状況によっても違うと思います。もろもろの状況があって、通学に行くということがありまじょうし、そしてその地域のかかわりの中でそれらを支援していくということもあると思います。また、その地域のそういうような共助の姿勢を涵養させていくという部分では、公の部分の働きかけといたしますか、そういう喚起を促していくという部分では、大枠の中ではあるというふうに思っています。

また、ガイドヘルパーの関係のお尋ねがございましたけども、身障手帳、療育手帳、精神手帳を交付されている方について、障がい者の移動支援事業というものが行うことにな

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

っていますけれども、今お話ありましたように、通勤、通学で恒常的にという部分では現在想定はしてはいいないところでもあります。ただ、一時的にそういう部分が必要だというのがあれば、一時的な取り扱いということですけども、あくまで先ほどお話ししましたすべての事案ですけども、自助と共助と公助のバランスをとれた体制というのが一番望ましいというふうな考えでございます。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時12分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 先ほど高橋委員からの水土保全林、それから資源循環林の面積、資料がなくてお答えできなかった部分についてお答え申し上げます。

水土保全林につきましては1万8,745ヘクタール、それから資源循環林につきましては1万5,671ヘクタールとなっております。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 民生の課長から説明いただきましたけれども、その問題については共生社会、ノーマライゼーションの精神は持っている。その方針で公の部分は、どちらかというと共助の部分にそれを涵養していくという言葉をお使いになったのですが、この問題については個々の具体的な課題について、今後また機会があれば議論したいなと思っていますけれども、私はきっと公の方から涵養されて、そういった子供たちの方に自分のできる力を出していく立場になるのかなと思うのですが、ぜひ今後ともそういう問題について、お互いに考えていきたいなというふうに思います。

それで、次の質問に移りたいと思うのですが、病院の問題についてなのですが、今年度の話なのですが、何人かの町民の方に看護師さんの態度が非常に問題であると、どなられたということで訴えがありました。それから、お医者さんですね、患者の話を聞いてくれないと。それで、やりとりの中でいろいろもめて、途中でもう耐え切れなくなって、もういいですと言って帰ってきたという訴えがありました。患者は、病気やけがを診てもらって、苦痛を和らげ、不安を解消してほしいというふうに思って病院に行くわけですから、そういう点では非常に残念なことだと。患者の立場でいうと、言うまでもなく自分の症状について十分、ここがこうなのだという話をまず聞いてもらいたい。説明を受けたいと思っているわけですから、その期待を裏切られたときのショックはかなり大きいものがあったのではないかなというふうに思います。

私の経験でいいますと、随分昔の話になりますが、私の家族が町立病院で手術して、そ

の手術が失敗したのです。間違った。それで、手術したお医者さんが気がつかなかったということで、そのお医者さんは率直に私のところに謝りに来ました。失敗しましたと。これから私が責任持って釧路の病院に連れて行って、最後までケアをしたいと思いますので、申しわけありませんでしたと来た。そういうことがありました。私自身の経験で言えば、私はどちらかというと通常の時間帯じゃなくて、救急外来を利用することが多いのですが、専ら食べ過ぎとかそういうことが多いのですけれども、非常によくしていただいた記憶があります。先日も带状疱疹の疑いがあると言って急いで病院に行ったのですが、非常によく丁寧に診ていただきましたし、看護師さんの態度もよかったなというふうに印象を持っているのですが、しかし町に出ると少なからずそういう思いを持っている町民の方がいるということで、そういう問題については病院ではキャッチしているのか。そして、どういうふうにそういう苦情を吸い上げ、どういうふうに解消に向けて具体的な努力をされているのか、まず伺いたいなというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えをいたしたいと思います。

ただいま委員からご指摘のありました苦情の内容につきましては、私事務長といたしましても承知しているところでございます。苦情につきましては、院内にまちづくりポストを設置しながら、町立病院に対してのご意見がありましたら投函していただくこととしておりますし、わざわざ病院に足を運んでいただきまして、私に直接患者の苦言を呈される方も実際おるわけでございます。また、さきに接遇委員会で外来、入院患者を対象に実施いたしましたアンケートの調査結果、調査の回答の方にも町立病院医師の実名入りで批判が寄せられておりました。病院スタッフへの苦情処理につきましては、当該職員、所属管理職、セクションの長と院長に逐次報告をさせていただいておりますし、場合によりましては、開設者であります町理事者の方にも、内容につきまして説明をしておりますが、職員には管理会議などあらゆる機会を通じまして、患者の立場に立った医療サービスの提供を常に念頭に置き、培った専門知識や技術を生かしながら、基本、初心を忘れず、業務に精励してほしいことを職員とともに確認しているところであります。看護師など苦情を受けた職員につきましては、直接指導するとともに、ケース・バイ・ケースでございますが、苦情を寄せられた内容に対しての改善内容等につきまして院内に掲示をしながら、病院側としての改善の取り組み姿勢もあらわしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 先日私病院に行きましたときに、久しぶりに行ったわけなのですが、中の待合室に入ったら、壁にこういう標語が張ってあるのを見たのです。当然ご存じだと思うのですが、きれいに書かれてあるので、これを見ましたら、毎月病院の看護師接遇委員会というところを出しているやつで、12月の接遇標語、各月の接遇標語がいろいろ出ているのですが、例えば「ありますか 心のゆとりと優しさの気持ち」とか、いろいろ

出ているのです。これは、その後でまた病院に行って、僕は壁からはがして持ってきたわけではなく、ちゃんと事務室に行っていたら来たわけなのですが、私が外来で入ったところで目が行ったのは、「優しい言葉 明るい笑顔」という標語でした。本当かなと思って呼ばれて中に入ったら本当でした、その日は。「してみよう自己反省 人の気持ちに気づくはず」とか「考えよう 自分の気持ち 他人の気持ち」とか、毎月これは考えているということなのです。これを考えるために会議を開いているのではなくて、まさに今課長が言ったような、課長から後で話聞いて、どんなペースでそういう会議を持っているのかということも伺ってきたのですが、16年度はさっき言ったアンケートもとりながら、7回にわたって接遇委員会を開いていると。17年度は、本年度は今のところ4回やっている。その他いろんな委員会があるのです。研修の問題とか、いろんな委員会があって、内部は内部で病院の改善のために努力をしているということがわかります。院内には、この病院経営改善のために幾つかの委員会や会議がこういうふうにあって、接遇委員会はそのうちのひとつだということもわかりました。そういう院内では何もしていないというのではなくて、改善に一定の努力をしているということも初めて私はわかったわけなのですが、しかし、その標語の中にあるように院内での自己反省とか、高い専門性や識見を生かしたお互いの厳しい相互批判とか、これはなかなか難しいのだと思うのです。一つの職場の中でそれが本当に実の出るようなことをやるというのは、私も学校にいましたけど、職員室の中で厳しい相互批判を展開して、よりよい教育を目指すということはなかなか難しい。しかし、その努力を続けておられるということはわかりました。そこで、しかし実際に町に出ると、依然としてそういう苦情や、病院に対してそういう見方を持っている町民の方がおられることも事実なのです。そういう意味では、町民の信頼をさらに得るようにして、町民に愛されて、頼りにされるような、そういう取り組みを今後がんばってやっていただきたいというふうに私は考えるわけなのですが、これは町長どうですか。

○委員長（館田賢治君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、全セクション代表によります毎月の末に開催しています管理会議を初め、管理会議の同日に連続開催をしております院内感染防止対策委員会、医療安全管理対策委員会など7委員会、専門委員会を設置しております。また、看護部職員構成によります各委員会の下部組織を設置しているほか、教育委員会、介護基準手順委員会、接遇委員会、業務改善委員会など、各種会議構成をしいておりました、日常的に議論を行っているところであります。例えば医療安全管理対策委員会につきましては、職員から毎月提出されます冷やりはっと報告、これは言葉のとおり業務中に冷やりとしたり、はっとしたことを記載してもらい、改善内容について自分なりに提起するものでありまして、その中の二、三件を抽出しながら全体で問題点、改善点について議論を行っております。当たり前のことではありますが、病院を運営していく中で事業内容の議論、立案、事業執行、そして反省、総括を繰り返しながら、院内全体の情報の共有化を行い、住民の皆様が理解、

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

利用しやすく、信頼を持っていただくようなかかりつけ病院として今後も努力してまいりたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） その言葉にゆだねたいというふうに思います。

それで、ちょっと角度を変えて病院経営の問題についてなのですが、非常にセンセーショナルなニュースが、富良野の小児科医の過労死のニュースが最近ありました。それだけでなく、根室市立病院の内科医不在のおそれがもう間近に迫っていますし、羅臼の国保病院の救急外来が停止、釧路労災病院の小児科、産婦人科休診、本当に北海道の地域医療は一体どうなるのだという不安を私はすごく持っていますし、医師不足による地域医療の危機が目の前に迫っているのだなということをつくづく実感します。標茶の場合は、せんだって内容審議でもお伺いしましたけど、医標欠の状況にあるということですけども、この先さらに医師が不足するという心配はないのか。この先、一体どうなるのかということについて、ちょっと伺いたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 最近も連日のように大学病院への医師の引き揚げや、それに伴う地域病院での医師と看護師不足の報道がなされております。ご指摘の標茶町立病院の医師確保の見通しであります。毎年8月と12月に、昨年12月には議長にもご同行いただきましたが、町立病院医師派遣元であります道内3医科大学医局に訪問し、それぞれ教授、医局長とお話をさせていただいておりますが、その中での常勤医4名の現状を申し上げますと、まず院長の産婦人科につきましては、札医大が派遣元でありまして、院長は来年度末が定年を予定されております。仮に院長がそのまま退職をされた場合、後任の医師確保は非常に難しいものだと考えております。また、2名の内科医につきましては、北大第三内科からの派遣でございまして、医師本人の異動希望がない限り異動は考えておりませんとのお答えをいただいておりますが、また外科医につきましては1カ月交代の北大第一外科からの派遣で、来年度は派遣を可能とするが、平成20年度以降については派遣体制維持が難しいことが想定され、地域医療に混乱を招かないためにも町みずからが他の手段を用いた医師確保に努力願いたいとの意見を承っております。こういうことから、常勤医が現在の4名から減員となった場合、医師の当直も現在の4日に1回の当番からさらにきつくなり、町立病院の救急体制の維持が困難になることも十分想定されるわけでありませぬ。これらの現象は、ご承知のとおり平成16年4月から始まりました医師の臨床研修、いわゆるスーパーローテーションの実施の影響が大でありまして、医師確保は最大の懸案事項と考えている次第です。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 深刻な状態であるということがよくわかったわけですが、その話はもう少し後でまたお伺いするというにしまして、先ほど看護師や医師の接遇態度についての取り組みについて伺ったのですけれども、4日に1度の当直であるということ、当

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

直の深夜勤務が4日に1回ということですから、かなりきつい勤務実態ではないかというふうに思うのです。その当番に当たったら、30時間以上は、実態はわかりませんが、多分30時間以上は拘束されることになる。この話をある町民の方にしましたら、いやいや、患者少ないし、大した救急外来で来る人もいないから、楽なもんだべやという話をしていました。しかし、私はそうでないと思います。拘束されるというのは、本当に精神的にもきついストレスを抱えることになるのでないかというふうに思うのです。だから、そういう意味では、先ほど町長の執行方針の中に放射線技師の増員、これはいい意味で本当に増員の方針でいくんだということは出されていますけども、この人たちにしたって、家にいても、いつ呼び出されるかわかんないという状況で待機するわけですから、そういう点では看護師を含めて、結構大変な勤務実態ではないかというふうに思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていますか。実態はどうですか。

○委員長（館田賢治君） 病院事務長・蛭田君。

○病院事務長（蛭田和雄君） 救急外来診療に従事する医師の当直は現在、先ほど申し上げましたとおり4日に1回の当番でありまして、例えば日曜日朝から、朝8時半からですが、当直に入った場合、その週の土曜日までの当直従事時間は、延べとしまして39時間30分、勤務時間と合わせますと週78時間15分となっております。ご指摘のとおり、日曜日朝から当直に入った場合、翌朝まで24時間、8時半から翌朝の8時半まで、そしてその日の勤務を含めると、勤務につきましては現在8時半から17時までとなっておりますが、32時間45分の連続勤務となっております。単年度の時間外に受診される患者数は1,200人程度おるわけですが、1日に10人を超える日や受診がゼロになる日もございますけれど、当直業務の時間帯は委員ご指摘のとおり拘束されておりまして、ハードな勤務体制について先生方にご理解をいただきながら業務に当たっていただいておりますのが現状であります。

また、看護師におきましては、当直は外来看護師が担当しておりまして、およそ月3回の従事でございますが、曜日によりまして代休、また手当支給などで対応するなど、規定されています勤務時間に合わせた形で一月の間で勤務時間調整をさせていただいているということでございます。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 予想どおり、結構厳しい内容だなというふうに私は思います。この厳しさというのは、地域医療を守るという意味でも、やっぱりこれが当たり前だというふうな感覚では、地域の医療や地域に来てくれる医師の気持ちというのはなかなか解消できないのでないかというふうに思うのです。先ほど来から言われている北海道の医療の実態というのは、今までは金がなかったら再三再四の医療制度の改悪で、もうとても医療を受けられないと。今まで月4回受診してきたのを2回にしていると。もらった薬は、半分にして我慢しているのだと。薬を食いつなぐという感じの、金がなければ医療を受けられないという実態があるわけです。しかし、それに輪をかけて、仮に金があっても医療を受けられない実態が目前に迫ってきているということに私は非常に不安を覚えるわけです。

2月24日に札幌で地域医療を考える道民の集いというのが開かれました。いろんな関係者が集まりました。たくさん引用するわけにいかないわけですから、一つだけ引用しますと、これは札幌医科大学の教授の方の発言です。何て言っているか。いっぱい言っているんですけど、私が目のついたところだけ言いますと、この医師不足について、地域から東京大学と慶應大学に研修医を吸収しては医師を奪って行って、過労の問題だけを残したというのが今の地域医療の現状だと厳しい指摘をしているのです。まさにそのとおりではないかというふうに思います。個人で、札幌医科大学の中でも地域医療を守るために一生懸命に努力をされている教授の方もいらっしゃるというふうに、この中では明らかになっているわけですが、医療をサービス業としてとらえるのではなくて、健康を守る安全保障という発想でやっていかないと、ますます危険な状況になると。地域医療は持ちこたえられないということを言っています。私は、今病院に対する町民の厳しい声、これは事実であります。同時に、町立病院の中で看護婦の接遇委員会のように、やっぱり日々努力をしているということも事実であるのだと思います。

私は、地域医療を守るために、これは病院の中だけの取り組みではなくて、そしてまた理事者だけの苦労に終わるのでなくて、町民ぐるみでこの問題を取り上げて運動していかないと、今に大変なことになるというふうに考えているのです。前に郵政民営化でもっと大がかりな町民ぐるみの運動をしないのかということを僕はここでやったのですが、それはいろんな見方があって、せんだって報告の中で磯分内で郵政公社が説明会を開いたことによって町民の理解を得られたものと思いき、ああいう決定をしたという、集配を廃止するという決定をしたということも言っていましたけども、それは真っ赤なうそで、私も行きました。地域の人も来ていました。怒って、途中で帰っていった人もいるぐらい、全然理解なんか得られていない。だけれど、あれを強行してしまうと。病院がもしそういう状況になったら、本当に命取りになるというふうに思うのですけれども、もちろん正すべきは正さなきゃなりません。町民の声は、今までどおり吸い上げながら努力してもらわなきゃなりません。だけれど、同時に標茶の町の病院を守り育てるという感覚、機運、これを町民の中につくり上げていくということがとても今必要な時期でないかというふうに思うのです。

私、恥ずかしいことですが、先ほど町長と、昨年8月には議長さんも一緒について行って、医師の獲得のために努力された。でも、現実にどんなふうに努力されているのか。その部屋に行って頼むときに、どんな雰囲気ですかが推移しているのかというのはわからないのです、私自身も。恐らく町民の人たちも、どんな努力を、どんな苦労を、前の今西町長は屈辱にも近い思いをしたこともあるなんていうことを、ここで言っているのかどうか分かりませんが、そういう話をされたこともあります。そういうことも町民が共有して、本当にこの病院、地域医療を守る取り組みをぜひ、それこそ公が先頭に立ってつくり上げて行ってほしい。もちろん言っている自分もいろんなところでそういうことに努力したいと思うのですが、この間FTA、EPAの集会やりましたけど、匹敵するほどの大問題だ

というふうに思うのです。先ほど課長の説明によれば、決して、もう数年後危ないというような実態も明らかにされました。そういう点で、今までの延長線上での取り組みじゃなくて、大がかりな町民ぐるみの運動、一自治体ではどうにもならない問題ももう出てきているわけですから、そういう運動を展開すると。町が先頭に立ってそれを闘うという意識を、意思をお持ちかどうか、そのことを最後にお伺いしたいなというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 1時40分

再開 午後 1時45分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

私どもにとってやはり一番大事なことは、町民の皆さんが安心して生活ができるということだと私は思います。そのために、町立病院というものを開設しておりますし、私自身も病院に行くというのは何か不安だから行くわけですし、それに対してどう対応していたのか、私は、それは一番大事な問題だと思っております。そのことにつきましては、先ほどから事務長の方からも報告しておりますように、確かにいろんなケースはありますけども、その都度、その都度、できるだけ対応はさせていただいております。町民の方々がどういう気持ちで病院に来られるのかということを考えれば、おのずと色々な答えは出てくるのではないのかと私は思っております。

それから、医師の確保の問題につきまして見ますと、本当にこれは今一番深刻な問題でございます。連日新聞等でいろんな事例等が報道されておりますけども、直接的な原因というのは先ほど事務長の方がお答えしました、16年度から開始された臨床研修の影響だという具合に、医師の絶対数をふやさない中で研修期間を別に設定したということがやはり直接的な原因であろうと思っております。その結果としてどういう実態があるか。先ほど報告もいたしましたように、私も昨年の12月に実際に医局へ参りまして、先生方と色々なお話をさせていただきました。そのときに、非常に厳しいといいますが、やはり大学の医局の本来業務というのがどういうものかということも、それとほとんどの大学病院で実際に病院を抱えておりますので、その病院のいわゆる医師の確保の問題も今ままならなくなってきていると。それは、札幌であれ旭川であれ、道内で札幌と旭川の大学病院がそういう実態だということも私は伺ってまいりました。それとともに、先生からお話があったのは、やはり勤務医の勤務実態の過酷さというものが、先ほど委員もご指摘にありましたように、やはり非常に私どもが想像を絶するような場合がある。そうすると、どうしても現在医師を目指されている若い方たちが、例えばの話ですけども、時間外の対応の必要のな

い、例えば皮膚科であるとか、緊急性の伴わない方に向かっているとか、それからやはりある程度の年齢になれば、勤務医ではなく開業医を選ばれるというような、そういった実態もあって、総体としての数でいうと、例えば北海道においても総体としては足りているかもしれないけども、例えば地域的な格差もあるし、中身の問題として絶対的に足りないのが実態であると。そういった中で、大学本来の責務である研究の方がどうしてもできなくなってきたという状態もあって、これから先飛躍的に、例えば医師の数等がふえない限りにおいて、地域に対して医師の供給不足というものを解消することは困難であるとの、そういったお話も伺っております。

私どもも、釧路管内もそう、全道的にそうなのですから、管内の首長が集まっても、まず最初に問題なのはその問題です。実は、つい最近までは釧路市が全道でもかなり恵まれた医師というのが確保されていたという状況もありまして、最終的には釧路市さんをお願いすれば何とかなるのかなというのが管内の首長さんの考えていたことだと思いますけど、もうそういう状況にない。やはり釧路管内の全体を考えて、どういった体制が組めるのかということ管内全体で考えていかなければいけない。それは、一市町村だけで当然解決される問題ではないということは共通認識に立っている。やはり広域医療のネットワーク化ということを考えていかなきゃいけないんだらうということで、具体的な検討に早急に入らなければいけないのかなという感じをしております。

それと、基本的な問題として、じゃ地域に来てくれるお医者さんをどうやって確保しようかという問題になりますと、これはもうまさにその個人個人の先生方の考え方によりまして、それを強制的にああしろ、こうしろというのは、私はやっぱりこれは困難だと思います。やはり国が今、道も、例えば奨学金制度であるとか、ある程度法律で義務づけようというお話もあるみたいですけども、そういった問題で解決できる問題のかなというのが、私は若干個人的には疑問視をしております。やはり医師の方が自分みずからの仕事に対してどういった意識を持って対応されるのが一番大事な問題だと思いますし、だから緊急的な対応策としていろんな方便は、方策は考えられておりますけれども、やはりそれが根本的に私は対応できる対応策として効果があらわれるとは必ずしも思っておりません。いずれにいたしましても、私どもとしてはそういった医師不足の中でどうやって医師を確保していくかということになりますので、やっぱり粘り強く地域の実態をお話ししながら、地域でがんばっていただける先生方を探していくという、そういう努力しかないのかなと思っておりますので、今後も一丸となってそういった取り組みを続けてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） ぜひ努力を継続されてがんばっていただきたいなというふうに思いますが、先ほど休憩中のお話こそ、町民に発信していいのではないかと、そういう意味での町民運動ということも含めて言ったわけであります。医師減らしというのは、計画的に国が行ってきた施策です。北海道にだって国立や道立の、国や道の巨額の税金を投じてつ

くった医科大学があるわけです。当然地域医療を、それだけのお金を投じているわけですから、地域医療をそこに充てていくという責任が国や道にあるわけで、私はそのこともあわせて運動していくべきだなというふうに思います。今の町長の答弁で、一たんこの問題を終わって、次の問題にちょっと移らせていただきたいというふうに思います。

次のテーマは、障がい者控除の適用の問題です。昨今本当に相次ぐ税制の改悪、医療や介護、保険料の引き上げで、以前の数倍もの負担が今高齢者を襲っている。後期高齢者医療制度については、私は反対の立場でいましたけれども、それもどんどん利用者の後期高齢者の意思に関係なく、制度が決まってしまうという状況です。この負担増を少しでも回復して高齢者の生活を支えるために、障がい者手帳がなくても、町長が、障がい者控除対象者認定書を発行して、障がい者控除をして、高齢者の税負担を軽くする。これは、前にも私一般質問の中で取り上げました。この問題について再度求めたいなというふうに考えるわけです。この制度は、市町村長が身体、知的障がい者に準ずると認定した65歳以上の人が対象になるわけです。つまり障がい者手帳がなくても、介護保険を利用している高齢者に障がい者控除の対象を広げるということなのです。これは、所得税法施行令第10条及び地方税法施行令第7条または第7条の10号の11の規定によってできることになっているのです。しばしば厚生労働省も国税庁もこれに対してできますということをはっきり約束しているわけです。答弁しているのです。2002年8月の厚生労働省の通達でも、自治体が障がい状況を判断し、認定することを認めているのです。また、国税庁では各地の国税局に言うだけでなく、各地の国税局に文書を出して、公式に認定書があれば、これは過去5年間分遡及していいですよということまで指導しているのです。このことは、ことしの2月に政府は、この遡及請求は現在でも有効であると重ねて答弁していることなのです。何でこのことを私は言いますかということ、本当に高齢者の税金は、役場にも多分問い合わせの電話がかかってきているのでないかと思うのですけれども、私のところにも間違っているのではないかと、税金のあれが来たんだけど、間違っているんじゃないかという問い合わせが来たぐらい大変な今事態なのです。一例、ちょっと調べたのを言いますと、年間171万円の年金を受給している人が、この認定を受けることによって、以前のように非課税に戻って、その結果住民税や介護保険料が減額になって、10万円支払っていた施設利用料も6万3,000円になったと。年間にして約40万円軽減される、こういう事例もあるということなのです。私は、町長がこの認定書を発行して障がい者控除をして、標茶町の高齢者の負担軽減を少しでもすべきだなというふうに考えますが、いかがですか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） 障がい者の控除対象に介護認定の部分をとということでのお尋ねでございますが、委員が今ご指摘ありましたように、平成16年、委員会のご質問に対しまして、町といたしましては寝たきり老人の部分では認定を行っておりますという部分、それから介護だけじゃなくて、身障手帳を受ける、その対象者になる部分では、まだ交通費の部分というのがあるものですから、それで身体障がい者手帳交付となる方には申請の

手続をお勧めしているというような内容をお話ししました。ただ、その答弁の中で国から明確な、先ほど委員ご指摘のとおり市町村長が認定をするということは、実際にございますけども、ただ国の基準というのが明確に示されていないということがありまして、その後も、今現状でもまだ明確に国の基準というのが示されていないということがあります。また、町内の、身障手帳の等級と、それから介護認定の等級といいますか、それがイコールかという、これもイコールではないという部分があるのが今の現状のところでございます。しかしながら、管内の情勢を見ますと、釧路市、厚岸町、それから白糠町、弟子屈町、4町ではそれらの要綱をつくりながら対応しているという実態もございます。このような実態を見ますと、一定程度のそれらの動きも意識しなければならないと思いますが、本町で実施する場合に、もし実施するとしたら、町長が認めるという背景をきちっと整理しなければならないというような、事務方としてはそのような判断をしているところでございます。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは、早く実施して認めてください。毎日の生活が大変なわけでしょう。何か最後の部分で、町長がという話ししましたが、私この問題提起したのはずっと以前です、一般質問で。そして、そのときは、町長は何と答えたかといったら、税の公平性の問題を言ったのです、あのとき。税の公平性の問題があるから、町村長会に問題提起をして議論しますと言ったのです。言っているうちに、今課長がおっしゃったように、管内では4市町が既に実施をしていると。阿寒、音別はもう釧路市に入っていますから、もっと多いのです。おくれをとっているわけです、この部分では、いつその結論を出すのかということをおしは言いたいです。15政令指定都市でも、札幌を含めて14まで実施しているのです。それは、もうご存じですよ。東京23区でも17区で実施しているのです。税の公平性の問題は、もう払拭されているわけです、こういう面では。そういう意味では、今税制が改正されたり、介護保険や医療保険が改悪されて、毎日が大変な高齢者がいるわけですから、一日も早くその結論を出していただきたいと。先ほどの説明では、そういう方向を向かなきゃなんないかなという気持ちになっているような説明に私は聞こえました。だったら、すぐやってください。いかがですか。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思えます。

基本的な考え方につきましては、私もこの問題につきましては前町長がさきに答弁をいたしましたように、国としての統一の基準が必要だという考え方は、私もそのとおりだと思います。逆に言うと、国が市町村長にその判断をゆだねるということはいかかなものかなと。ただ、今日的な状況の中で事態が変わってきているという問題と、それから実際に町民の皆様、暮らしがどうあるかという問題というのは別に考えなければいけない問題だとも思っております。今回こういった議論が議会の中であったということも踏まえまして、早急に町といたしましては、福祉施策全般につきましてご意見を伺う場もございますので、

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

そういった場にも議会でのこういった議論の経過等も報告し、できるだけ多くの町民の皆様方のご意見を承って判断をしたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 国は、やらないと思ひます。やらないようにしているわけですから。だから、それを補完するのが自治体の役割でしょう。今町長が答弁されたように、ぜひそういう前向きに急いで検討して、町民にとって、特に厳しい生活を今強いられている高齢者の方々にとっていい結論が一刻も早く出るようお願いして、ここの質問を終わりたいというふうに思ひます。

最後の質問、これは簡単に行いたいと思ひますが、北海道新聞に、ほかの新聞にも出ていましたけども、学校支援員、軽度発達障がいの子供たちに対して、もっと手厚く学校教育を受けるための学校支援員制度というのをつくりましたよと。つくっただけでなくて、予算措置もいたしますと。その内容は、平成19年度に2万1,000人、平成20年度に3万人、合わせて5万1,000人の軽度発達障がいの子供たちをフォローする、支援する学校支援員を派遣して予算措置もいたしますということが出ました。ここに内簡があるわけですが、特別支援教育を充実して学校教育法の改正を踏まえ、小中学校における軽度発達障がいの子供たち、LD、ADHD等の障がいのある児童生徒に対する教育体制の充実のため、2年間でおおむね全小中学校に特別支援教育支援員を配置できるよう予算措置をするということが書かれてあります。ということは、標茶町で言えば1単位の賃金掛ける学校数分の予算が2年間でおけるといふことを言っているのです。問題は、これを地方交付税にまぜこぜにしておろしますといふことを言っているのです。二つ言いたいと思ひます。一つは、これは国を動かしたのは全国の軽度発達障がいの子供を持つ親たち、その教育をしている先生方、そして市民の人たちの長い運動の結果、成果としてこれが出てきた。国をしてこういう制度をつくらざるを得ないという、予算措置をせざるを得ないという状況に持っていったということが一つです。もう一つは、極めて不完全な予算措置である。地方交付税ですから、色ついていないわけですから、まぜこぜになっておると。問題は、これを町がどうとらえて、どういうふうに学校支援、軽度発達障がいの子供を持つ学校にこの支援員制度を現実のものにしていくかという姿勢にかかっているということなのです。この点でどうですか。やる気がありますかどうですか。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでありまして、特別支援、19年度からいよいよスタートであります。これまで特殊学級から特別支援という大きな枠組みの中で一人一人の子供に合った対応が必要ということで、この特別支援教育という形になりました。それで、国が、委員おっしゃるとおりここに2年間で5万1,000人の配置の予算措置をするという形でありまして、交付税措置で1人当たり、単純計算すると120万円、実際にどういう計算方法で交付

税に算入されてくるかというのは、実際まだはっきりしていない部分がありますが、これから特別支援のあり方といいますか、それぞれLDあるいはADHDの方々、そういった部分の子供、児童をどう取り出して対応していくというのが学校現場の、これからの19年度から進めていく大きな課題であります。そういった意味で、まだ学校の方もどういう形で取り出しをするか、どういう形にするか。大枠はわかるのですが、実際にどういうふうにするかというのがまだなかなか見えてこない部分がございます。19年度にスタートするわけなのですが、これまで体制づくり、コーディネーターを含めた中で各学校で進めていくわけなのですが、それによって新たな教室という部分では今のところ考えていない部分であります。どれだけの子供たちに対応しなくちゃならないかという取り出しの必要性がそれぞれ学校によって違うと思います。大きな学校と小規模の学校との必要人数が多分変わってこようと思います。そういった意味で、現場の要望をそれぞれ掌握する中で、町と協議をする中で進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） それは、現場の要望をとらえていないということですか、今。どうなのですか。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 今までの特殊学級の教員の配置数、これは北海道で決めている基準がございまして、それぞれ学級に対して1名、それから3学級以上でしたらプラス1名という形になっていまして、今後それが特別支援学級という形に名前が変わるわけなのですが、そのほかに先ほど言いましたLDあるいはADHD、それからそういった大まかに言うと軽度発達障がいの方々をどういう支援をするかということで補助員というのか支援員といいますか、その方の必要数が出てくると思います。ただ、学校で今のところ基準といいますか、その必要性がある子供たちの数といいますか、実際にその基準みたいのがあるわけでもないですし、実際に特別に取り出して教育をすることが一番効果的なやり方がどうあるべきかというのは学校それぞれ違うわけですから、言語と一緒にやるかとか、そういった部分の形もいろいろあると思いますから、その辺について不足分の部分について学校の把握をしていただくような今後の形になると思います。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） だから、それは遅いじゃないですか。私、特別支援教育の問題については、数年前からこの議場で質問をずっとしてきました。当時石澤教育長の時代から質問してきました。内簡では、19年度の予算措置2万1,000人と言っているのです。要望の調査もしていないということでしょう。つまり方針は白紙だということですよ。だけど、特別支援教育がうたわれたのはずっと前ですよ。だから、そういう意味では、国がこういう方針を持っているということを学校に早く知らしめて、そして教育委員会もどういう方針で臨みたいのかということを書いて、あわせて学校の今要望がどうであるのかも聞いて、あるいは要らないよという学校もあるかもしれません、補助指導員は。もう新学期始まる

わけですから、今予算委員会なわけですから、それを聞いて、急いで調査をして、この面での方針を明らかにしていただきたいというふうに私は思うのですけれども、どうですか。

○委員長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけども、この制度につきましては、確かに法律が相当進行したというか、先行して制定されたのです。ところが、実態は、例えば教職員の専門性とかそういったものについては、一定程度は、例えば研修とか我々もそれぞれ校内研修から特別支援制度の中の研修や何かも開催しながらやってきてはいるのですけれども、教職員自体の専門性の本当の研修部分はおくれているのです、実際に。なぜかというところ、例えばADHDとかLDの具体的なものは難しいのです、判定するとか。そういう面での、逆に言うと我々も国の方ではそういう制度をつくったはいいいけども、具体的な対応策としてはなかなか浸透してきていないというのがあって、我々からすれば、もう少し実態をしっかりと把握していただいて、現場で対応できるような状況をつくって進めてもらおうかなというふうに考えていますし、今回の交付税措置の部分につきましても、内容的には各市町村に任せますけども、具体的なものというのは全然何もないですよ、自分たちで勝手に決めてくださいという感じで。交付税措置としては、1人当たり120万円程度やりますから、その中で対応してくださいということで、その具体策というのは全然出てきていませんから、学校現場でどうやって取り組みをすればいいかということ、私たち自身もちょっと対応し切れない部分もあっておくれているという面もありますので、そういった面ではもう少し時間をかけながら、学校と協議して対応していきたいなというふうには考えているところがございますので、なかなか法律と現場との時間的な差があるということだけ、ちょっとご理解いただければなというふうに思いますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかります。国の特別支援教育を打ち出した、僕はやっぱり欠陥たくさんあると思います。地方交付税にまぜこぜにして出すなんていうのは、いかにも国のやりそうなことだなと思いますけれども、しかし、特別支援教育でもう走り出しているのです、標茶は。走り出しているのです。だったら、やっぱりこの問題について、いまだにLD、ADHDの実態はなかなか難しいとか研修が進まないとか、僕が研修の問題について言ったのは3年前です、質問したの。そういうのは理由にならないです。まず、先生方の意見、学校の意見を急いで聞いて、この問題を早く解決してほしいと。それは、国の言っていることを僕は振りかざして言っているわけじゃなくて、現実に軽度発達障害の子供が学校の中にいるわけですから、その困難はどこにあるのか、問題はないのかということを実態として把握していないというのはおかしいわけで、それを急いで把握して、調査して、余り時間をかけないで、まず実態の把握や先生方の要望をどうすればいいのかということ調査することを急いでやっていただきたいと。そのことを最後に質問して、終わりたいと思うのですけれども。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（館田賢治君） 教育長・吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思いますけども、これにつきましてはそれぞれ先ほども言いましたように研修会とか開きながらやっているところがございます、今後の特殊学級と特別支援というのは、どちらかという実態的には名前が移行してきているというような感じでやってきていまして、もう少し具体的な、判定とか何かというのはなかなか難しい面もありますから、先生方の方に専門性の研修も進める中で、できる限り早い時期にそういった総体の実態把握をして対応策を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（深見 迪君） 終わります。

○委員長（館田賢治君） ほかに質疑ございませんか。

伊藤君。

○委員（伊藤淳一君）（発言席） 幾つか質問させていただきたいというふうに思います。

まず、デイサービスに関連してお伺いしたいというふうに思います。大変小さな問題ですので、どうかと思いつつも、皆さんが言う町長の一人の不幸も見逃さないとか、それからできないと思えることについても柔軟な姿勢でという、その言葉に力を得てご質問させていただきたいというふうに思います。

デイサービスは、月曜から土曜まで約1日20名受け入れて、100%近い、九十数%という、そういう稼働だということについては、事務報告等を見ましてがんばっているなというふうに思っています。内容審議的にもう一度確認すればよかったのですが、人件費等についてお伺いしました。説明の中でも、人事異動につき増額ということで、過去の部分でいいますと非常勤の方がいらっしゃって、それが一般職級になったのだろうというふうに思います。臨時等も8名ということだったので、昨年とスタッフの数については変わらないということよろしいですか、お伺いいたします。

○委員長（館田賢治君） やすらぎ園長・臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたします。

職員の数のスタッフの関係の変化があったかないかという質問だと思いますけれども、正職員の中の介護職員については1名増になっております。それから、介護の職員については、変わっておりません。7名で変わっておりません。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 多分今言われた部分、非常勤が正職員になって、昨年非常勤1名、正職3名の部分が4になったというふうに思います。人件費で聞いたのは、結果的にはその部分に影響出てくるなということで、今これからお伺いするのですが、今磯分内の場合、決してこれはほかの地域にあった場合はほかに地域にもあるのですが、現状は月曜日と木曜日が磯分内になっているというふうに聞いております。月曜日は、実は休みが多いのです。利用されている方が楽しみにしていると。当然3点セット、最低でも3点セットですので、入浴、健康指導、それから給食、そういうことでなれてきますと大変楽しみにして

いると。ところが、多分月曜と木曜、2回の方もいらっしゃるのかもしれませんが、端的に言って週1の方がいらしゃったとしますと、月曜日の日が休みが多いです。私も言われるまで全く気がつかなかったのですが、数年前に国民の祝日に関する法律によって月曜日とするというふうに決められたのが、設置に根拠のないという曜日、成人の日、海の日、敬老の日、体育の日と。それだけかと思ったら、改めて言うのもおかしいかもしれませんが、法律の第3条でもって祝日が日曜日になった場合に月曜日に振りかえなさいということになりまして、ことし暦で確認というか調べましたら、4回あります。端的にいくと8回になるのですが、ことしの場合は成人の日、8日だと思ったのですが、御用始めの前でしたので、それは除いても7回あると。そうすると、さっきの言葉と繰り返しになりますが、月曜日、週1の方がいらしゃるとすれば、月曜日外れると半月ないということになってきます。これは、12カ月のうちの1カ月だけあるのですけれども、9月が17日と24日が、ちょっと確認してこなかったのですけれども、それぞれ振りかえで、休みになっていることは確認したのですけれども、振りかえかどうかという部分ですけれども、振りかえで休みなのです。そうすると、この方の場合、その分がないので、ぶっ続けになりますと15日に1回というか、それが21日に1回ということになってきます。結論なのですけれども、月曜日の祝日の部分、振りかえとなった部分の月曜日ですね、その辺の、デイの場合営業と言っていいのでしょうか、開設と言っていいのでしょうか、そのあたりという、今まで苦情、要望があったり、何か考えられる事柄というのはございませんか。

○委員長（館田賢治君） やすらぎ園長・臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたします。

平成19年度のカレンダーを見ますと、月曜日の祝日については、9日ほどあるわけです。この9日について、磯分内地区の方々が出来なくなるということなのですけれども、これは全体的に考えて、個人個人の利用者が不利益にならないように、例えば土曜日が比較的少ない人数になっています。そういうことも考えながら、全体的にちょっと組み合わせとどうか、それを考えさせていただきたいと思っています。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 大変前向きなご答弁をいただいて、ありがとうございます。休日だから、あくまでも休むのだということもありますけれども、先ほど言いましたように3点セット、特に入浴とかというのは楽しみにされているでしょうし、家族の方もその辺のかなり軽減になってくるなというようなこともありまして、ぜひローテーションと申しますか、そういう中で可能な形にとっていただければということで、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

次につきましては、昨年6月から町有施設の体育の関係が有料化になったということについて、関連してお伺いしたいというふうに思います。有料化になったのは6月ですから、まだ1年たっておりませんので、再評価というのは早いかなというふうに思うのですけれども、それにしましても一応プールとか、例えばシーズンに関係あるプールとか野球場、

パークゴルフ等については、その分の数字が出ているというふうに思うのですが、担当課の方に行きましていただいた資料を見ましても、一番、一番と言うと語弊あるかもしれませんが、とりあえず一番心配しました有料化による利用減ということがあったわけですが、その資料を見させていただいた段階ではないなというふうに思っているところなのですが、一応早計と言いながらも、現時点で押さえております教育委員会側での分析、同じことになりますけども、現時点での評価についてはどのように押さえられているかお伺いしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

委員からのご質問は、体育施設が有料化になった結果、利用減が起こるのではないかと、そういうことで実態としてどうとらえているかというご質問かと思いますが、昨年度常盤パークゴルフ場も含めて体育施設の総利用人員は17年度で2万7,477名の方が利用されております。18年度は、3万7,898名の方が利用されております。しかし、この中には常盤パークゴルフ場の1万1,773名の方が含まれておりますので、それを差引きますと2万6,125名という方がことしの6月から2月までの利用実績であります。減った主な要因は、標茶プール、これが大人一般で前年実績で2,378名であったのが今年度の実績で見ますと1,727名で72.6%というふうに減少しております。これは、全体の少なくなった足を引っ張っている主な要因でありまして、しかしこれは有料化が直接プールの利用減に結びついたかということ、高校生以下の無料の児童生徒、幼児につきましても、実際に前年度は6,079名であったのが今年度は4,399名、72.4%減っております。ですから、プールというのは気候に大きく左右されるものですから、これだけ見て有料化によって利用者が減少したというふうにはちょっとまだ結論は出せないというふうに考えております。全体といたしましては、特に利用者の顕著な減少は見られないということでございます。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） トレセン、武道館、野外アリーナ、その部分で、通常であれば高校生以下は無料なのですが、その部分で料金収入が入っているということは、多分合宿関係だなというふうに思うのですが、今私三つ挙げたのですが、それ以外の施設で町内、町外の利用区分というのはされていますかどうですか。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

町内、町外の利用区分につきましては、昨年の6月から2月分までについてすべて調査しております。ちなみに、一般の体育施設につきましては、それほど町外に人数は、利用人員に影響するほどの数ではなく、ごくごく少数だというふうに理解しております。それで、常盤パークゴルフ場の利用者の内訳だけ申し上げますと、総利用者数が1万2,097名いらっしゃるわけですが、町外の方が3,409名と、28%を占めております。それで、これは当初私どもが想定した人数よりも多くて、実際には町外の方がたくさん利用してく

れているのだなというふうに考えております。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） それぞれの施設の町外の方の利用についてお伺いしたのですが、決して営利のためじゃないわけですので、どんどん町外利用をして収益を上げるといふことにはならないのですが、前の今西町長の前の町長も言われておりましたが、交流人口をふやすとかというような部分でも、特に高校生あたりの利用促進というようなことも大切かなというふうに思うのですが、そういう部分で、交流人口の部分でいくと、体育関係は貸すという部分ありますので、企画財政あたりで特別何か考えられている部分があればお伺いしたいなと思います。

○委員長（館田賢治君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、町外の交流人口を増加するための利用等については、これまで合宿の部分では積極的に町内に宿泊していただいて、合宿をいただく分については支援をするという形で行っておりますが、それ以外の部分につきましては、現在のところ特に考えておりません。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今私話したみたいに、営利ではありませんので、どんどんということにならないと思いますが、ちょっと数字的なものを見させていただいた部分でも遊休の部分を利用して収益増になっている部分がありますので、その点も何か考えていただければなというふうに思います。

現時点、トータルして1年分出ていないわけなのですが、私なりに考える部分で、屋内というか、建物がありまして、そんなにシーズンに左右されない。プールという部分で限定してお伺いしたいのですが、プールも冬という部分では少し違うのでないかということがありますが、屋根がけになっているという点では、ほかのパークゴルフ場や野外の部分とは少し違うのでないかという部分で、私の考えを含めてお伺いしたいなというふうに思うのです。かなり以前の話になりますけれども、もしかすると今の標茶におけるプールができるころのことかというふうにも思いますが、年間通してのプールというような話もあったように伺っています。ただ、それから数十年というか、10年、20年経て、現在5カ所プールがありますので、同じような議論にはならないというふうに私自身も考えています。ただ、ほかの町村が年じゅうできるような施設があったり、それから多分当初は、学校だけではないと思いますが、教育上の観点から児童生徒が皆泳げるようにと、健康づくりになるというようなことが主だったような気がするのです。それが近年見ますと、健康づくりというような活用の仕方がかなりアピールされてきていると。そんなようなことからお伺いしたいというふうに思っているのですが、先ほど言いましたように年間通してのプールというのは、なかなか私も困難だべなというふうに思っていて、勝手なのですが、その折衷案的な部分で、お聞きしましたら5月初旬というか、4月の末から10月中まで、特に今本町だけです。ほかの地区の場合は、少し期間が短いわけなのですが、そ

れで経費の面等もありますので、当然、当然というか、できれば全部の施設が一番いいのですが、経費の面でいきますと標茶の中心のプール、そこだけ限定して考えていただいてもいいと思うのですが、もう少しシーズンを長くできないものかということなのであります。さっきも言いましたように、教育的な観点よりも、よりもというか、同等かもしれませんが、健康づくりというような部分が非常にウエートを乗せてきているというふうに思いますので、そういう点で期間延長という、とっぴにお話しした部分がありますので、なかなか明快な回答というのも無理かもしれませんが、せめて4月初めから12月ぐらいまで、本当の冬期というか、その部分は除いてというような開設の仕方というふうな点ではいかがでありますでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします、

標茶プールにつきましては、現在4月の29日から10月の9日まで、連休前から10月の9日まで開放しております。費用的に言いますと、暖房費が一番高くなるわけですが、年間で152万6,000円かかっております。それから、その従業員の委託料が400万円近くかかっております。そういうわけで、投資効果がどの程度あるかないかということで申し上げますと、4月は29日から営業しているわけですが、4月の利用者は18名にとどまっております。気候によって大きく左右されるというように先ほど申し上げましたが、そういう意味ではこれ以上期間を早めても、利用者が多ければ当然重要な検討課題になると思うのですが、現状ではちょっと難しいかなというのが実態でございます。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 先ほどもありましたように、それぞれの施設が、特にプールで限定しましたら、逆に減っているというようなことも伺ったところです。その原因は何かという追及はいたしません、私の考えの上でお話しさせていただければ、あきをつくらないというような部分で、効率効果を上げるという、そういう部分では、どんな場合でもそうですけれども、サークルの育成とか、そういうような考え方もあるでしょうし、特に再三申し上げているとおり、高齢者といいましょうか、健康づくりと申し上げましたね、その中で高齢者の方なんかですと、よく足腰の患っている方がいらっしやると。大変プールが効果的だというようなことも聞いております。したがって、これは保健推進を担当する住民課の方にもかかわってくるかというふうに思いますが、そういう方面とのタイアップと。講座開設もあるし、健康推進の部分もあるでしょうし、そういうふうにしていきますと、意外とコンスタントに利用されるというふうに考えているのです。そんなふうにするところなのですけれども、再度お伺いしたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

プールの利用としては、競技あるいは競泳として使われるよりは、健康づくりとして使われているのが多いというふうに管理人さんからは伺っております。そういう意味では、

委員のおっしゃるとおりだというふうに思います。水中ウォーキング教室だとか女性水泳教室だとか、そういうのも現在、体育指導員が従前は20名というふうになっていたわけですが、それを30名以内にとすることで昨年改正いたしまして、公募者を大幅にふやしたところ、私の能力を地域で活用してくださいということで、水中ウォーキングの指導される専門の方が体育指導員になっていただいたということもございまして、これから徐々にそういう面では発展して、指導者がいるということは徐々に発展していくのかなというふうに考えております。一番いいのは、そういう講座ができた後にサークルができる。各地区で講座を開くごとにサークルができるというのが最も望ましいわけでありますが、そのためにも努力をこれからも惜しまずやっていきたいというふうに考えております。それと、その中で冬期間、長期の開放がニーズとして出てきた場合には、それは検討課題として当然なってくるというふうに考えております。それから、通年通して開放している他町村のプールも伺っておりますので、それらの実態をお聞きして参考にしていきたいというふうに考えております。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） この点についても、大変前向きなご答弁をいただきました。保健推進の方の部分についてもお伺いしたかったところですが、有料化に伴って施設サービスの向上というのは直接結びつかないのだということは、当初の有料化のときから言われていたわけなので、とりあえず私何回も念を押しますけれども、今プールの部分だけで考えてみましたら、教育的な見地とほぼ同等ぐらいに健康づくりという部分がウエート乗ってきました。そういうことからいくと、シーズンだけで終わらすというのではなくて、長期にわたる、当然足腰の少しでも改善のために通われる方が出てくるとするならば、やはり長期にわたることを望まれるというふうに思いますので、繰り返しますが、有料化が必ずしもいろんな部分でのレベルアップにならないというふうなことでありますけれども、せっかくある施設ですので、先ほどご答弁にありましたように、管理人の部分の件費、それから暖房等についても経費増にはなりませんけれども、再評価という部分でぜひ検討していただきたいというふうに思いますが、再度ご答弁いただければと思います。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 重複になるかもしれませんが、問題はいかに固定的な利用者をふやしていくのかという点、そこを核にしてサークルなどができて利用者をふやしていく、そういうことが一番重要なことだと考えております。そのためには、行政としても講座を多く開くとか、そういう努力は指導者の確保のめどがついたということもありまして、これからやっていきたいと思っております。その結果として、通年利用のニーズが顕著になった場合には、当然検討されるべき課題になってくるというふうに認識しております。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） 社会体育施設の健康づくりの観点での利用増進ということで

ありましたが、現在といいますか、ここ数年来、おたっしゃプロジェクト初め、住民課の所管しております健康づくりの部分と、それから教育委員会の社会教育でっております保健体育の部分、非常に連携を密にして、双方で事業展開をしているところでありますし、それぞれお互いに任務分担をしながら、目指す方向は健康づくりということで進めてございます。したがって、プールもそうでしょうし、それから室内で行う軽体操、軽運動等々のメニューの多様化をする中でそれぞれの個に合った健康づくりというものをどんどん進めていきたいというふうに思っております。プールにつきましては、そういう部分で非常に健康づくりの面で、私どもの所管する健康づくりの面でも有効だということがございます。ただ、施設の部分で通年にするのであれば、施設をかなり大幅に改造しなければならないというものでもあるとは思いますが、それらを含めまして双方社会体育と健康推進、連携をとりながら、それらの健康づくりの方向につきましては評価をしてみたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 多少突拍子もない言い方になるかもしれませんが、話がつながらないかもしれませんが、ふれあい交流センターの浴室が2階じゃなくて下にある、プールだったら、より身近に活用できるのかなと、そんなふうに思ったりもしております。

最後、1点だけお伺いして質疑を終わりたいというふうに思います。ホクレンの摩周の霧水工場の閉鎖に関連してでありますけれども、1月の30日の臨時会のときに、町長の方から行政報告あったところです。磯分内の郵便局の集配がなくなり、またホクレンの方もなくなり。磯分内でどうもダブルパンチを食っているなという気がいたします。行政報告にもありましたけれども、いろんな部分で1年間という猶予があるということでありまして、即という部分では3月末をもって出入りができなくなってしまうと。危険回避のためということであります。地元だけじゃなくて、標茶全体としても、操業してもらおうというのが一番の願いなのですけれども、いかんせん経済行為ですので、それについてはどうということには申し上げられませんが、せめて出入りだけでも従来どおりできないものかなというふうに思うのであります。これも相手はホクレンのことですけれども、現時点における町側の折衝等を含めての考え方というのはいかがでありますでしょうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 商工観光課長・佐藤君。

○商工観光課長（佐藤啓一君） お答え申し上げます。

摩周の霧水の営業権の関係もありまして、当課が町の窓口と現在なっておりますので、現状についてお答えをしたいと思います。ホクレンの方から、町長の行政報告にありましたように、今月末をもちまして摩周の霧水の営業を停止すると。それに伴って、出入りについても、管理上の問題から、特にあそこ、摩周の霧水の現場におきましては、まだ池であるとか、掘り抜きの部分での噴き出しの水がございまして、それで、以前にもあの古い建物等に不審者の出入りがあったとか、いろいろな部分がホクレンの方に報告がされている

という現状もございまして、管理上の問題、これから人の配置が皆無になるということも含めまして、敷地内の出入りについてはできなくなるという状況でございます。町といたしましても、今委員がおっしゃられましたとおり、摩周の霧水の工場におけるあの水につきましては、多くの町外の方々がおいしい水が飲めるということで、特に摩周の伏流水ということでミネラルが多く含まれているということで、そういう部分で管内、全道的にも周知されておりますので、ぜひ何とかその施設だけでも利用できるよということのお願いをしたのですが、管理上責任を持ちかねないと、持つことができないということで、理解をしてくれということで3月31日の閉鎖をもって出入りをできなくしていきますので、ご理解をいただきたいということでございますので、管理上の問題ということを提示されますと、町としてもいかんともしがたい状況であるということでご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 今担当課長が申されましたよということか、私も繰り返しになりますけども、多くの方ということか、統計ということか、出入りはとっていませんけれども、水をくみに来たりしております。特に私、磯分内に住む者にとりまして、この土地というのは昭和11年から45年まで日甜がありました。その後、ホクレンが引き継いで、当時ホクレンは遊休地としないというようなこと、要するに工場を再開するという約束をしたところがあります。今さらそれは追及するものではないのですけれども、磯分内を物語る、大きく言えば標茶を物語るのに欠くことのできない場所であると。現在においては、ホクレンの湧水のところは半ば公園化していると。それは、今課長も申されたとおりなのですけれども、日甜の話を出しましたが、過去にそういう大きな会社にいられた方が当時をしのびながら訪れるということも多いですし、また水をくみにいきたいとか、要は憩いの場というふうにならなっております。そんな意味で、ぜひ従来と同じような出入りができないものかということなのでありますけれども、危険回避という部分で、これはへ理屈になるかもしれないかもしれませんが、現在も、いつごろからかということは明確ではありませんが、ここしばらくも管理者が多分近郊には不在であるというふうには思っているところなのです。そういうことからいくと、この分では町は何ができるか、地域の住民は何ができるかというような部分になってくるのかなというふうには思います。危険回避という部分では、今までだって管理者がいなかったのではないということにはへ理屈に近いのですが、危ないことにならないようにしてくださいよというような感じの看板を設置し、地域住民が不審者等の部分については十分留意しながら出入りをするというような、何かそういうような方策もとれないものかというふうにお聞きして思ったところです。したがって、我々地域にいる者にとりましても、地域住民の考え方というものも取りまとめていきたいというふうには思っておりますが、町としても水の利用、それから土地の利用、そういう部分、それから今の直接的な出入りの部分とかについて、よりホクレンと積極的な協議を重ねていただきたいというふうにお聞きしたいと思っております。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） お答えをしたいと思いますけども、霧水の工場の設置については、実は私も担当してきましたので、大変寂しい思いであります。実は、当初から霧水の補助につきましては、ホクレンの商品のイメージアップ、いわゆる側面的な任務を持って運営するということで、1本当たり何十銭かの赤字を抱えながらの運転を当初からやっておりました。一時的には、ロシアや香港等まで出ていたのですけれども、いわゆる自動販売機が出るところの500ミリリットルペットボトル対応をしてくれなかったということも含めて、小口の市場の問題があって、実は苦戦をずっとしてきたというのが実態かと思えます。ましてパテント代をアメリカに払いながら、ペットボトルの空気を東京から運んで、水を入れて本州方面に送るといふかなり事業上は難しい事業を展開されてきたのでありまして、非常に私どもも危機感を持ってきていました。ただ、実は申し出があったときから、振り返っているいろいろ考えたのですけれども、多少先ほど委員から言われましたように、実は日甜の廃止になるときに現地の皆さんとホクレンとの間で約束事項がありまして、その約束事項の確認のやりとりがこの間なくなってきたのではないのかなという、そういう思いも私も実はしてございます。廃止になった後、磯分内の地域から商盛会を含めてホクレンに再三要請行動を起こしておりましたし、霧水工場を設置するときもそうだったのですけども、その後のクーラーステーションを引っ張ってくる時も、道内最初に引っ張ってきたのですけども、そういう経過を含めて60ヘクタールの日甜の跡地を磯分内振興のために使うという約束のもとに廃止をのんできた現地の皆さんの思いを、やっぱり表現をどうするかということが、この問題の最終的到達点だろうなというふうに考えてありまして、先ほど委員からも言われましたように、再度ホクレンの側に確認事項をやはりもう一回きちっと申し出るという再構築が必要だなというふうに考えてありまして、できれば早い時期に、ちょっとホクレン本社に対して言いますと、糸口がなかなかつかめないと。霧水工場を担当したのもてん菜事業部が担当ということで、管理担当の方は私どもの方で公営住宅の用地の問題あるいは水の問題等のお世話で糸口があったのですけれども、その後いろいろホクレンの側とのやりとりも少なくなってきた経過、なかなか糸口がありませんけども、再度ホクレンさんの方とは糸口をつけて、当時の約束事項を再度やはり求めていくということの努力はしなければならないなというふうに考えるところであります。

○委員長（館田賢治君） 伊藤君。

○委員（伊藤淳一君） 私の方も繰り返しになりますが、地域としての不足している部分もあろうかと思いますが、住民の考え方というのを取りまとめながら、また町としても今助役答弁ありましたとおり、より積極的に協議を重ねていただくこと、それをお願いして、私の質疑を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時27分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 何点かについてご質問を申し上げたいというふうに思いますが、先般の一般質問で地域子育てに関して、私の言葉足らずからゼロ歳児保育を否定したようなふうにとられたかというふうに思いますが、決して否定はしておりませんで、利用者の選択肢としてということですので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

まず、軽費老人ホームの空き室対策ということで伺いたいのですが、予算の内容審議の中で夫婦世帯18戸、単身者が14戸の計32室あるということがわかりました。定員が42名というふうに解釈するのですが、17年度の事務報告書によりますと、夫婦世帯で利用が5から6世帯、そしてあと残り20から22世帯ということで空き室が際立って目につくのかなというふうに思いましたけども、現在の空き室状態はどのようになっていますでしょうか。

○委員長（館田賢治君） やすらぎ園長・臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたします。

駒ヶ丘荘の空き室関係ですけれども、現状の空き室状況については、夫婦用の居室が3室、単身用の居室が7室、トータル10室の空き室となっております。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今のお答えでわかったように、2月現在で1、空き室になったということを知っていますから、10室が実質空き室になっているという状況ですが、軽費老人ホーム駒ヶ丘荘につきましては、それぞれの個室状態ではありますが、言ってみれば共同生活をしているということで、非常にそれぞれ難しい面というのが多々あるということは伺っておりますが、このように空き室がふえてきていると。3分の1が現在空き室であるという状況から見ましたら、何らかの対策といたしますか、入居者募集なども当然していかなければならないのではないかなというふうに思いますが、それらの対策、どのように考えていますか。

○委員長（館田賢治君） やすらぎ園長・臼井君。

○やすらぎ園長（臼井好和君） お答えいたします。

空き室については、ことしに入ってから急激に退去した方がおられます。これも事実でありますけれども、今後4月よりの新年度に向けて、居室の応募を今考えているところであります。この場合、緊急居室を2室ほど、これは夫婦用の居室1室と単身用の居室1室、トータル2室を確保しつつ、残りの居室について募集を考えていきたいというふうに現在進めております。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ、正直言ってもったいないと、あけておくのはもったいない。

あるいは、単身の方々もしくはお年寄りの世帯で居住に困っているの方々ももしかすると町内全域にいらっしゃるかもしれない。ただ、共同生活という部分があって、公営住宅を選択しているという方も中にはいらっしゃる、その難しさというのもあると思いますけども、ぜひ広報を使いながら、公民館ニュース等を使いながら空き室対策に努めていただきたいというふうに思います。

執行方針の中で、健康のまちづくりということがうたわれておりました。そして、保健推進委員を初めとするというふうに関係機関、関係者等々の連携を保ちながら事業展開を図っていくというふうにうたっておりますが、保健推進委員さん、以前にもどなたかの質問にありましたけども、条例上で100名以内というふうになっていたかと思いますが、現在何名いらっしゃいますか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

現在100名の定員中79名となっております。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それぞれの地域から、町内もしくは地域会の中からそれぞれが選出されているというふうに理解をしておりますが、選出に当たって、これは昭和58年、規則として設置されておりますから、その以降今日までに当たって、選出に当たって、ただ地域会、町内会等々に選出をしてくださいという依頼で終わっているのではないかというふうに、今まで見ていまして感じてきたのですが、これらの選出に当たっての依頼といたしますか、それらをどのように町内会なり地域会におろしているのでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

改選期に当たりまして、町内会の代表へ委員の趣旨等も含めて文書で依頼をしているところであります。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 文書で任務等々をきちっと明確にして選出依頼をしているという理解でよろしいのですね。ということで、しかしながらその地域によっては、任期中一度も委員さんの事情等々、その開催といたしますか、諸行動のときに所用とぶつかって出れないのだろうというふうに思うのですが、なかなか地域によっては行動がともにとれないという状況が発生しているというふうに伺っております。そういう実態を把握しておりますか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） これまで行動といたしますか、委員さんの活動を見ますと、全体活動で186、そして地域活動で延べ623という形で活動されているということで、地区の活動、それも単一地区だけでなく、例えば川東地区とか川西地区というような単位で合同でやっているところもありますが、それぞれの地区で活発な活動をされているというふ

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

うには子どもは理解してございますけれども、すべての地区が同じような形でしているかということは、ちょっと手元に資料がございませんので、今の全体の部分、それから地区の延べ人数のみの認識ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） これから、先ほどもプールの件で健康づくり云々ということで伊藤委員の方からお話ありましたけれども、町民みんなが健康づくりを進めていくという意味では、私も以前にお話ししましたが、保健推進委員さんの役割というのが非常に重要になってきているということは承知の上だというふうに思うのです。そういう意味からすると、予算についている保健推進活動費として62万円の補助金活動ということになるのですが、保健推進委員さんばかりではないのですが、それぞれの健康増進のために、先ほどのおたっしゃクラブですか、そういう方々もいらっしゃいますけれども、任務が重過ぎるというんじゃないですね、重要な任務になってきている中での補助金の活用というのは、活動費ですから、報酬とは違うというふうに理解をするのですが、いかがですか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

保健推進委員の委員会に対する補助金の内容でありますけれども、これにつきましては各委員さん個々に報酬がわたっているという形ではなくて、それぞれ会議費、それから事業費、事業費の中では全体研修の講習の謝礼、それからそれぞれの委員さんが視察研修、リーダー研修、その他の研修等々に行く部分、それから傷害保険、地区活動というような内容で、一部各地区の委員さんの部分では役員としての手当という形で当たっている部分がございます。あとは通信費等で、合わせてそれらの活動費として補助金を出しているという内容でございます。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 報酬を持つという意味ではないのですが、保健推進委員さんのこれから本当に健康づくりに当たって重要な任務に当たってきているということですから、ぜひこの辺の内部議論を一度深めていっていただきたいなというふうには思うのですが、いかがでしょうか。まず、保健推進委員さん皆さんの思いというのも当然必要でしょうか、それらも踏まえながら推進委員会の中でそういう議論というのは深めることできないでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

毎年総会含めまして、各委員さんお集まりになりますので、子どももその必要性、期待というものも十分お伝えいたしますし、各委員さんについても十分なご理解をいただくように努めてまいりたいと存じます。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それから、10月に保健推進委員さんや食生活改善推進委員の皆さま

ん等々のご協力をいただきながら、健康まつり事業を実施してきた経過があります。その中で、住民の皆さんから言われたことは、参加する方々の年齢層が比較的高いと。そういう意味からすると、それぞれのセクションがあって、健康体操、私その健康体操を組み入れてから1度しか出席したことがなくて、最近わからないのですが、それは教育大学の大学生との連携によって実施されているということを伺いましたけども、その健康体操時の講師が教育大の方々だというふうに伺っておりますが、そのような背景なのでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） お答えいたします。

健康体操の部分、その健康まつりの中ではイーボールを使った体操、それからラダーの体操、それと軽スポーツの紹介等々も行っておりますけども、これにつきましては教育大学の学生さんもちろんおいでになってはいますが、町内の運動指導者の皆さん、それから体育指導員の皆さん、そういう方々が皆さん集って、それらの指導に当たっているということでございます。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのような皆さん方のご協力で行われていると、最近なのですね。私は、最近出席していませんので、どの方々の指導をいただいているかということは、ごめんなさい、理解していませんでしたが、いずれにいたしましても前段述べたように高齢者、失礼な言い方すれば高齢者の方々がそれらの体操に参加する的多いと言われて伺っております。健康まつりの反省も、あるいは保健推進委員の中でもいつも意見を述べているのだという中で、結局年齢、無理するのではないよと言われると、いざ体操するときに、指導者の方々から無理をしないで参加してくださいと言われるけども、いざ実際に参加してみたら、どうしても張り切ってしまうのだということで、その結果によって、逆に足腰を痛くしたとか、そういうことが発生してきているのです。その反省を踏まえて、推進委員会等では述べているのだが、ここ何年間改善されてきていないというふうに訴えられておりました。いつも言っているのです。だけど、一向に改善されないのだという訴えがありましたので、あえてこの場で取り上げさせていただきましたけれども、健康づくり、できれば年齢に合ったようなそういう、イーボール、ラダーとかは承知しています。あとはちょっとわからないのですが、そういう何種類かの体操といいますか、そういうのがあってもいいのかなというふうに思うのですけども、考え方と、それから委員会の中でそういう議論がされていて検討したのかどうか、きちっと伺っておきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） 健康まつりの前後につきましては、複数回にわたる打ち合わせ等々も行ってございます。その中で、やはり年齢層が多種多様な方がいらっしゃいますので、そういう部分では、基本的にはけがのない形に進めていこうということは確認をされております。その中で、やはり教育大学がかかわったことで非常に大きなものというのは、私どもが従来危険だと思っていた部分が、意外とこれはまだいけるという専門的な判

断、それからこれは安全だと思っていたやつが実は危険性を秘めているというようなご指摘を受けながら進めてきているところであります。その中で、運動のメニュー等々について多少無理があるという部分につきましては、内容の変更等も行ってございます。

それから、保健推進委員の代表の方につきましても、その反省会の中にはおいでになっていますので、その中で出された意見等々については次回に反映させるような努力は行っているところであります。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ保健推進委員さんを始めとして、一生懸命に住民の健康運動に取り組んでおりますし、参加者も少しでもという思いで健康まつりにも参加されているというふうに理解いたしますので、もう一度推進委員会等々、実行委員会のときにこれらの意見を反映をしていただきたいというふうに思います。

それで、教育委員会の社会教育の観点かと思うのですが、教育長の行政方針の中で地域住民のニーズを踏まえてスポーツの振興と健康づくりの推進役として期待される体育指導員についてということであつたわけしております。まさにそれぞれのセクションが連携を合せて健康づくりをしていかなければならないことで、教育委員会としてもこれらの教育長の行政方針に入れたということは、非常に喜ばしいことだなというふうに思いましたが、体育指導員の任務と申しますか、体育指導員というのはスポーツ振興法ですね、昭和36年の振興法に基づく第19条の2項に基づいて体育指導員の職務、指導員としてということが設置規則であつたわけしております。体育指導員の任務は6項目について、あるいは地域または事項を教育長が定めるというふうになっておりますが、これの規則と健康づくりというのが体育指導員の任務と、ずっと私この規則を読ませていただきましたが、指導員任務のところにスポーツの実技の指導を行う、それからスポーツ活動の促進のための組織の育成、さらにはスポーツ行事または事業に関して協力する、あるいはスポーツに対しての理解を深める等々とうたわれておりますが、この職務の中に健康増進ということがうたわれておりません。その辺と行政方針との関係はどのように理解をしたらよろしいのでしょうか。確かに任務をより明確にし、活動しやすいというふうにうたわれておりますので、この文言からいうと、体育指導員の任務を、職務と申しますか、設置規則を変えて明確にするという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

体育指導員につきましては、従前軽スポーツ、ニュースポーツの普及に、例えばパークゴルフだとかゲートボール等の普及に大変な功績があつたというふうに認識しております。しかし、その間に健康づくり運動指導員という実働部隊の人方が誕生しまして、体育指導員さんの中で健康づくり運動指導員と重複している方については非常に活発に自分の活動の場があるのですが、それ以外の方について必ずしも今体育指導員さんの中で、今何をしなければならぬか、何を普及しなければならぬかということが明確になっていない部

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

分があります。それで、昨年体育指導員の人数を20名から30名以内にということで増員いたしまして、地域からの推薦ということで、地域を重視するという方向に制度をシフトしていきたいと。その中で、地域には例えば町内は別にしても、各公民館エリアには保健推進委員さん、健康づくり運動指導員さん、それから食改の皆さん、そういう人材は結構いらっしゃるわけです。ですから、公民館長を中心として体育指導員がその中に積極的に横の連絡をとりながら、地域でミニ健康まつりのような、そういう健康づくりの運動を地域レベルで進めていく、その核になるように体育指導員さんの新しい任務といいますか、これからの方向性を定めてお願いしていると、そういうことでございます。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それでは、スポーツ指導員設置規則があります。スポーツ指導員設置規則の中では、設置目的に町民の健康増進と体力の増強を目指すというふうになっておりますが、そことのやっぱり整合性、体育指導員とスポーツ指導員の違いがここで、設置目的で明らかになるのだろうかというふうに思うのですけれども、ではスポーツ指導員さんとの関係ですね、健康づくり指導員をスポーツ指導員というふうに置きかえているのか、その辺確認したいと思います。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

健康づくり運動指導員と体育指導員につきましては、これは町の教育委員会の機関として活動していただいております。それで、先ほど申し上げたとおり、任務の分担といいますか、明確化が必要だということで、先ほど答えさせていただきました。標茶町スポーツ指導員というのは、これは少年団の指導員の方々ですね、その方々で過去に事故が発生したということもありまして、それを踏まえまして、町のいわゆる特別職として保険を掛けるということでありまして、直接それ以上の活動内容に町は関与しておりません。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今正直言ってわかったのは、スポーツ指導員というのは少年団指導員というふうに理解するということですか。

○委員長（館田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） 主にスポーツ少年団の指導員の方です。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） スポーツ指導員というのがそういうものだとなれば、子供たち、少年たちの健康増進と体力増強を目指すという設置目的にも当然重なるのだろうかというふうには思うのですけれども、それでは体育指導員とは違うという理解ですから、中には同じ方にならているということもいらっしゃるのでしょうかけれども、体育指導員の任務の中にきちっとこれから執行方針で述べられていたような健康増進の一翼を担う、そのような任務を明確にした方が、私は教育長の執行方針がより鮮明になるのではないかなというふうに思いますけれども、その辺いかがでしょうか。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（舘田賢治君） 社会教育課長・藤岡君。

○社会教育課長（藤岡克己君） お答えいたします。

現実に事業体として、運動体としてそういうふうにシフトしていることは事実でございますので、一定の期間を置いて、そういう内容にするように検討してまいりたいと思います。

○委員長（舘田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） それぞれのセクションがお互いに連携をしまして、住民の健康推進に当たっていくという意味では、今までにない行政執行方針だなというふうに感じておりましたので、ぜひ町民こそって健康になれるようにご指導いただきたいものだというふうに思います。

また、教育長の行政方針に触れさせていただきますが、私が一昨年、一般質問で、たまたま前今西町長が入院されておりましたので、教育委員会部局に対して食育問題を取り上げさせていただきます。それで、そのときに教育長とやりとりをした議事録があるのですが、今後は食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして云々というふうに書かれておまして、栄養教諭制度の導入がスタートするということから、本町においても栄養教諭と学校が連携しながら食に関する教育の充実に努めてまいりますというふうにお答えになっております。今回の行政方針を見ますと、食育、非常に多くの言葉が学校給食も含めて取り上げられておまして、喜ばしいことだなと。まさに健康づくりの根幹は食にあるということ、どんなに体をつくるといっても、根本の食から始まることだというふうに私は理解しておりますので、その辺を教育長は私とのやりとりの中で十分にご理解をしてくださって今回の行政方針に組み入れてくれたものなのだろうなというふうに勝手に判断をしておりますが、ただ3ページの食育につきましては、食育基本法の制定を受け、全体計画の整備充実を図るとともに、学校給食調理場の栄養士と協力をしながら進めてまいりますというふうになっております。それで、17年度から国は学校栄養教諭の制度を導入いたしました。それで、前回のご答弁でそのような栄養教諭ということでお答えになったというふうに思いますが、ここでは調理場の栄養士というふうになりました。その辺の背景を、なぜなのかなと思ったものですから、まず伺いたいと思います。

○委員長（舘田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

委員ご承知のように、17年度から栄養教諭制度が始まりまして、現在北海道の人事配置の中で栄養教諭制度のもとで教諭資格を取得した方々から随時配置するという形になっております。現在本町の共同調理場については栄養士が配置されておまして、今現在も栄養士の状態であります。今後19年度までは、ある程度北海道で栄養教諭の取得される方が、栄養士の方が講義を、何講義かちょっと忘れちゃったけども、講義を受けて教諭制度の取得をした後にそれぞれ配置することになっております。ですから、今現在流動的ですので、20年度になると思うのですけれども、栄養教諭の配置がなされるという形になるかと思

います。ただ、栄養教諭が配置になったことによって、学校の食育についてのいろんな栄養の部分の授業という形になっていきますので、そのことで学校給食調理場の部分との兼ね合いが非常に懸念する部分がございますけども、一定程度の食育という意味では今大事な項目でありますので、その辺を含めて進めていくところではありますが、ただ栄養士と言いつても、栄養士さんの協力を得ながら18年度中も実際には各学校に出向いて、食育についての教育というか、お話もさせていただいていますし、あるいは調理場と一緒に子供たちが調理をしながら食育の勉強をしたというか、そういうことも推し進めておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 今課長が述べられたように、マスコミ等でも子供たちと栄養士さんが出向いて行って、食の指導をしていたということ把握しておりましたが、では先ほど述べたように栄養士さんが講習を受けることによって栄養教諭免許を取得できるということがありますので、その間の当面ということでのこの行政方針は調理場の栄養士と協力しながらという受けとめ方でいいのか。20年度については、きちっと栄養教諭を配置をしていくということによろしいのでしょうか。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 道教委で栄養教諭が配置された段階では、そういう形になるかと思えます。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 理解しました。

全体計画の整備充実というのは、めどを伺っておきたいというふうに思いますが、策定、食育に対する児童生徒に関する整備計画というのは、めどはいつまでつくろうとしていますか。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） 食育基本法の制定を受けて、全体計画の整備充実、これは実際に町全体で食育計画の中で進めている計画でありまして、学校教育が食育の一部分ですので、全体的な基本整備計画にのっとり、それぞれ一翼を担った行動をしていくという、進めていくということでもあります。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 最後に、町長にお伺いします。

今の食育問題です。私が一般質問したときには、前町長がご病気であって入院されていたから、教育委員会の方に伺ったところですが、町長は当時は農林課長として私の質問を聞いてくださったというふうに理解いたしますが、食育に関する計画をどのようにつくろうとしていますか、考え方を伺っておきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたします。

食育というものは、私は非常に単純なものなのだと思います。基本的に言えば、いただきます、ごちそうさまという気持ちがすべてだというふうに思っております。それ以上のものについて言うと、それはそれぞれの、例えば家庭であるとか地域であるとか学校、いろんな場でいろんなことがあるかと思えますけれども、多分その言葉に尽きるのではないのかなと思っております。

○委員長（館田賢治君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） そのことに尽きることは承知しながら、国の制度として策定計画をつくっていくのだと、それぞれの自治体においても、地方公共団体においてということがありますので、その計画づくりをどのように進めるのかということで伺っておりますが、いかがですか。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） 具体的に、国の示された計画に基づいて町村が計画をつくりなさいと。その計画をつくった場合に、こうこうこういう施策がありますよというのが国の基本的な考え方であります。その考え方は当然理解しますので、それはそれに基づいて所定の手続といいますか、取り組みはしたいと思っておりますけれども、基本的なところでいいますと、私は決してそれは国から示されるものでも道から示されるものでもなくて、一番大事なところ。やはり私どもが食料品を生産している産地として、私は消費者に一番伝えなければいけない部分だと、そのように理解しております。

○委員（鈴木裕美君） 終わります。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君）（発言席） それでは、少し時間をいただいて、質問させていただきます。

最初に、上水道事業の関係です。それで、今回の予算の中でも、いわゆる水源池の変更事業ということで3,000万円、予算が計上されてきております。そういう中で、従来から大変懸念していたり、あるいはこの問題をどうするかということで課題だったものが一歩進んだのかなというふうにとらえております。それで、ポーリング調査等を行うわけでしょうけども、この水源変更にかかわります総体事業費をどの程度に見ているのかということと、もしその事業費に対応する、いわゆる財源をどこに求めていくのかということも、現状でわかる範囲で結構ですので、お知らせをいただきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 水道課長・山口君。

○水道課長（山口 登君） お答えします。

上水道事業変更につきましては、以前から課題となりまして、いよいよ平成19年度から着手するというところでございます。それで、ことしについては3,000万円ということで計上しております。中身につきましては、一つはポーリング調査をします。それから、その調査に基づいて水量、それから水質の測定、それからさらには水道法の認可を受けなければならんということで、それらの結果に基づいて道の方に水源変更の認可申請をするという

のと、あと出た水の処理水をどうするかという、その辺の工事費が若干入っているということでございます。全体事業につきましては、これはあくまでも概算でございます。それで、現在押さえている、把握している概算事業につきましては、一応4億3,000万円程度ということで想定しております。これにつきましては、これからまず水源のボーリング調査等が出て、それでさらに詳しい中身についてもっと正確な積み上げをしようというふうにご考えておきまして、その財源内訳といたしましては、まず自己資金、保留資金持っております。これを1億3,000万円程度を想定しておきまして、あと残りにつきましては今のところ内部の考え方としては一般会計から3億円程度借り入れをしようという考えで想定しておきまして、19年度調査して、あと2年か3年程度でこの事業を完了したいというふうにご考えております。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） これでは起債等の借り入れができないでしょうか。一般会計から借りてやるということも現状できると思いますから、十分だと思うのですけれども、いわゆるこの水道事業というのはまさしく長期にわたってかかってくるものですので、いわゆる自己資金の1億3,000万円と一般会計からの3億円、4億3,000万円、結構なのですけれども、それが即料金体系にはね返るようなことになってくると、やはり若干問題が出てくるのだろうというふうに思います。ですから、これらの問題につきましては、建設時の、あるいは管渠の問題については、いわゆる平準化債等を導入しながらやってきているという経緯があって、一定程度の料金をずっと保ってきているという経緯があるものですから、その辺のことも正直言って将来的に心配が残ってきますので、お伺いしておきたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） お答えしたいと思いますけれども、まず前段課長の方から総事業費4億3,000万円程度の話をしております。今のところ、その4億3,000万円のお金の、今財源の問題でご質問を受けておりますけれども、最終的に水道料金の問題、当然意識した上でこの事業取り組んでいかんきやなりませんから、そういった面で水道料金をどうするかという試算も一応試みて、事業費総額を設定したりしておきまして、とりあえずこれも正式決定ではないですけれども、水道料金については波及させない形で処理する方式をできるだけ考えていきたいということでご考えております。ただ、その際に、いわゆる下水道事業等々における兼ね合いの問題も多少整理させてもらわなきゃならんかな。というのは、ご案内のように上水のメーター器、下水道の方で共用させてもらっていますから、その辺の任務分担含めて、とりあえずはこの問題で料金値上げをするようなことのないような試算ができないかということをご前提にした上で今やっています。したがって、起債のあり方についても、一般会計というお話ありましたけれども、これは委員から過去にご指摘受けている部分を含めて、病院からとりあえずは基金を持ってきた部分もございまして、その辺含めて何とか、まさしくこれまた標茶方式と言われるかもしれませんけれども、そんな

ことを含めて、今特別これを事情にして負担増にならんような形の試算を今努力している最中であります。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） この問題につきましては、上水で水道料金の改定ということは、農水の水道料金の改定もかかわってきますよね。当然農水で上水と同じように水を使っている方がいる。そういうようなことがあって、今までもその整合性を図るということで、いろいろやってきた経験ありますので、そこだけで終わらないということがあるので、今助役からご答弁いただいたこと、何とか実現できるように今後ともご努力を賜りたいというふうに思っております。

それと、協働のまちづくりというような言い方で、非常に住民と一緒にやっていくということとはまことにいいことなのですが、これは国が地方への地方分権と言ったと同じように、かつて国が潤沢にお金があったときは、やっぱり中央集権でお金を離さない、権限を離さなかったのですが、お金がなくなるにつれて離してきたと。まさしく町の協働のまちづくりというのは、大体そういうことだということ、根底には一つにあるのではないかと感じております。それで、この時期になってくると、いつもこの場所に座っておりまして、駒ヶ丘の山を見ながら思っているのですが、かつてあの公園づくりの中でライオンズクラブが桜の植樹を行った経緯があります。あの山の一面を桜にしたいという思いがあって、それを取り組んでまいりました。しかし、その途中の段階で公園計画の中で邪魔になるから、その分は移転してくださいという話があって、大きなものだけ全部移転しました。ところが、その後その計画は一向に進まず、まさしく当時のまんまから今になってくると、当時相当数植えた桜の苗木が大きな木の下になって、ほとんど全滅しています。まさしくそのとき、それこそそこが進んでいけば、協働のまちづくりの見本になったのかなと。それこそ花もつけ、実をつけた一つの公園になったのかと思うのですけれども、残念ながらいまだにそのままになっている。それも、私もかつて在籍したことありますので、わかりますけれども、それは本町ライオンズクラブだけでなく、ブラザークラブになっている東京のクラブからも毎年のように一定のお金がアクティビティとして、いわゆる社会奉仕活動の一環としてその場所に投下されてきたという経緯があります。そういう意味では、まことに今になってみれば残念のきわみでなりませんし、当時のままがあったとすれば、多分ことしの春も含めて、その山が多分桜の時期になると全体がピンクに染まっている、そんな山をいつも、この窓から見えるものですから、あのときできたならそういう山になっていたのになという残念な思いだけが見るたびにあります。特に春先、この時期になってくると、そんな思いがしております。やはりこれからも協働のまちづくりといううたい文句でいろいろやっていくわけなので、そうやってまいりますと、そこのところをやはりきちっとつかまえてやっていかないとなりませんし、時間のかかるものはどうしても先回しにされるのかなというような、そんな思いすらしたのも事実でありましたんで、ぜひとも場合によっては町の手で取り組みながら、その公園の整備を含めてそんな思いを実現できる

ような方向にご検討いただけないものかなというふうに思っていますが、お答えをいただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） 先に先ほどの上水道の水道料金の将来的な問題についてだけ、ちょっとご説明させて、追加で説明させていただきたいと思いますが、先ほども申しましたように、現在の状況では切りかえ時点での値上げのないように注意をしながら試算をしております。ただ、単純な推計で言いますと、手だてをしなければ、いわゆる赤字になるということは見えてございますから、先ほども言いましたように上水道会計あるいは、これは農業用水道との兼ね合いもありますけども、人件費の負担割合のあり方含めて、このところは正常な形で見ていかなければならない。ただ、1点だけは、これは多くの町民の皆さんにもいつかアピールをしたことがありますけども、本町の水道料金は非常にそういう面では、他の自治体に比べるとかなり低廉な価格になってございます。当然上水道事業企業の努力としての必要もありますけども、当面は二十数年程度までは何とか、今の状態で切りかえた時点で値上げをしないということを進んで進んでいますけども、その後についてはまたご理解を深めながら、その時々にあるべき状態を模索しなければならないということをご理解を賜りたいなと思います。

それから、2点目、ただいまご質問あった件でありますけども、これも今どきとして聞いていたのですが、過去にも委員の方からたしか指摘をされてきたことが記憶にございます。まさしく桜の木の町民の皆さんからのご指摘は、いわゆる釧路川の堤防にとか、何点かの場所のご意見がございまして、これは桜づつみという話で過去に説明した経過もあるかと思っておりますけども、いずれにいたしましてもただいまご指摘のあった駒ヶ丘公園の部分については、ライオンズクラブ等々の皆さんの実績がございまして、このところについて何とか、ただいま2度目のおしかりかなと思って聞いておりますけども、ご指摘のとおり形で、経過がないわけじゃありませんから、経過があったわけでありまして、何とか林業関係者の方々の意見を聞きながら、ただいまの意見の趣旨に沿って努力していくようにしてまいりたいというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） ぜひとも、時間のかかることですが、やはり春になると、本町の町民の多くは、どこかいい花見先を探してよその町を出歩くというような状況もありますので、ぜひともそんなことが地元で楽しめる、そんなこともできればというふうに思っております。

それと、去る2月20日に日豪EPA、FTA交渉を考える標茶大会がありました。本当に多くの方々の参加を得て、盛大に大会が開催されましたし、多くの方々からもいろんな意見が出され、その関心の高さをうかがえたというふうに思っております。ただ、そんな中で絶えず私自身が懸念していることは、農業についてはずっと関税という形で守られてきておりますので、ああいう形の大会で何とか自由化の阻止という、そのことが主眼とな

っての議論ですし、多くの方々の方向もそうでなかったかと思っております。ただ、私どもの業界はもう40年前に実際自由化、丸裸にされておりました、その結果が今の現状の大変な状態になっているということを私自身、身をもって感じている一人なものですから、果たしてこの標茶の農業を守るために、あの大会のあの決議だけで本当にいけるのかと。それよりも、まさしくさきの一般質問における高野委員の最後のところに対する町長の答弁がありましたけど、まさしくそのくだりをきちっとこれからどうしていくかということが大きなかぎになってくるのではないかなというふうに感じております。その中で町長は、私の今までの経験の中で生産者みずからがそのことの意味、つまり生産するだけではだめだと、消費者にきちっと届けるまでが生産なのだという基本的な考え方をずっと持って、私はそうではありませんかと、これをずっと生産者に申し上げてきたということですから、いわゆる本町の牛乳、大変なご努力をされて、北海道一の乳質の牛乳が生産されるようになったという、本当にすばらしいニュースを私どもいただいております。そういうすばらしいものをどう消費者に届けていくかというそのこと、そこが今一番かぎになっているのではないかなと思っております。

ただ、そういう中でリーダーシップの話もいろいろ出されておりましたけども、現状の中で、それでは本町に住まいする人々がそういう思いがあったとしても、具体的にそのことを一つの企業として、あるいは生産の手段として何かをつくっていくという、そして消費者に届けていくということは、それだけに任せておいては、なかなかできていかないことではないかなというふうに考えております。そうなってくると、やはりどこかで町が出ていく。そして、それとともに周りからいろんな人を集めながら一定の方向のものを見出していくということまでしていかないと、その町長の思いだけでこの状況を動かしていけるというふうには私は到底なっていくのではないかなというふうに考えております。ですから、そういう点では確かにお金のかかることでもありますけども、やはりそういうことにお金を投下してでもやっていく必要が今必要な時期に来ているというか、もうやらなければ遅くなる、そんな時期でないかと思っております。そういう点で、日豪EPAのこの交渉に関しては、確かに多くの反対の意見等もありますから、今までの流れからいっても、一定程度抑えられると思うのですが、これが将来ともそれが担保されるということではなくて、いわゆる町長も言うておりますように、この自由化の中でのどう生きていくかということ、そういうことになっておりますし、将来はすべてのものが世界で一物一価になってくる、そんな時代が確実に今あけようとしているわけなので、その辺のこと、そういう大変な思いを感じている者として本当に今まだ全然緊張感がないのではないかなという、そんな懸念を正直言っていたしております。それは、町長にないという意味でなくて、いわゆるこの町に暮らす者全体として、そこまでいっていないのではないかなという、そんな思いがいたしておりますので、その点について理事者側のご答弁を賜りたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

EPAの問題に関しましては、助役の方からも答弁をされましたように、基本的には日本がWTOの体制を選択した時点から自由化ということは、これは避けて通れない、いつの日か来るといことは私は委員のご指摘のとおりだといふ具合に考えております。

それとまた、委員がご指摘にありましたように、40年前、いわゆる木材が自由化をされ、そのときに消費者を含め、業者を含め、皆さんの意見として自由化した方が国民のためだといふ選択肢で決断をされた。その結果としてどういうことが起きたかということも、そのことについても私どもはそのことを冷静に見詰めなきゃいけないと思っています。確かに山は非常に時間がかかるわけですから、食料生産とは若干状況は違うと思いますが、基本的な部分としては生産する過程を、生産物を輸入するといふことは生産する過程を放棄するといふことですから、そのことを一たん放棄してしまうとどういうことになるのかと、そういうことをやはりきちんと消費者も含めて理解してほしいというのが私がずっと申し上げてきたことである。だからこそ、生産者はそういったことも含めて消費者にきちんと伝えていかなければいけない。農業は、食料を生産するだけではなく、その過程において守ってきたいろんな環境であるとか、例えば歴史、文化、人間が暮らしていくといふ中で果たしてきた役割も当然あるわけですから、そのことの意味もきちんと消費者に理解してもらった上で、国内の生産に対する信頼関係といふものを築いていくことが私は唯一の解決方法だといふ具合に考えております。

したがって、これは何回も繰り返しになりますけれども、私はやはり生産した人みずからがそのことの意味をきちんと消費者に伝えることが一番大事なことだと思っております。今多分早急に立ち上げようと思っております標茶産の牛乳を学校給食に可能性がといふことを、端的に申しますと、具体例としてその可能性がないかプロジェクトチームをつくって早急に検討しましょうといふことになってはいますが、このことに関して言いますと、私ずっと農家の方に生産者として、消費者に対してどういうことをずっと申し上げてきて、昨年の4月ぐらいから農家の方から直接おしかりを受けまして、何で標茶の小学校で別海の牛乳を学校給食として出すんだというおしかりを随分受けました。そのときに、農家の方たちに説明をした。そうすると、じゃ何でうちの牛乳ができないのだといふことを。だから、私は、かなり生産者の方たちの意識も変わってきているのではないのかなと思っております。そういった素直に何でできないのだといふことを考える生産者も非常に多くなってきたということも受けまして、商工会の皆さんとも協力しながら具体化を図っていきたいといふ具合に指示を出したわけでございます。とりあえずスタートラインとして、やはりそれが一番私は可能性が高いのではないのかなと思っております。今念頭にあるのは、具体的なものは余りないのですが、今はホクレンの一元集荷といひましても、いろいろ基本的なところは変わってきていますので、皆さんが知恵を出せば学校給食、スタートラインとして私は可能性があるのではないのかなと思っております。それを検討する中で、多分もっともといろんな意見が出てくるのではないのかと。こういったものもあるんじゃないのか、こういったものもあるんじゃないのかな、そういったものが出て

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

くることを期待しているというのが現在でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 休憩します。

休憩 午後 4時30分

再開 午後 4時35分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

三好君。

○委員（三好英雄君） 今町長からるご答弁を賜りました。

私どもの業界というのは、まさしく業界の合意だとか、あるいは国民の合意だとか、そんなもの全くなしに、私どもはこの裏山でせっせとまだ木を切って、貿易なんていうことを知らない時代に、まさしくそうなったわけです。ということは、木材は付加価値、生産性が低いし、あれだけの重量物だから、海外から輸入するなんていうのはなかなか大変だろうと。そんなことが非常に大きな根底にあったようでして、まさしくそんな中から当時の、いわゆる繊維ですとか、あるいは工業を守るために一つ一つ切り捨てられてきたと。だから、そういう意味では、いよいよこの農業にかかわって出すものがもうなくなってきているぐらい、ほかのものも全部自由化されてきています。そうなってくると、ターゲットはここにしかないということになってまいりますので、本当にそう考えると、そのことによって大変な時代になるということ、やはりこの地域に住む者が本当に考えて、この対策に邁進していかなければならないときかと思っています。そういう意味では、今標茶産の牛乳を学校給食にという一つの端緒が開かれると思います。まことに喜ばしいことありますし、そういう中では一定程度この対策にお金をかける用意をしながら、あるいは一方であわせて、この問題で言うのはどうかと思いますけども、産業振興という意味からいくと、本町の市街地商店街の閉店後、大変な状況になっています。そういう意味では、そちらの方にも一定程度の予算を持ちながら、みんなでどうしたらここを乗り切っていけるかということの知恵を出し合い、その中から具現化していくという、そんなことが必要でないかというふうに考えております。非常に広範囲なものになりましたので、理事者側からできれば再度ご答弁を賜りたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 町長・池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをいたしたいと思います。

基本的には、ただいま委員がご指摘になったことを一歩ずつみんなでできるだけ多くの皆様のご意見を承りながら、皆さんの納得できる方向に進んでいくのが一番着実な方法ではないかなと私も考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） それで、あと社会資本整備、いわゆるインフラ整備については、

かなりの部分進んできておりますし、建設課、水道課中心にして、本町の生活のライフラインにかかわる問題については、多くのものがかなり整備されてきたというふうに思っております。その点は高く評価をいたしております。そんな中で、一方で通信のインフラ整備というのがやはりここで必要に一方ではなってくるのではないかなと思っております。私自身、通信インフラといいましても、いわゆるインターネットのところについてはちょっとメールのやりとりできるぐらいの知識しかありませんので、大したことはわかりませんが、ただ多くの方々に言われていることは、やはり本町のこれから大事なことの中では、いわゆる通信インフラをどう確保していくかということではないだろうかというお話は承っております。といいますことは、いわゆる本町市街地、市外局番485、この地域においてはADSLの使用は可能ですが、それ以外のところについてはADSLは使えない。いわゆるISDNか、あるいはダイヤルアップでしかそれができない。そんな中で、やはりその辺の通信インフラの確保をしなければならないということで、それぞれの地域でがんばって、ADSLならADSLをつなげる人をどう確保するかということに苦労しながら、例えば塘路、虹別、磯分内等ががんばって何とかそこに持っていきたいというふうに努力をしています。仮にそこがそうなったとしても、いわゆるそこから外れたところというのは全くその恩恵にあずからない現状であります。

それとともに、もう一つ、学校教育の中においても非常に難しい問題になってきているのではないかと考えています。既に報告が出ておりますから、つかまえているとは思いますが、いわゆる町内学校別インターネット接続速度の実態の中間報告がなされておりますね。これは、サイトで調べたら出てきてあるのですが、それで調べてみますと、虹小においては5、6年生の社会科調べ学習をしようとしたら全く使うことができなかった。これは、1台ぐらいでは使えるのですが、全部をつないでみると全く使えない状態になってくるとか、虹中でも同じことで、データの読み込みがスムーズにできず、実質的に学校ではダウンロードができなくなってきているというのがありますし、そういうわけじゃなくて、今社会がどんどん大容量社会になってきて、そして高速に対応するようなものになってきている。そういう中で、一方ではどんどん、どんどん拡大してきていますから、それを受けられないということになってくると、大変な格差が出てまいりますし、いわゆるアップデートもできないという、そんな中での通信インフラでの生活をここですというのには非常に大変な時代が来るのではないかなと思っております。まして町のお知らせと、あるいは教育委員会、その他含めて、かなりインターネットで広報している部分があります。そういうことを考えていきますと、この通信インフラの確保というものは、一方では大きな課題になってきております。そんな点では、町長も昨年の選挙の折に、これは講演会の会報ですけども、IT教育を推進いたしますということで公約の一つとして述べられてきております。そんな中では、現状の状況というのは非常に寂しい状況にありますし、そういう意味では教育の面から、あるいは産業経済活動の面から、行政の中で将来電子入札ですとか、あるいはそういうことがどんどん進んでいくと、やはりその恩恵にあずかれない

いものは大変な思いをせんきゃならない。あるいは、申請行為自体が既にそういう形になってきている。そこを一定程度解消していく必要があるというふうに考えております。これは、民間でできることは民間でやるということでもかなりやっておりますけども、ただそこだけでは言い切れない点があるということも事実だと思いますので、その辺について何かお考えがあればお伺いしておきます。

○委員長（館田賢治君） 総務課長・玉手君。

○総務課長（玉手美男君） お答えをしたいというふうに思います。

通信のインフラの整備についてでございますが、委員ご案内のとおり、市街地以外のADSL回線については供用開始されておりますが、塘路、磯分内、虹別地区の3地区につきまして、従前より発起人会を立ち上げまして、NTT事業主の方に交渉をしてきておるところでございます。その数について、当初1地区100名、3地区で300名というお話の中で交渉していく段階で、仮要望について、少ない数でも了承を取りつけれる状況になってきてございます。おかげをもちまして、ご協力をいただいたおかげで、秋にはまず3地区についてのADSL回線の普及ができる状況になってきてございます。ご報告をしたいなというふうに思いますが、あと標茶の市街地について、光ファイバーの通信でございますが、この普及についても、ぜひ作業を進めていただきたいということも要望としてあることは事実でございます。その作業についても、今月をめぐりに、協議会というのですか、発起人会というのですか、立ち上げをしたいなというふうなことで、今後どういう展開になるかわかりませんが、ある程度の数が見られる中で標茶町の考え方を事業主の方に申し伝えて、整備されるように努めていきたいなというふうに思っております。そして、3地区以外のADSL化が進んだ後のその他の地域の問題についてのご指摘でございますが、基地局の問題がございまして、各地域については、先ほどの4地区については基地局がありまして、その中で先ほど来言いましたように1地区100というような数字がございました。各その他地域については、そういう数字が実は滞っていると。4キロ弱と、山側については4キロぐらいしか飛ばないわけですから、それ以外の地域を含めると100ある地域もあるんですが、実はないと。そういう場合に、今後については数の少ない部分についても事業主の方に何とか少ない中でも要請をしていきたいなというふうに考えております。いつの時点というふうにはちょっと申し上げられませんが、今後とも継続して要請をしていきたいなと思っておりますので、ご理解を願いたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 教育委員会管理課長・島田君。

○教委管理課長（島田哲男君） お答えいたします。

実際に各学校の僻地の部分では、授業でそれぞれパソコンを使いながらインターネットを使っている授業は行っております。それで、なかなか速度が遅いという状況は学校からは非常に言われている部分ではありますが、町全体での地域格差といいますか、小学校、本町の市街地と僻地の部分での授業では大変苦慮しているところがございます。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） それぞれのご努力の中で3地区はADSLに移行できるという、本当にすばらしい見通しが立ったというふうに思っておりますが、それ以外に多くの方々がいらっしゃる。やっぱりその方々も同じように町民として一定程度の、この町で暮らす上では同じようなインフラのもとに暮らしていかなきゃならんだろうというふうに思っておりますし、特に学校教育の中で大きな支障を来しているのが事実なわけですから、その辺の解消もやっていかんきゃならんと思います。そんな中では、最近の事例としては、この近くでは別海が、いわゆる無線によってその問題を解消してきたと。その中には、当然町自体がアンテナを立てる行為もありましたし、既存の建物の上から飛ばすだとか、あるいはドコモですとかauですとか、そういうところのものも一方ではあわせてお借りしながら、そういうことを解消してきたという経緯があります。ですから、そういう意味では、本町としても今総務課長が言ったその他の地域が長いスパン、これが対応できないということになれば、そのことを十分考えていかなければなりません。特に学校教育の中でそのような非常に不都合な状況になるということは、やはりいつまでもほうっておくことはできないでしょうし、町長の言われるIT教育の推進に支障を来すだろうというふうにも考えておりますので、その辺について再度お答えを賜りたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） この問題については、当初、いわゆるNTTさんの側の主体性といえますが、そここのところを意識せざるを得ないという状況できました。しかしながら、考えてみますと、今日的には国民の情報量を全国津々浦々展開するというのが、いわゆる公共としての全体的使命と。これは、公共団体だけでなく、電波等を使う業者についても当然同じ使命を持っているということで、そういった面では私どもも、先ほど総務課長の取り組みは正直言うと、いわゆる需要量が小さいがために無理かなと思ったのですが、結果としては意外と早く今年度の途中、新しい年度の途中には何とかなりそうだと。まだ公になっていない話なのでありますけれども、そういう状況はある。当然、これは茶安別なんかでもそうでありますし、阿歴内なんかも、あるいは御卒別地区でもそうでありますけれども、この391から外れた部分、路線上でいうと外れた部分、この部分の重要性について、私ども何をNTTに必要性の理由としてつけ加えることができるかという作業といえますか、そういう努力を私どもがしなければ、単純に要請しますでは、やっぱり難しいのだろうと。何がNTTさんとしては、それがそうかと、それでは急がなきゃならんという理由を見つけ出して要請をしていくといことをきちんとしていかなきゃならんというふうに考えております。委員がご指摘されたとおり、標茶の町内でそういった格差が、当然平等に公平に受けるべきことが受けられないで格差があるということについて問題がありますから、引き続き何とか努力をしていきたいなというふうに思います。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） それでは、次に釧路・根室広域地方税滞納整理機構というのが新年度から発足するということになります。予算の中で見てまいりますと、歳出の中で一般

会計で171万6,000円、この機構に対する負担金が。国保で209万7,000円であります。滞繰の状況から見ると、大体おおよそ同じぐらいの比率なのかなという、お金の出し方としてそうなのですが、ただ国保の中で、ちょっと控室でも話していたのですが、いわゆる滞納されている方々に対しては資格証で対応の話もありましたよね。でも、資格証の問題というのは余りなかったのではないかなという気がしているのです。ですから、ここに国保で209万7,000円を見て負担金で整理を委託するということは、かなりのそこにターゲットがあるのかなというように感じをしないわけでもないものですから、国保の現状で今の資格証で対応している方々の数と国保で想定している件数、個人情報に関するところは別にしまして、お話しできる範囲で結構ですので、おおよそ何年ぐらいだとか、こういう形のところをターゲットにしているだとか。これは、一般会計の分も町税の分もそうだと思うのですけれども、そこについてお知らせをいただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） 今の滞納整理機構の一般会計と国保会計の負担金の案分では、今17年度末の町税の滞納分が約7,500万円、それから国保税が1億900万円、合わせて1億8,400万円という形で17年度末の滞納があるわけですが、その比率といいますが、大体滞納額の比率でもって、とりあえず負担金を案分したということであります。

それから、もう一点、資格者証の部分でございます。実際これだけ滞納があって、どの程度資格者証を出しているのかといいますが、今現在は2世帯で3人という状態です。滞納額からいけば少ないのではないかなというご指摘があるのかもしれませんが、一応短期証という、いわゆる期間の短い保険証で対応している部分も18年度、今現在約133世帯ぐらいありますので、どちらかという資格者証というきつい対応でなく、短期証という形で納税者のご理解を得られるように進めているということでご理解を願いたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） 資格証をどんどん発行せいという意味じゃなくて、短期の分のことは頭に余りなかったものですから、失念していたものですから、そういうご質問の仕方になったわけですが、そんな中でいわゆる国保と一般会計を含めて、このような形で整理機構の方に負担金を出して整理の一部を依頼していくという形になると思うのですが、それでこれの想定される、整理される件数ですとか、金額が総金額なのか、その点をどの程度見込んでいるのか。今期の予算で整理される金額というのはどの程度見込んでいるのか、お伺いしておきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） すべての町が滞納整理機構に引き継ぎをする件数というのは、もう既に前にもお話ししていますが、20件という件数になっております。ですから、一応20件のうちの滞納税額がどのくらいかという部分でもって、かなり変わってくるのですけれども、基本的には私ども滞納税額の高い方から一応先行せざるを得ないだろうというふ

うに思っていますので、やはり1件100万円以上につくことにはなるのかなと思っています。100万円としても、20件ですから2,000万円ということになりますから、あとは滞納整理機構がどの程度の徴収率を上げることができるかによって出てくるのですけれども、一応先行して実施しております渡島が平成16年の設立に20%ぐらいの徴収率を上げておりますので、20%までいなくても15%ぐらいの徴収率を上げてもらえれば、そんなような期待をしているところであります。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） ここにゆだねられるということは大変なことだというふうに思っております。そんな中で、税務課の納税系の状況が報告されておりますけれども、いわゆる年度の前半には現年度分の納税依頼の文書を発行したり、あるいは催告状の発行をする。国税では1件だけ差し押さえの執行なんか行っておりますけれども、あとはできれば多くの者を納税相談あるいは臨戸徴収しながら努力されてきているというふうにしているわけです。それで、現実にこの滞繰の1億8,400万円ですか、これについては毎年の年度としてどのような、今言ったような形の中でどんな手当てをしてきたのか、その辺だけ伺いしておきます。

○委員長（館田賢治君） 税務課長・中居君。

○税務課長（中居 茂君） 今委員も言われたように、実は定期的に催告ということをしていきますので、大概12月と、それから3月には催告状を出して、電話による催告も行ったり、あるいは臨戸徴収をしたりというような対応をしているほか、ご存じのとおり去年は後半、4月から3月まで休日に納税相談日を設ける、あるいは今年度は10月からですけれども、やはり3月まで夜間の納税日を2日ずつやっている。そんなようなことで、一定の努力をしているつもりでございます。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） 初年度ですので、どのような形になるかわかりませんが、確かに滞納ということは大変なことですが、しかしそのことが余り過酷な形になっていかなければというふうにも考えておりますので、その辺の状況、お任せすると言いながらも、十分税務課としては関心持って見ていっていただきたいというふうに、そんなふうには思っております。

それで、あとまだいろいろあるのですが、歳入の方でちょっと気になっておりましたというか、ちょっとわからない点もありますので、いろいろと勉強させていただきながら質疑を展開させていただきたいと思っておりますが、いわゆる地方交付税が新型になってきております。そんな中で、実際にどんなふうに地方交付税が展開していくのかわからないというのが現状かとは思っておりますけれども、ただ言えますことは、いわゆる地方交付税が地方分権改革、そしてその後の行政改革、三位一体の改革ですね、そうやってきてどんどん落ち込んできているというのが事実です。ただ、そんな中で地方交付税だけ見れば、3年前まではどんどん落ちてきていましたけれども、それより若干落ちついた感じがありま

したし、毎年前年度より落ちると言いながらも、ことしの先ほどの一般会計の補正予算から見てまいりますと、地方交付税総体では17年度の決算より若干、1億円ちょっと伸びるような計算になってこようかと思っております。それと、今回の新型の地方交付税を見てみましても、新しくそれらについて試算をしたのがあります。今までに合わせて包括算定経費が導入されるという形になって、変わってきているのが事実だと思えます。私も余り資料がなかったのですが、若干調べてみたら、個別経費にかかわっての分については、投資的経費が全部落ちてしまっていると。それが算定、交付から全部落ちてきていると。ただ、あるいは単位費用についても出てきておりますし、全部下がってきております。ただ、補正係数等がわかりませんので、何とも言えないのですが、そういう点ではその分についてはかなり落ち込むのかなというふうに思っております。

それで、本当に非常に大変な状況になるのかなというふうに思っていたのですが、新型交付税の導入に関して試算したのがありますけども、標茶町の試算したのが出ておりました。これでは、18年度の算定の数値に基づいた基準財政需要額をはじき出しているわけですけども、それについては金額で約2,800万円、0.5%がふえるような試算がなされております。ですから、実際にそのことがどうなってくるかというのまではわかりませんが、ただ言えますことは、町財政が非常に厳しいということは、将来にわたって縮小してきていますから厳しいというのはわかるのですが、絶えずこの交付税が減額されて、減額されて、大変だよ、大変だということが大変大きく声として出ていき過ぎているんじゃないのかなというふうな感じも否めないと思うのです。といいますことは、町民の方々からいろんなお話ししたときに聞くことでは、役場に何かお話しすると金がないというのは最初に返ってくると。確かにお金はないのかもしれないですけども、すぐお金がないと言われたら、その後続かないのですよねという話が出てくる。前にお話ししたことありますけども、私はここに出て以来ずっと感じていることは、役場の職員というのは断り上手だということは天下一品上手だというふうに絶えず感じていたものですから、絶えずその辺ははねつけられてきたという経緯があります。そんな中で、やはりそういう地方交付税含めて非常に厳しいというのは言い方わかるし、そのために行政改革もして、職員みずから血を流してきているというのもわかるのですけども、そのことが余り前面に出ていくということになると、やっぱり若干問題がある。いわゆる協働のまちづくりと言いながらも、若干問題が出てくるんじゃないかなと思っておりますし、特に地方交付税の現状では、財源対策債のことを別にいたしますと落ちついてきているという状況もありますので、やはりもう少し町民に親切に知らせながら協働のまちづくりにリードしていくという方向をぜひとも、それぞれやっていると言われるでしょうけども、感じとしてそういうものを感じるものですから、その辺についてお伺いしておきたいと思えます。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） 新型交付税の細かな点については、後ほど担当課長の方から説明していただきますけども、基本的に町の財政運営、交付税を中心としてどのように考える

かという部分についてだけ説明させていただきたいなと思いますけども、実は今委員の方から18年度予算あるいは19年度予算での部分について今お話ありましたけども、19年度の普通地方交付税でいうと37億9,000万何がし上げています。これは、18年度の当初予算からすると若干プラスして上げていますが、地方交付税総額がふえたという意味じゃなくて、保留額として未確定な部分が、新型交付税の部分あるものですから、未確定の部分をどの程度押さえるかもあるのですけども、とりあえず今年度は前年度よりも留保額を少なくして今計上させてもらったがために、前年度の交付税で比較すると、交付税がふえているという印象になりますけども、基本的には総額は落ちるのではないかという見通しを立てています。

それから、新型交付税の部分についても委員ご指摘のとおりでありまして、基準財政需要額で2,800万円ふえている、計算値はそうなのですが、じゃ収入額の方の行方がどうなるかという問題から絡めて、交付税総額は一体どうなるかということについてまだ見えてこない部分があるから、2,800万円ふえてよかったなというふうにして、躍ることのないようにという、緊張感を持ってというのが今財政担当含めて私どもの今考え方でございます。

それから、今のところ、これは最近になって学者先生方含めて何とか、夕張問題があったので、いろいろ言っていただく状況になっていたのかなと思います。実はいわゆる補助金を減らして交付税で自由に使える金をふやすべきというのが、学者先生いろいろありますけども、最近そのことをあえていろいろなところで述べてもらってきているようになったかなと思っています。今までは、地方は甘えないで自立してやるべきだと。したがって、国の補助金減らすのも交付税減るのも当たり前だと。あくまでも自賄いしなさいというのが今までの基調できたのですが、ここにきていやいやと、補助金を減らすことはいいのだけど、一辺倒に地方交付税を減らすのはおかしいという主張が出てきまして、当然全国の各地域が健全に残れる最低限の調整機能は交付税に持たすべきだという主張がしていただいてきていますので、ほっとしておりますけど、まだこの行方が、ご案内のように参議院選挙の動向含めて、まだどういう理論構築になるかちょっと見えていませんから、今のところ私どもとしては19年度予算を策定するに当たって、職員に示している平成29年度まで見込み立てていますけども、このところの地方交付税は最悪事態を想定して、3%程度ずつ今後も減るだろうという前提のもとに一応見通しを立ててございます。その結果、収支バランスがどの時点で見えなくなるかということが、いわゆる貯金、基金との、基金の残高等々を含めて支消して行って、積み立てしていてもなおゼロになっちゃうだろうと見通すのが平成27年度であります。この見通しをきちんと立てた上で行革すべきものはすべき、あるいは建設事業を取り組むべきものは取り組むという判断をしていかんきゃならないという、そういう見通しのもとにやっております。ご案内のように、平成15年に合併問題で、実は同じような財政見通しを皆さんにご説明してきました。その中でいうと、平成19年度にはパンク状態の試算になっている。委員ご指摘のとおり、大変難しい中で努力をさせていただきながら、とりあえずは平成19年度にパンクする話を19年

度、18年度の末段階で、まだ結果は出ませんが、何とか平成14年度決算の状態の基金残高等に、大体何とかなるのではないかという見通しで今進んでおりまして、引き続きこの交付税の動向を見ながら、当然行政コスト削減も含めて引き続き努力していくということの前提の上に、先ほど町民の皆さんから言われている、役場の職員は断るのは上手だと、金がないという言葉を使っているという部分を、何とかそういう説明ではなくて、皆さんの相談にきちんと町長が言われるように、そのご相談に乗っていくということを通じながら、一方では削減の部分と一緒に町民の皆さんに明るい展望を何とか切り開いていけるよう努力していきたいなというふうに思います。

新型交付税の関係は、担当課長の方から説明させていただきます。

○委員長（館田賢治君） 企画財政課長・佐藤君。

○企画財政課長（佐藤吉彦君） お答えします。

委員の先ほど調べられて持っている情報と、実は私どもが持っている情報というのも大差ないのかなと思っております。現時点で国から示されている部分については、18年度の基準財政需要額を新たに人口と面積を導入して再計算をしたということ。それから、これまでの算定費用の項目が53項目あったのですが、それが36項目に変化をしております。かなり簡素化しているのですが、具体的な算定費用の単価まではまだ、細かい部分の減額率とかはまだ手元にございませませんが、今回の算定については標茶町の場合は2,800万円ほどふえるという試算なのですが、今回の算定方法の面積と人口の比率なのですが、どうも面積が1で人口が10という比率の中で計算をしているのかな。ですから、基本的には人口が多いところの方がいまだに有利な計算をされているというような状況が続いているということです。これが都道府県になると1対3、そのような形をベースにしながら計算をしているというような状況になっています。

今年度については、一応基準財政需要額の1割を見ているということです。最終年の、2009年ですから、21年には約3割程度をこの新型交付税の面積、人口を当てはめたものにしていきたいというのが国の方針のようですので、それがどういうふうに出るのかとして人口と面積の比率がどう反映するかまではまだ、今年度6月の本算定になってみると初めてその辺も明らかになってくるのかなという状況ですので、ご理解をしていただきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） ほかに歳入でいろいろ見ていたのですが、町税に関してはそれぞれ現年度98%余り、そして滞繰も6%ですとか、数%見ながら歳入確保に努めてきておりました。それで、予算の中で税に関してはその辺がわかっているのですが、いわゆる分担金、負担金あるいは使用料、手数料になってくると、なかなかその辺が出てこないものから、わからない面がたくさんあります。ですから、この予算の中でも推計できるものも実際ないのです。例えば保育料にかかわって、現年度調定額が幾らで、どれだけ見ているのかなというのがなかなか出てこない。その辺も非常に大きな数字になっておりますの

で、もしわかればお伺いしたいと思いますし、例えば農業分担金あります。今回債務負担行為の中で、歳出で6,658万円を見込んであります。それは、歳出の方でそれだけ見込んであります。ただ、一方では債務負担行為の中での金額を調べてみますと、8,431万6,000円になってきます。その差額がどういうふうにとらえたらよろしいのか、その辺をお伺いしておきたい。これは、見てみますと、みんなその他の財源でこれを見ておりますので、その差額の分がどういうことなのか、その辺でお伺いしておきたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 農業費分担金の関係でお答えいたします。

今委員ご指摘の債務負担行為の合計額と、それから今年度予算の額との相違ということでございますが、実は私、詳細なその辺の数字の差異の資料は現在持ち合わせておりませんが、一般論で申し上げますと、何らかの形で繰上償還等があつて債務負担行為の額の方が大きくなっているんじゃないかなというふうに思っておりました。ちなみに、今年度予算書の中の数字を拾って申し上げますと、国営、茶安別、磯分内、萩野、それから標茶西部、中多和の直轄明渠まで5地区分の償還がありまして、それについては9,019万4,000円という金額になっております。対しまして、分担金として徴収いたしますのが6,658万円ということで、これについては歳入予算上は100%の調定率で計算をさせてもらっております。若干数字が合わない部分が出てくるのですけれども、それにつきましては土地連からの助成金がございます、これは基本的には農家に対する助成という形をとっているのですけれども、1,773万6,000円という助成金見込んでありまして、中多和の直轄明渠は農家の分担金発生しませんので、それらを合計すると収支が合うような、そういうふうを考えております。

○委員長（館田賢治君） 住民課長・森山君。

○住民課長（森山 豊君） 保育負担金の算定についてご説明したいと思います。児童福祉費負担金ですが、本年度予算額が4,985万7,000円となっておりますけれども、そのうち現年度分ですが、現年度分につきましては平成18年、当初の入所児童に平成19年の徴収基準額を掛けまして、徴収率98%ということで4,804万6,000円、それと滞納繰り越し分につきましては15%、181万1,000円、計4,985万7,000円という計上でございます。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） それで、保育費にかかわっては滞繰の現状を見ているのです。農業分担金の17年度決算での収入未済額って幾らありますか。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

未収額につきましては、1,647万3,513円ということで資料に掲載されております。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） それは、単年度でないですか。滞繰含めてどのくらいになっているかということ。私の調べでは、9,255万5,000円になります。

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 申しわけございませんでした。ご指摘のとおり、滞納繰り越し分の方もありまして、滞納繰り越し分は先ほどの現年分のほかに7,608万2,031円というふうになっております。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） 滞繰分というのは、予算には歳入、先ほどお話しした6,658万円というのは現年度分だと言っていましたね。繰上償還等あって、だから合わなくなる。けれども、その部分が現年度分だと。そうすると、滞繰分というのは最初から見込んでいないということになってきますけれども、そんなふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（館田賢治君） 休憩いたします。

休憩 午後 5時25分

再開 午後 5時32分

○委員長（館田賢治君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

農業費分担金の滞納繰越額の点なのですけれども、これにつきまして新年度予算の中で歳入に項目がないということなのですけれども、これにつきましては納入された段階で、納入に際してはいろいろ難しい問題があるのが現状なのですけれども、補正等して対応させてもらいたいというふうに考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） これだけ大きな金額で滞繰分が見込みを見ていない。それで、一方で税の方は全部滞繰分見えていますよね。国保なんかも。いつも国保で議論あります。本当に、いわゆる役場の人ですと共済ですし、あるいは社会保険、厚生年金入っている人、それ以外で退職された方ですとか商店の人、あるいはそれ以外の方で平均的に見ると非常に難しい状況を抱えている方が国保に非常に多い。しかし、それでも滞繰分を見ながら、一方では滞納整理機構の方に債権を回される。自治体ですから、そういう言い方にならないでしょうけども、民間ですと債権の証券化をして売っ払うというような、場合によっては形にもなりかねない。ところが、農業分担金、これは契約してやったわけでしょう。当初で契約して、これだけの事業をやります。あなたの土地にこれだけ投資されますよ。あなたの土地の負担金はこれですと。事業終わったら全体を精算して、3年据え置き、12年の償還をしていただきますという契約なのです。国保は、自分関係ないけどと言ったら、極端に言うところですけども、初めて納付書受け取って、自分がことし幾ら払わんきゃならんとわかるのです。契約でも何でもないので。あなたの所得はこういう階層ですよと。

過程、こうしてこうですよ。それで、全体でこれだけ医療費かかりますから、その分こういうふう負担して案分したらこうなりました。それだったって、そんな詳しい説明なんかはないですよ。それで納めなければならない、一方で。それで、その分で納められなくなったら、資格証で場合によっては病院に通って、全額を立てかえていかなきゃならない。あるいは、短期証発行してもらわなきゃならない。ところが、そういう契約して、それはその一つの土地なのです。所有権がその人にあるものなのです。そこに町がお金を投入していく、国費も投入していく。そして、一定の財産形成したわけです。そこは、現年度分しか見ないで、滞繰分も見ないといったら、町民納得しますか。こういう予算で、それで行政大変だ、お金、歳入大変だと言えますか。私、やっぱりその辺になってくると、ここはもう少しきちっとしていかないとまかないと思うのです。農業だけが聖域のような感じでなってきたら、やっぱり先行き、協働のまちづくりどころでなくなっちゃうと思うのです。

昨年度の決算で、17年度の決算で、いわゆる調定額に対してのワーストスリーというのを調べてみたのです。一番悪いのは土地区画整理事業、換地精算金徴収金、これ25.5%。ただ、これはずっと残ってきたのが毎年毎年徴収されてきているわけですから、調定率に対する収納金が22.5%、現実にはもうほとんどのものがなくなってきていると。ほとんど完納に近くなってきている。3位の下水道分担金がある。これは、55.5%です。これもやっぱり同じように毎年精算されてきている。今塘路、新たにしますけれども、それ以外のところは皆終わってきていますから、それが少しずつ回収されてきている。これもかなり回収されてきている。2番目は何か。分担金の問題です。これは、51.4%です。まことにこういう状況。これは、正味なのです。減ってきていないのです。

それで、お伺いしたいのは、その徴収に当たって、税務課ですと催告状発送いたし、あるいは納税相談をいたし、あるいは夜間もやったり、いろいろしながらやっぱりやっていますよね。この辺について、担当課ではどんなふうにはしていますか。

○委員長（館田賢治君） 農林課長・牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

現状で申し上げますと、定期的に時効の中断措置をとるための相談、それから毎年度分担金の納付書を送付するときの文書によるお願い、それから毎年年度末時期になってしまうのですけれども、滞納者のところに行つての相談ということで対応はしております。

○委員長（館田賢治君） 三好君。

○委員（三好英雄君） 時効の中断というのは、確かにしておかなければ、後々どうしようもなくなりますから、そうなのですけども、税の場合ですと、地方税法の中にきちっと決められておりますよね、どのような措置をなさいというのは。ところが、分担金も使用料も同じなのです。これご存じですよ。これは、地方税法でないで、地方自治法の中で決められている。これは、まさしく税と同じ取り扱いなのです。そういうようにしなければならぬ。催告状を直ちに発布しなければならぬ。税と同じ感覚でやらなきゃな

らないと自治法で決められているのです。処理の方法としては、地方税法によることとなっているのです。だから、そこを全く手つけていないと言ったら、私は滞繰分を見ていないということは、全く手つけていないと思うのです。というふうに感じざるを得ない。ですから、そんなことを考えていくと、一方では整理機構にゆだねられていく。この現状をどう認識して、どう町民にご説明したらよしいのか、その辺をお伺いしておきます。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） 農業者分担金の滞納問題については、かなり長い間議会でも議論をいただいておりますし、滞納になっている状況等についても十分ご理解いただいているのではないかと思いますけども、基本的には委員ご指摘のとおり約束で始まったことありますから、約束に従ってもらえば結構なのですけども、特に私どもが一番困っているのは、滞納となっている方々に私どもで今率直に手をつけるだけの財産あるいは収入が確保できていないという大変な問題があります。ご案内のように、この農業者分担金の対象となる農家の方々については、離農時点ではほとんど裸同然という感じであります。中には、私ども知らないうちに離農という決定を受けて、あすの生活が困るから何とかしてくれといったときに、生活に町民が困るから役場へ行って相談してくださいという形で、来て初めて財産も何もすべて処置されちゃっているという事態が私どもでわかる状態に来たことも事実でありまして、そういった方々の、最終的には残額でありますから、滞納でありますから、担当の方からも答えたように、じゃこの金をくれと言って、もらえるものがそうたびたびには出てこないというのが実態であります。

いつかの議会で私もお答えをしたかもしれませんが、当面整理回収機構の考え方としては、管内で構成自治体の考え方としては、とりあえずは税という考えでスタートしましたけども、これは事情があって、道の国保担当が指導してきた経過があって、そういうふうになったものと思いますけども、委員からも格差の問題指摘されておりますけども、当然税と同じに公法上の債権でありますから、同じ措置はせざるを得なくなると思います。最終的には、とりあえずは整理回収機構に、これも働きかけをすべき事項だなというふうに考えています。というのは、正直言うと財産があって、あるいは納付意思がありつつ財産もあってという感じなら結構なのですけども、ほとんど執行するということが非常に難しい状況にあるということの積み重ねであることが実態でありますから、再度、当然法的な、公法上の債権として提示すべきものについては、担当をして引き続き緊張してやるように指導はしますけども、少なくともこういう形ですから、それじゃ10%何とかしますとか、そう言える相手方の、いわゆる債務者の方の事情がそうならないという背景があるものですから、ぜひそのことを理解していただきたいなと思います。

先ほどご指摘いただきました、これは決算で数字がそれぞれ明らかになっておりますけども、予算上として滞繰分を当初予算に計上していない。他のものについては1,000円でも計上しているということがありますけども、これもちょっと過去の経過がそのまま今日までできちゃって計上していなかったのではないかなと思っておりますので、しかるべき時期

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

にはきちっとしたいなど。滞線分もきちっと計上して措置をして、歳入の予算をつくるということにしていきたいと思いますけど、事情がそういう事情にありますことをぜひご理解いただきたいのと。それと、この整理についても、当然税と同じ処理の仕方を整理回収機構の方に将来的には何とか移行していくということを含めて努力してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいなと思います。

(「委員長、議事進行。休憩願います」の声あり)

○委員長(館田賢治君) 休憩いたします。

休憩 午後 5時45分

再開 午後 5時56分

○委員長(館田賢治君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

町長・池田君。

○町長(池田裕二君) お答えをいたしたいと思います。

農業費分担金の問題につきましては、委員ご指摘のように私ども過去もずっと、農協さんとどういった形で現実的に対応ができるのかということは再三再四協議をしております。その中で、農協としてもやはり農業振興、これからも考えた上で何らかの手だてというものが需要だというお話の中で、これから先の債権については、今まで過去の中では、先ほど助役の方からも若干説明ありましたけども、事業が長かったであるとか、例えば完了時に農家の方が離農されていたとか、いろんな問題等々があって、解決できなかった問題についても、今後の問題としては農協さんも行政と同じテーブルの中で対応策を考えていきたいということを私が農林課長でありました平成11年以降、そういうお話し合いをさせていただきまして、基本的なところでは合意させていただいておりますので、何らかの形で具体的に支払いいただけるように方策等について協議してまいりたいというように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員(三好英雄君) いいです。終わります。

○委員長(館田賢治君) ほかに質疑ございませんか。

大島君。

○委員(大島益美君)(発言席) 私、1点だけご質問申し上げるわけですが、日にちはよく覚えていませんが、今月の初めに私のところに3人の町民の方が見えました。そして、随分言いたいことも言ったし、長くいたわけでありました。それは何かといえば、いわゆる町がやっている振興補助金のことなのです。平成9年の2月6日だと思いますが、振興委員会を開かれたときに、そこに3件の補助申請が出ていたようであります。ところが、振興委員会で1件については決定をしないで留保したという記録があります。それで、2月の末にまた振興委員会を開いて、これは町長といろいろ振興委員と話し合いをしたのだら

うけれども、そこで決定をしております。いつ出したかは、私わかりませんが、ただ、この問題を余りわかっていない人が外部で話をし出すと、する方は好き勝手なことを言う。これは、言われている方も大変だと思うのです。ですから、これはもう少し鮮明にして、来月の選挙が終わった議会あたりで特別委員会をつくるなり何かして、もう少し町民に誤解されないように、本当に誤解する方は勝手なことを言っています。言われる方も大変です。町有地を借りて、そこへ建物を建てて振興補助金をもらっていると、こういうことですから。ただ、13年の3月の定例議会で当時の助役が3月31日で売買が締結するか、売買が終わるとかという答弁しているのです。その辺について、私は余りやりとりしたくありませんけども、ご答弁をいただければいいです。

○委員長（館田賢治君） 助役・及川君。

○助役（及川直彦君） ちょっと具体名がございませんで、年度の部分が明確になっておりますから、私の頭の中で想定している案件があれば、これかなという状態でありまして、そんなことでとりあえず説明をいたしますけども、私の説明の後にそうだということになって、さらに説明しなければならぬことありましたら担当課長の方から具体的な話を説明させたいと思いますけども、基本的には町有地の上に物件があって、建てて、それに振興補助金が出るのかどうかという問題について、振興委員会で議論があったことについては事実でありますし、そのことは先ほど委員から言われるように過去の議会でやりとりがあったことも事実であります。実は、振興委員会と振興施設整備費補助金というのがどういう形の経過で決定されるかと申しますと、振興委員会の企業誘致部会等で議論をいただいて、その意見を参考に町長が決定するという、そういうシステムでございませんで、それがいまして、これは制度論の話でありますけれども、振興委員会の意見を100%聞く聞かないの関係はそこには残ると。いわゆる補助金を出すか、決定する、しないの部分について言えば、必ず振興委員会の企業誘致部会の意見がイコールということにならないような制度になってございませんで、参考として意見を聞くということとしての制度的な形だということに思います。

もう一つは、意見を聞いた上で、当時はたしかやりとりのことも、経過も含めてでありますけども、当時はその振興委員会の意見を聞いて、土地の取得について求めたらいいでないかということの委員会での意見もあったことによつて、町の側としては買い取る方と協議をしてきた経過があるかと思つて、もしその件で間違いのないようであれば、そのことについての経過だけ担当課長の方から説明をさせたいと思つて。

○委員長（館田賢治君） 管理課長・今君。

○管理課長（今 敏明君） 経過の部分でございませんで、基本的には最後13年の委員がご指摘になった、お買い求めになるというお話の答弁ということですが、私持っている資料あるいは当時の経過、そういったものから照らし合わせますと、当時もう当然その平成9年前後にこの議論というのが議会でご意見あるいはご指摘も含めてされたというふうには私自身も過去の資料等を見ますとなつていてということ、その辺の詳しい経過を

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

克明に正しく説明するというのは、また語弊がありますので、そこは言いませんけども、13年のやりとりにつきましては、あくまでも平成9年以降、町有地については町有地管理委員会で管理の適正化を図ると。その中で、当然今ご指摘受けた土地についても、あるいはほかの土地についても、いわゆる町が不要地として認定したものについてはお買い求めいただく、あるいは買っていただくと、そういった方針というのは今現在も変わってございません。ちなみに、平成9年、平成13年の話ですけれども、13年におきましては、町としては契約更新の、賃貸の更新の時期でございますので、その時点で当然買い受けの打診をさせていただいたと。当時の担当者、担当課長も含めて、ご本人ともお話しになったという経過あるように残っていますが、その部分では現在も、若干木材市況は好転になってきたということではございますけれども、この部分につきましてはこの当時あるいはそういった低迷の時期が長いということで、とても買い入れる状況ではないということで、いま一度賃貸というのが当時のご回答かというふうに思っています。それを受けまして、町有地管理委員会等でその可否について決定し、継続貸し付けをするというような経過になってございますので、その辺の事実経過、指摘されて、指示されて答えているわけですが、多分そういったことで間違いないというふうに思っています。

○委員（大島益美君） 私、もうこれで質問を終わります。

○委員長（舘田賢治君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（舘田賢治君） 質疑はないものと認めます。質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（舘田賢治君） 討論ないものと認めます。

これより議案第17号から議案第24号まで議題8案一括して採決いたします。

議題8案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（舘田賢治君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第17号、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

閉会の宣告

○委員長（舘田賢治君） 以上で平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題8案の審査は終了いたしました。

これをもって平成19年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

（午後 6時08分）

平成19年第1回定例議会審査特別委員会

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長